

608
58

608-58
1200501533165



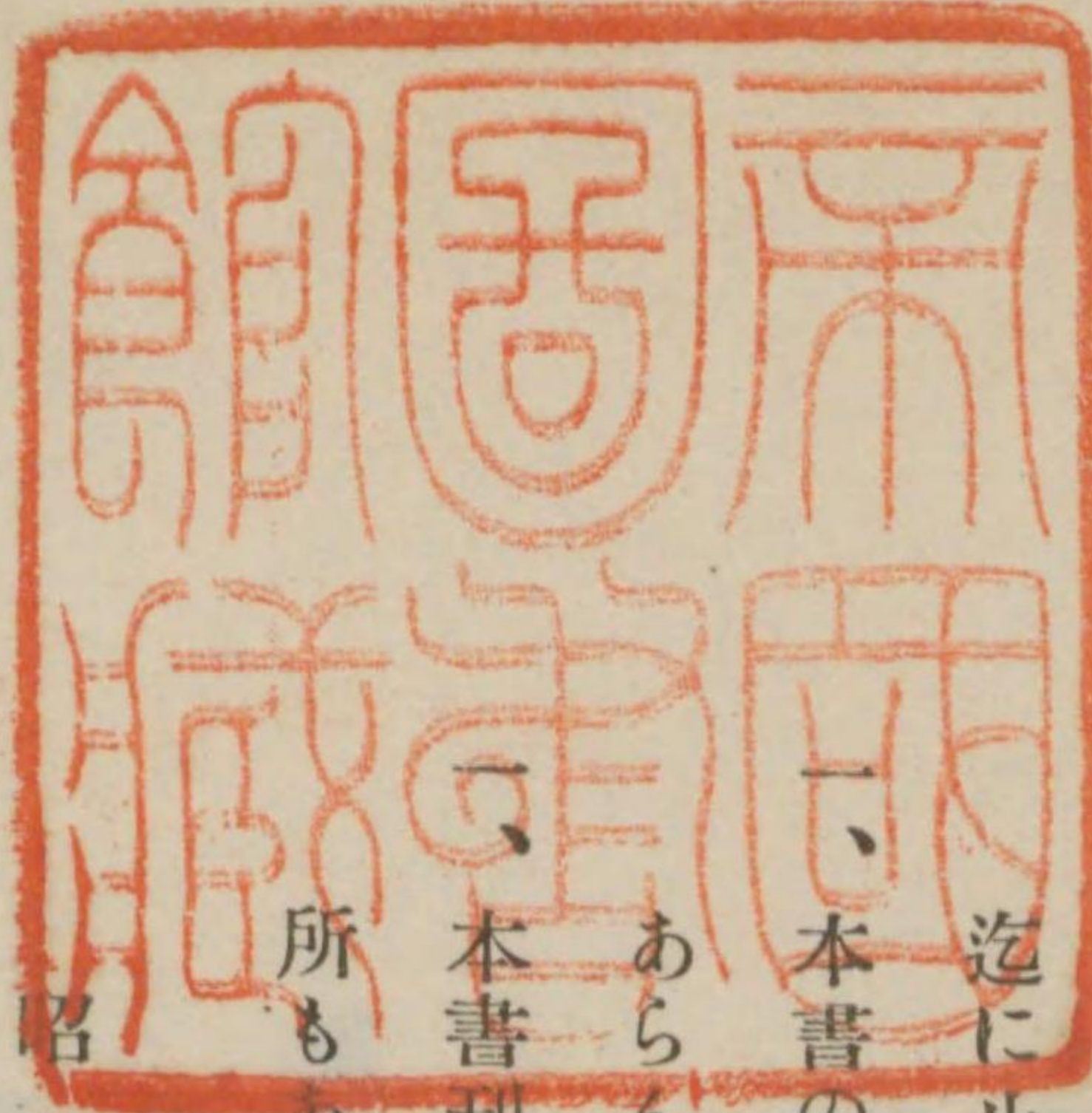
書物は
切に

5.7.24

東京市商工要覽

東京市役所

608-58



序言

發行所寄贈本

一、本書は東京市の商工業及び其一般經濟事情に就き概念を與へ且つ之を通俗的に説明することを目的としたものである。

二、説明及統計にはなるべく最近の狀況をも集録せんと努めしも資料の關係上多くは昭和三年迄に止まりそれ以後の狀況には及び得なかつた。

三、本書の編纂は初めての試みであり且つ取纏を急いだ關係上諸種の點に於て不充分なるものあらん此等は大方の高教を仰き漸を追うて其完璧を期したい。

四、本書刊行につき資料を提供された方々に對し深く謝すると共に其出所の明記を取落した個所もあらうと思はれるので其點の御寛恕をも乞ひたい。

昭和五年三月

東京市商工課



第七項	瓦斯及電燈事業	三九
1	瓦斯事業	三九
2	電燈事業	三九
第八項	物價及賃銀	四四
1	物價	四六
2	賃銀	四七
第九項	取引所	四九
1	東京株式取引所	五二
2	東京米穀商品取引所	五三
3	東京砂糖取引所	五四
第十項	倉庫業	五八
第十一項	市場	五九
1	卸賣市場	六一
2	小賣市場	六一
第三章	金融	六九

第一項	金融界の趨勢	七四
第二項	銀行	八二
1	日本銀行	八二
2	東京手形交換所社員及代理交換銀行	八六
3	東京銀行集會所社員銀行	八九
4	東京手形交換所	九三
第三項	信託及保險	九七
1	信託會社	九七
2	生命保險會社	一〇三
3	各種損害保險會社	一〇七
第四項	郵便貯金及簡易生命保險	一一三
1	郵便貯金	一一三
2	簡易生命保險	一一五
第五項	庶民金融	一二八
1	市街地信用組合	一二八

2	信用組合	一三三
3	無盡會社	一二五
4	金貸業者	一三八
5	卸商	一三一
6	質屋	一三五
第四章 外國貿易		
一四三		
第五章 交通運輸		
一五〇		
第一項 國有鐵道		
一五〇		
第二項 市營電車		
一五六		
第三項 私設鐵道		
一五八		
第四項 乘合自動車其他諸車		
一六三		
第五項 汽船、帆船及び小舟		
一六五		
第六項 電信及電話		
一六五		
第七項 郵便		
一六六		
第八項 飛行機		
一六七		

第六章 産業團體		
一七一		
第一項 産業組合		
一七一		
第二項 東京商工會議所		
一七四		
第七章 東京市産業施設の概要		
一七九		
第一項 産業事務		
一七九		
第二項 資金貸付		
一八〇		
第三項 度量衡		
一八三		
第四項 中央卸賣市場		
一八五		
1 中央卸賣市場創設計畫		
一八五		
2 神田並江東青果市場		
一八八		
3 築地魚市場		
一九二		
4 屠場		
一九五		
第五項 小賣市場		
一九六		

附錄統計表

1	東京市面積並人口	一
2	土地賣買價格	二
3	宅地賃貸價格	三
4	會社資本金階級別	四
5	新設及解散會社月別	七
6	各種販賣店數及店舖一軒ニ對スル現在世帶數	八
7	職工使用數別工場	一〇
8	事業別工場使用動力	一一
9	事業別工產物價額	一二
10	瓦斯使用戶數	一四
11	電燈電力需用戶數	一六
12	東京卸賣物價指數	一九
13	東京卸賣物價指數月別表	二三

14	東京小賣物價指數月別表	二四
15	東京市內職業別賃銀表	二五
16	東京市內諸職業賃銀指數表	二八
17	東京株式取引所賣買高及受渡高表	二九
18	東京米穀清算取引平均相場並賣買高	三一
19	東京綿絲清算取引平均相場及賣買高	三三
20	東京深川倉庫正米出入在庫高	三五
21	東京市內重要品在貨	三七
22	東京市內重要倉庫貨物出入並月末在庫高	三八
23	東京市內府市場協會並私設小賣市場數	四〇
24	市內府市場協會並私設小賣市場調查表	四二
25	東京市內東京府市場協會小賣市場業態數	四三
26	東京市內私設小賣市場業態數	四三
27	日本銀行金利	四四
28	東京市中金利	四六

29	東京預金協定利率(其一)	四八
30	東京預金協定利率(其二)	四九
31	日本銀行兌換券發行高並準備高	五〇
32	日本銀行預金及貸出金高	五三
33	東京手形交換所社員銀行及代理交換銀行諸勘定(其一)	五四
34	東京手形交換所社員銀行及代理交換銀行諸勘定(其二)	五六
35	東京銀行集會所社員銀行(市内ニ本店ヲ有スルモノ)預金貸出金手 許在高及有價證券月末殘高	五八
36	東京手形交換高	五九
37	東京不渡手形	六一
38	東京不渡手形職業別	六二
39	全國信託會社信託並貸付高	六三
40	東京生命(徵兵)保險事業成績概況累年(其一)	六四
41	東京生命(徵兵)保險事業成績概況累年(其二)	六五
42	東京各種損害保險事業成績概況	六六

43	東京市ニ於ケル郵便貯金	六八
44	東京ニ於ケル簡易生命保險	六八
45	東京ニ於ケル市街地信用組合成績	六八
46	東京市内金貸業者營業狀態各區別表	六九
47	市設質屋取扱成績	七〇
48	本市ニ於ケル質屋(公設私設)數並成績各區別(其一)	七一
49	本市ニ於ケル質屋(公設私設)數並成績各區別(其二)	七二
50	昭和三年東京商品輸出額	七四
51	省線ニ依ル出入貨物	七七
52	市營電車營業成績表	七六
53	乘合自動車運轉狀況	七九
54	人力車自轉車及自動車(其一)	八一
55	人力車自轉車及自動車(其二)	八二
56	馬車及荷車	八三
57	東京港出入船舶累年	八四

58	電信局所及電報發着數……………	八五
59	電話通信月別……………	八六
60	郵便局通常郵便物引受配達數……………	八七
61	小包郵便物引受及配達數……………	八八
62	東京市内産業組合成績表……………	八九
63	神田青果市場賣上高表……………	九〇
64	江東青果市場取扱高……………	九一
65	市設小賣市場一覽……………	九三

第一章 東京市概説

第一項 沿革

イ、發祥

江戸の稱呼が文献に見らるゝ様になつたのは、源頼朝が鎌倉に幕府を開いた當時、隅田川のデルタに臨んで、蘆荻の叢生に任せられてゐた武藏の國一帯を、地方豪族江戸氏が、占據した頃からであつた。江戸氏の滅亡後、室町時代となり、扇ヶ谷上杉定正の領主たる時、その臣太田道灌(持資)は、偶々江戸の形勝地たるを察し、自ら城を築いて江戸城と稱し、その居城とした。之れ實に吾が東京市の紀元であつて、後花園天皇の康正二年、今より四百六十三年の昔である。其後江戸は上杉、北條兩氏を経て、豊臣秀吉の海内統一の業成ると共に、徳川家康が關八州の領主として移封され、その據城となつてからは、小田原に代つて關東の覇都となつた。これ太田道灌の江戸城建設から百三十五年の後である。

ロ、徳川時代

家康一度入府するや、よく開拓者の意氣を以つて、遠謀深慮一意建設の事業に邁進したので、彼の新都經營は着々その實績を擧げ、大江戸殷盛の基礎を築きつゝ、早くも創業開拓の幾星霜は夢の如く過ぎた。後陽成天皇の慶長五年關ヶ原の一戦に於て覇業成るや、關東の覇都であつた江戸は一躍日本の



中心都市となつて、劃時代的發展を遂げたのである。茲に於て家康は江戸を中心として全國に封建政治を布き、あらゆる手段を以つて全領の殷庶を聚集し、只管江戸の隆盛を致すことに努め、更に其の後繼者又よく守成の業を爲し遂げたから、文政、天保の盛時にあつては、已に二百萬の人口を城下に抱擁して居たとさへ云はれてゐる。

ハ、奠都以後

徳川十五代二百六十八年間の覇都として、又當時の日本に於ける政治、經濟、文化の中心として榮えに榮えた大江戸も、明治維新、徳川幕府倒壊と共に全くその運命を一變した。一時は人口半減し、その社會的機能は殆んど停頓し、さしもの殷盛を誇つた江戸も、茲に至つては全く昔日の面影を失ひ、城下は空しく秋風落莫の巷と化して終つた。然し維新の大業いよく成るに及び、王政再び古に復し、江戸は東京と改稱され、覇都としての殷盛止むと共に、新しく帝都としての發展に向ひ、都府の特色を全く一新するに至つた。爾來東京は新日本の首都となり、又泰西文明移入の關門となりつゝ、帝都建設の事業に没頭して既に半世紀餘の星霜を経たのである。然るに明治維新以來營々として築いた帝都五十餘年の文化は、大正十二年九月一日に於ける未曾有の大震災に遭遇して、殆んど全滅に等しい打撃を蒙つた。即ち本市の中心たる市街は一朝にして見渡す限りの荒寥たる燒野が原と化し、加ふるに主要なる經濟、交通、通信等の諸機關は悉く停止し、全市を覆ふ不安と混亂とは、一時帝都の前途をして全く暗澹たらしめたのであつた。然し慘報一度傳はるや、全國の同胞は之を國難として、一致帝都救援の爲に起ち、政府も亦優渥なる聖旨を奉體して、國都百年の理想を基礎として復興計畫を樹立し、本市と相携へて帝都再建の大事業に着手し、遂に今日迄新しき帝都の建設に死力を盡して來たのである。

大震災以來六星霜、今や復興の事業略完成し、大震災の爲め分散した人口も既に回復の徴を示し、交通機關の發達は現東京市の地域を遙に越えて發展の趨勢を示してゐる。帝都としての東京市が纏て大東京の建設を果し、世界の大都として輪奐の美を完成する日も近い事であらう。

第二項 氣象

イ、氣 溫

本市に於ける氣溫は概ね中和であつて、盛夏の候と雖も三十五度(華氏九十五度)を越えることは稀であり、冬期は零度下八度二分(華氏十七度二分)を下つた事が無い。昭和二年中の最高は七月二十三日の三十五度六分(華氏九十六度一分)、最低は一月二十四日の零度下八度六分(華氏十六度五分)とし、一箇年間に於ける平均氣溫は十四度二分(華氏五十七度六分)であつて、前年のそれに比し六分(華氏一度一分)高い。更に昭和二年中に於ける、月別氣溫の高低較差を見るに、一箇年中に於て、氣溫高低の較差最も著しいのは、三月であつて、其の月の最高たる三十一日の二十一度四分を、最低の同

月一日の零度下四度六分に比すれば、較差二十六度〇分となる。之に反し高低の較差最も少いののは八月であつて、其の最高は二十八日に於ける三十四度二分、最低は三十一日の十八度六分であつて、其の較差十五度六分に過ぎない。

ロ、天氣日數

昭和二年中に於ける快晴日數は五十三日であつて、前年に比して十三日少く、最近十箇年間に於ける一ヶ年平均五十六日に比ぶれば、三日少い。今之を各月別に見れば、十二月の十一日が、最も多く、次に二月と十一月が、夫々九日である。最も少なかつたのは、六月七月で、何れも無である。

ハ、降 雨

昭和二年中本市に於ける降雨の總日數は百三十一日にして、前年の百三十七日に比し六日少く、又最近十箇年間に於ける一箇年平均の降雨日數百四十二日より十一日少い。今此の降雨日數を各月別に見れば、九月の十七日を最多とし、之に次ぐは三月の十五日、八月の十三日、十月の十三日等にして、最も少なかつたのは、一月の五日であるが、概して夏秋の二季に多い。

ニ、降 雪

昭和二年中に於ける降雪日數は十六日にして、前年に比し四日多い。最近十箇年間を通じて多いのは、大正七年及同十二年の各十七日とし、最も少ないのは大正六年及同十年の九日にして、昭和二年中に於ける降雪日數は最近十箇年間の平均十四日に較ぶれば二日多い。今昭和二年の降雪日數を月別に見れば二月の九日、三月の五日、十二月の二日である。

ホ、風

四圍山岳なく南海に面する本市は、常に風多く、昭和二年中の平均風速度は三・一米^米秒であるが、尙ほ暴風日數(二十分間の平均風速度に於て、一秒間十米以上ありたる日)二十日を算してある。之を前年の二十七日に較べて七日少なく、更に最近十箇年間に於ける一箇年平均の五十三日に比し三十三日少いののは稀有の現象と言ふことが出来る。而して昭和二年中の風速度が最も強かつたのは四月二十一日に於ける南南西風の一四・八米^米秒であつて、前年中の最強風であつた一八・七米^米秒に比し三・九米^米秒弱い。

ヘ、地震回數

昭和二年中に於ける地震回數は五十六回を算へ、内微震四十一回、弱震十五回であつて、之を前年に較ぶれば微震七回少なく弱震四回多い。

第三項 土地及人口

1. 土 地

イ、廣袤及面積

本市は東西三里十二町、南北三里十一町にして、極東は深川區海邊町、極西は四谷區旭町二十番地、極南は芝區高輪南町、極北は本郷區駒込富士前町である。

本市總面積は昭和三年一月一日現在に於て二千四百三十一萬一千七百七十二坪即ち五方里二一であるが、今土地種別に就て其の面積を見るに、官有地は九百七萬六千三百九十六坪であつて、民有地は一千五百二十三萬五千三百七十六坪にして其の比率は四對六である。内本市市有の土地は有租地二十二萬五千二百八十一坪、免租地百十六萬二千二百四坪、年期免租地三十九萬八千八百七十坪計百七十八萬六千三百六十五坪である。

ロ、宅地賣買價格及賃貸價格

昭和二年中に於ける市内宅地の賣買價格を見るに、其の最高は一坪當り時價二千八百圓（淺草區北仲町）最低は一坪當り時價二十圓（小石川區久堅町）である。又本市内に於ける昭和二年中の土地賣買登記價格は四千二百三十萬四千八百七十五圓六十二錢であつて、之を前年に比すれば、百五十萬四千八百七十圓三十七錢少ない。

更に昭和二年中に於ける市内宅地の賃貸價格の最高は、淺草區北仲町の（賣買評價坪當り二千八百圓の宅地）坪當り一箇月十圓であつて、最も低いのは本郷區駒込動坂町の（賣買評價坪當り六十圓の宅地）坪當り一箇月三錢である。

ハ、大東京の區域及面積

大正九年一月一日より實施せられたる都市計畫法により、大正十一年四月政府の決定したる大東京區域は、東京驛を中心點として、半徑四里（約十哩）を圓圈内に包擁せらる、區域に、天然の區劃たる河川の位置及び現行の行政區域を參酌考慮して、東は東京府と千葉縣との境界たる江戸川を境とし、北は埼玉縣との境界線に沿ひ、西は北豊島、豊多摩兩郡の西部を過ぎり、南は神奈川縣との境界たる多摩川を縫ふて東京灣に至るものとした。即ち市内の全部と荏原、豊多摩、南足立、南葛飾、北豊島の五郡全部、それに北多摩郡の二ヶ村を包含したもので、其總面積は約一億六千五百五十萬坪となり、現在東京市の面積、約二千四百萬坪に比して約七倍に當る居然たる大都市を形成すること、なり、外國の大都市と較べて地域的に遜色を見ないこと、なる。

2. 人口

イ、現在人口及び世帯數

本市に於ける現在世帯數及び人口は、各年末現在に於ける公簿調査の結果に依り、發表して來たが、大正十二年の大震災に依り公簿の大半は焼失したので、一時公簿調査は全く不可能となつた。茲に於て同年十一月十五日、震災地人口調査を施行し、更に翌大正十三年十月一日市勢調査を行ひ、又大正十四年十月一日には、簡易國勢調査の執行があつて、兩三年間孰れも現在人口に關する狀勢を明にす

ることが出来た。然るに大正十五年以降は特に、センサスを行はず、且つ公簿整理も未だ完成せずして、本市人口の實際を知得し能はぬ状態であるから、内閣統計局の人口推計基準に則り、本市の人口を算出すれば、昭和二年十月一日現在に於ける本市人口は、二百四十四萬三千二百人となり、内男百七十九萬九千三百人、女九十六萬三千九百人である。然し其の詳細に亘つては、之を國勢調査若くは、市勢調査に俟たねばならないから、人口靜態に就ては、大正十四年十月一日執行の國勢調査に依ることとした。今、同調査に現はれたる世帯數及び人口を見るに、普通世帯四十二萬五千九百四十九、準世帯、三千九百三、合計、四十二萬九千八百五十二世帯であつて、其の人口は、百九十九萬五千五百六十七人、内男、百九萬五千二百五十九人（總數に對し五四・八八%）女、九十萬三千八百八人（總數に對し四五・一二%）にして、前年に比し世帯數一萬二千四百九十九（二・九九%）人口六萬九千二百五十七人（三・六〇%）の増加である。然るに之を第一回の國勢調査（大正九年十月一日施行）に比すれば、猶世帯數に於て、二萬六千九百六十四世帯（五・九〇%）人口に於て十七萬七千六百三十三人（八・一七%）の減少である。之蓋し彼の大地震火災に因り、一時近郊町村へ避難したる者の未だ本市に復歸しないのと、他面區劃整理の關係とに因るものであらうか。又本市の人口密度は一平方軒に付き、二萬五千七十九人であつて、本邦都市の人口密度中第一位に在る。

ロ、人口年齢別

國勢調査に依る本市人口の年齢構成を見るに、最も多いのは十五歳以上二十歳迄級の二十八萬七千二百二人であつて、人口總數の一四・三九%を占め、之に次ぐは、二十歳以上二十五歳迄級の二十六萬四千七百九人、同割合一三・二七%であつて、以下零歳以上五歳迄級（同一〇・七五%）十歳以上十五歳迄級（同九・七五%）、二十五歳以上三十歳迄級（同九・五六%）、五歳以上十歳迄級（八・一五%）、三十歳以上三十五歳迄級（同七・三六%）、三十五歳以上四十歳迄級（同六・四八%）、四十歳以上四十五歳迄級（同五・五二%）四十五歳以上五十歳迄級（同四・七三%）の順序であつて、漸次年長となるに従ひ其の數を減じ、八十歳以上級に至つては、僅に二千九百七十八人、總人口の、〇・一五%に過ぎない。人口の年齢構成は、幼年級を底邊として、年齢を増す毎に其の數を減じ、最高齡者を頂點とする二等邊三角形、所謂ピラミット型を以つて合理的原則となすも、經濟事情の相違、或は交通の便否、又は各種の社會事情等に依りて、都鄙の人口構成の形狀は、全く相反し、都會は一般に壯年者多く、特に大都市に於ては之が顯著である。之即ち人口都市集中の大勢であつて、年齢構成の姿態が特種の形狀をなすは、大都市の一特徴と謂ふことが出来る。

ハ、大東京區域内の人口

大東京區域内に於ける人口に就て見るに、大正九年の國勢調査に依れば、市内二百十七萬三千二百一人、市外の都市計畫區域内百十八萬四千九百八十五人、合計三百三十五萬八千八百八十六人であつた

が、其後五年間を経た大正十四年の國勢調査では、市内百九十九萬五千五百六十七人、市外二百十一萬三千五百四十六人、合計四百十萬九千百十三人となつて居り、第一次の調査(震災前)に比して、市内に於て、十七萬七千六百三十四人を減じ、市外に於て、一躍九十二萬八千五百六十一人を増加して居る。市内の人口は震災前、略々飽和状態であつた關係其他の點から、來るべき第三次の國勢調査に於ても、第一次の調査に依る人口に比し恐らく大差なきものと思はれるが、市外に於ては、第一次より第二次に至る五年間に、約九十三萬人を増加して居り、次の五年間に果して幾何の増加を來すかは、興味ある問題である。

第二章 商工業

第一項 商工業の趨勢

本市商工業の最近の狀態を觀るに、大正九年の全國的の恐慌によつて戰時好況に酔ひたる本市財界は、こゝに極度の混亂を來したのであるが、未だ其整理も完了せざる大正十二年に、かの關東大震災に遭遇し、市の過半を焼失し、五十億の富を烏有に歸して、本市商工業並に一般經濟界は、一時寒心すべき状態に陥つたのである。然るに市民の撓まざる復興の意氣は、眞に目醒しきものあり、且つ加ふるに全國民に依つて、多大の後援せらるゝありて、本市の復興は豫期以上の成績を以て着々進捗し、昭和二年末に於ては、既に後述するが如く、日用品販賣店數に於ても、工場數に於ても、殆んど震災前に復舊し、工場生産額の如きに於ては、却て震災前よりも増加を來し、大東京区域内に於ては、工業の都と稱せらる大阪と堂々相角逐せんとするの狀態を示すに至つたことは、眞に刮目に値する事實である。然し乍ら財界の不況は、大正九年以來一層深刻を加ふるものあり、且つ偶々昭和二年の金融恐慌は、引ひて市中中小銀行を破産或は合併に導き、工場或は商店の復興に、多くの資金を投じたる市内中小商工業者は愈々金融の途に窮するに至り、所謂中小商工業者問題の解決を愈々切實なるものたらしめ、帝都の經濟的の復興の前途又多難なるを思はしめるに至つた。

今金融恐慌の後を受けたる昭和三年の状勢に就て見るも、金融恐慌によつて資金は益々一流銀行に偏在の傾向を濃厚にし、中小商工業方面では資金を求めも得ることが出来ず、他方一般に事業界は相變らず不振の爲に新規の資金を呼ぶには至らず、何れも商界不振、事業沈滞の聲を絶つことが出来なかつた。唯僅かに特別融通による金融緩漫、金利低下の爲に一部の事業は舊高利債を低利に借替へ以て金利の負擔を輕からしめたこと、及び一般財界の不況深刻化するに連れて、事業の内容整理、並に經營上の改善を行ふと共に、同業者の協調提携に依つて、無駄を省き原價採算を有利に導くべき必要に迫られ、漸次此事實が商工業者の注意を引き始めたことは、事業界好轉の素地を作るものとして注目し値する。けだし財界の現状に於ては、景氣の眞の立直りは財界の整理を徹底せしむるの外はないのであつて整理の徹底は、單に經理上の整理に止まらず、進んで綜合的事業經營の合理化に迄至らなければならぬのである。昭和三年に於て愈々重大視せらるゝに至つた中小商工業者問題に就て觀るも、彼等は深刻なる財界の不況と、資本主義的大規模經營の發達による不斷の脅威を受け、萎微不振の狀態に陥り特殊の才能を自己の頭か、或は其製品に有せない限り、滔々として彼等は無産化するの狀勢を示すに至つたのであるが、彼等更生の途は、或は組合の力により、或は合同により、金融上に技術上に、將亦仕入販賣上に事業の徹底的合理化を企つるより外はないのである。

思ふに昭和三年は金融恐慌の後を受けて、我國の資本主義的發達は愈々其速度を早め、本市に於て

は中小の商工業者を、極度の不振に陥らしめたと共に、他方大規模經營事業に於ても、未だ金解禁問題が解決せられず、其結果は九十回に餘る爲替變動を餘儀なくせられたのであつて、斯の如き事情の下に堅實なる計畫に基き、事業の整理を計り産業の振興の第一歩を進めんとするが如きは、殆んど不可能であつたのであつて、我國の産業復興の容易に其緒に就かなかつたのも其因此處にあつたのではなからうかと思はる。素より本邦の産業の組織構成は未だ歐米に於けるが如くに發達はして居ないし、従つて我國は金本位復歸に當つても、各方面の影響も顧慮せられ、其實現を躊躇せしめられたのであつたが、世界經濟界の進運は到底我國をして獨り舊態の儘に存續するを許さざるの狀態となつて居る。これを本市の證券界に就て見ても、國債市場に於ては、金融界極度の緩漫と、金利の低下の影響を受けて、相場並に出來高に於て、近年になき躍進振りを發揮したが、株式市場が終始沈衰不振を示した事は、注目すべき現象である。けだし事業界萎靡不振の折柄、殊に一般に警戒氣分の濃厚なる際、假令資金が商工業を去つて金融界に流るゝとも、金融業者は努めて資金の長期固定化を避け、遊資を安全なる公債放資に向けるに至るべきは、必然の歸結であらう。況んや目先金解禁問題の解決を控へて居る以上、株式市場に金融景氣の目醒しき活況を呈することなきは當然と云はねばならぬ。従つて解禁後に於ける財界の歸趨の明かとなりたる曉に於てこそ、株式市場に金融緩漫の影響相當顯著に現出する機の來るのが、自然であると考へられる。

要之、本市産業界の行詰り打開の上に於ける刻下の急務は、金解禁の實現と、産業合理化への協同的努力であると云はねばならぬ。此爲に多少の犠牲を伴ふことあることも豫め覺悟せねばならぬ。何等の犠牲も努力も拂はずして、漫然好景氣の到來を夢想するが如きは木に縁つて魚を求むるの類で吾財界の前途は此二つの懸案の解決によつて、始めて漸次前途の光明を認めることが出来るであらうと思はれる。

第二項 會社

イ、總説

會社は、現代に於ける企業形態の最も主要なものであつて、大規模經營組織の發達と共に、益々重要なる地位を占むるに至り、其數も最近は著しく増加して居る。之を東京市に就て見れば、昭和二年末に於ける各種會社は(本市に本店を有するもの)社數四千五百四、資本金總額七拾壹億參千八百萬九千九百九拾參圓であつて、之を同年末現在に於ける、日本全國(植民地を除く)の會社數三萬八千五百十六、其資本金總額百八拾參億八千六百參拾五萬四千九百參拾七圓に比較すれば、前者に於ては一割二分弱、後者に於ては、三割九分弱の割合を占むるに至つて居る。而して歐洲大戰前後より昭和二年末に至るまでの、會社増加の趨勢に就て見れば、次表の如くであつて、大正二年末と戦時好況時代たる同八年末とを比較すれば、僅々數年を出でざるに、社數は二倍に近く、資本金總額は三倍を越ゆるの

目醒しい發展をなして居り、其後戦後の財界不況、關東大震災に遭遇したるにも拘らず、本市に於ける會社は逐年増加の傾向を辿り、昭和二年末に於ては、大正二年末に比し社數に於て約三倍、資本金總額に於て實に七倍に餘る増加を示すに至つて居る。

年次	社數	資本金總額	社指	
			社數	資本金總額
大正二年末	一、五〇八	九八六、五五七、一七〇	一〇〇	一〇〇
同三年末	一、七〇〇	一、〇一八、三四九、五〇五	一一三	一〇三
同四年末	一、七五七	一、〇九三、八三八、六七八	一一六	一一〇
同五年末	一、九三八	一、二二一、五二一、九〇一	一二八	一二三
同六年末	二、二〇八	一、七三二、五六五、三八四	一四六	一七五
同七年末	二、八三六	二、七三五、一七八、九〇五	一八七	二七六
同八年末	二、六四八	三、〇六九、六七〇、〇八五	一七五	三二一
同九年末	二、六九七	四、三九五、八四四、六一七	一七八	四四五
同十年末	二、七八四	五、一七一、九二〇、九七五	一八四	五二四
同十一年末	二、六九八	四、六六一、二三三、三七七	一七八	四六七
同十二年末	二、一四一	四、九六五、八二一、八三〇	一四一	五〇三
同十三年末	二、六七九	五、五〇七、九七四、〇一四	一七七	五五八
同十四年末	三、五二〇	六、六〇五、六五四、六六六	二三三	六六九

昭和二年末	三、六六七	六、六一四、〇七九、二四六	一六	六七〇
昭和元年末	四、五〇四	七、一三八、〇〇九、九九三	二六三	七三三

此等東京市に於ける會社を、組織別により之を觀れば、株式會社は社數一千八百八十、公稱資本金六拾壹億七千七百拾七萬五千貳百拾圓にして、資本金に於ては各種會社資本金總額の八割七分を占め一會社平均の公稱資本金は參百貳拾八萬五千七百參拾壹圓である。合資會社は、社數に於ては二千百十五社にして、各種會社總數の殆んど半ば(四割七分)に達するが、其出資額は參億參千百六拾參萬六千五百壹圓にして、各種會社資本金總額に對しては僅かに五分の割合に當り、其一會社平均出資額は拾五萬六千八百貳圓である。合名會社は、合資會社に比して、社數は遙に少く五百壹社にして、其出資額六億貳千四百貳拾萬八千七百參拾貳圓、一會社平均の出資額は百貳拾四萬五千九百貳拾六圓となり、相互會社は、社數僅かに八社、其基金總額は四百九拾九萬圓である。次に資本金の多寡に依つて此等の會社を區別すれば、附錄別表の如くであつて、五萬圓未滿の會社は、社數に於て會社總數の四割七分に當るが、資本金額の割合に於ては參厘に過ぎざる状態で、此等の小會社の過半は合資會社が占めて居る。これに對して資本金壹千萬圓以上にして大會社と稱すべきものは、社數に於ては總會社數の僅かに四分に過ぎないが、資本金に於ては實に七割六分に當り、資本集中の著しき現象を見る。而して、これに注意すべきは、五拾萬圓以上の會社數は一千七拾六であるが、其九割を占むる九百六十七社が悉く株式會社である事實であつて、資本主義組織の發達と共に、資本集中に容易なる株式組織の會社が、如何に各種企業形態中、重要な位置を占めて居るかを物語つて居る。更に營業別によつて本市の會社を觀れば次の如くであつて、商業會社及び工業會社が其大部分を占めて居る。

營業別	實數		割合		合		一社平均
	社數	資本金總額	社數	資本金總額	社數	資本金總額	
農業	五八	一五四、四四九、〇〇〇	一・三%	二・二%	二	二、六六二、九一四	二、六六二、九一四
鑛業	九七	七八九、三〇八、六五〇	二・二%	一一・一%	一	八、一三七、三〇三	八、一三七、三〇三
工業	一、四八七	二、七九〇、一九四、〇八二	三三・〇%	三九・一%	一	一、八七六、三九一	一、八七六、三九一
商業	二、六九六	三、〇一五、三〇七、四一一	五九・八%	四二・三%	四	一、一八、四三七	一、一八、四三七
交通業	一五三	三八五、九二一、八五〇	三・四%	五・四%	五	二、五三八、九六〇	二、五三八、九六〇
其他	一四	二、八二九、〇〇〇	〇・三%	〇・〇%	〇	二〇二、〇七一	二〇二、〇七一
計	四、五〇四	七、一三八、〇〇九、九九三	一〇〇・〇%	一〇〇・〇%	一〇〇	一、五八四、八一六	一、五八四、八一六

ロ、株式會社に於ける配當金

上述の昭和二年末現在の會社總數中、株式會社一千八百八十社に就き其配當金を觀るに、其拂込總資本金は、四拾億參千九拾六萬八百八拾貳圓で、同年中の配當金總額は、貳億五千五拾四萬四千百貳圓であるから、拂込資本金に對する配當金の割合は、六分貳厘に當り、前年の平均配當割合七分七厘に對

し壹分五厘の低下を示して居る。之を會社の營業別に就て見ると、交通業會社の六分八厘は比較的高率で、農業會社は六分五厘、商業會社及び工業會社は、各六分參厘、又鑛業會社は稍低く五分參厘で、其他の會社九分壹厘が最高率となつて居る。今之を前年と比較すれば、交通業會社は増減なく、農業會社は壹分五厘、商業會社及び工業會社は孰れも壹分九厘を減じ、鑛業會社は九厘、其他の會社は四分七厘を反對に増加して居る。尙各種會社中、其投資資本たる拂込總額に對し、配當金總額の割合壹割以上にのぼるものは、農業會社中漁業採藻業の壹割四分壹厘、工業會社中製紙業の壹割六厘、商業會社中保險業の壹割參分八厘、交通業會社中電氣鐵道業の壹割八厘等である。

ハ、新設及解散

尙會社の新設解散に就て見るに、昭和二年中に本市に新設せられたる會社は、株式會社三百一社、合資會社一千五十三社、合名會社百五十七社、總計一千五百一十一社であるが、其中合資會社が大部分を占め、新設會社の七割に當つて居る。而して資本金に就て見れば、株式會社の公稱資本金は貳億六千五百八十七千貳百圓、合資會社の出資額は壹千七百貳拾萬五千九拾八圓、合名會社の出資額は、四百拾四萬貳百五拾圓で、其總額は貳億八千貳百九拾參萬貳千五百四拾八圓である。此内株式會社の資本金は九割貳分に當り、其一社平均資本金は八拾六萬九千六拾圓にして、合資會社の一社平均出資額壹萬六千參百參拾九圓、合名會社貳萬六千參百七拾壹圓である。即ち合資會社は其新設せらるゝもの甚だ多いが、其多くは資本金僅少なる小會社なりと云ふことが出来る。之を營業の種別に就て見ると、各種會社を通じて商業會社の九百七社が其過半を占め、工業會社の五百十二社之に次ぎ、前者は總社數の六割、後者は參割四分に當つて居る。

又昭和二年中の解散會社は、株式會社百四十社、合資會社三百七十八社、合名會社七十九社にして合計五百九十七社である。之を新設會社に對比すると、解散會社の總數は新設會社の約四割に當り、株式會社の解散數は其新設會社の四割七分、合資會社は參割六分、又合名會社は五割に達して居る。更に之を資本金に就て見れば、解散會社の資本金總額は壹億九千貳百萬參千參拾五圓で其新設資本に對して六割八分に當つて居る。此中株式會社は壹億七千參拾六萬貳千貳百五拾圓で、其新設資本に對する割合は六割六分、合資會社は壹千六百拾壹萬貳千參百四拾參圓で九割四分、合名會社は四百五拾貳萬八千四百四拾貳圓で拾割九分に當り、以上の事實は一般財界の深刻なる不況の一反映と見ることが出来る。

第三項 日用品販賣店

本市統計課調査によれば、昭和三年七月末日現在に於ける日用品販賣店數は合計五萬一千四百四十

三軒あり、其中最も多いのは菓子屋の七千四百二十七軒で、酒味噌醬油店、魚屋、蔬菜果實店、米屋等はこれに次ぎ、最も軒数の少いのは漆器店の百七十軒で、石炭及コークス屋、洋傘屋、羅紗洋服地屋、砂糖屋はこれに次ぐ。今此日用品販賣店数を、本市の世帯数と比較して考察すれば、總數に於ては、世帯數九に對して日用品販賣店一軒と云ふ割合になつて居り、之を業種別に觀れば、菓子屋は一軒當りの世帯數最も少く、六十三世帯に對して一軒と云ふ割合で、酒味噌醬油店は百二十二世帯につき一軒、魚屋は百五十二世帯につき一軒、蔬菜果實店は百六十世帯につき一軒であつて、一軒當り最も世帯數の多いのは漆器店で、二千七百五十一世帯につき一軒といふことになつて居る。之を換言すれば、菓子屋一軒に對する所謂御得意は、平均六十三世帯、酒味噌醬油店は一軒に對して百二十二世帯、魚屋は百五十二世帯の御得意に依つて營業して居ることとなり、これによつても現在市内小賣商店不振の一原因が、同業者の過多にありとせらるゝ一斑を窺ひ知ることが出來ると思ふ。

今統計課の調査による白米外三十二種の日用品販賣店の中「茶」「洋服」「漆器」の三種の販賣店を除いて白米外二十九種の販賣店に就て、震災前よりの異動を見るに、震災前即ち大正十二年六月一日現在に於ては、此等の日用品販賣店は合計五萬八千九百一十一軒であつたが、震災の影響を受けたる大正十三年六月一日では三萬六千六百二十四軒に激減し、其後帝都の復興と共に逐年復舊して大正十四年には四萬一千九百一十一軒、十五年には四萬七千九百五十六軒となり、昭和三年七月には四萬八千九百三十四軒となつて、震災前に比すると猶九千五百五十七軒の減少であるが、其震災前に對する割合は八割四分で、本市現在の世帯及人口は未だ震災前に復歸しないが、日用品販賣店は大體に於て震災前に復舊したものと考へらるゝのである。更に各種の日用品販賣店中震災前より増加したるものを挙げると、魚類、家具、硝子硝子器、瓦斯燈及電燈用器具、文房具及書籍雜誌の五種の販賣店であるが、就中瓦斯燈及電燈用器具店は二百六十六軒、即ち四割に當る著しい増加であるが、之は復興建築の進捗に伴ひ照明用器具の需要増加によるものと思はれる。尙生活必需品の大宗たる白米、魚類、蔬菜果實、酒味噌醬油、薪木炭及び呉服太物の六種の販賣店に就て、震災前と比較すると震災前より増加したるものは、魚屋が百十八軒増加したるのみで他は孰れも減少を示して居るが、薪炭屋の減少が最も著しく九百十二軒で、此割合は震災前の店数の二割八分に當つて居る。呉服屋は五百七十九軒（二割三分）米屋は七百五十軒（二割）の減少で、逐年復舊しつつ、はあるが、減少率比較的多く、蔬菜果實店は百五十一軒（五分）、酒味噌醬油店は百十五軒（三分）の減少であるが、薪炭屋、呉服屋等より見れば、其減少の割合は遙に少い。而して此等の生活必需品販賣店の減少は、震災後未だ充分の復舊をなさざる爲にも因るであらうが、區劃整理に伴ふ移動で、市外への移動等も亦一面の理由ではなからうかと思はれる。以

上東京市内に於ける日用品販賣店に就て述べたが此等の中、中小小賣商店に屬するもの、多くは、永らくの財界の不況其他種々の原因により、現在萎靡甚だ振はざる状態にあるが、近時大經營組織による日用品販賣店たる百貨店の著しき進出も、これが原因の一となつて居ることに疑ない。

第四項 百貨店

近代資本主義組織の發達は、資本の集中を容易ならしめ、總ての産業を大經營組織に變化せしめつつあるが、この傾向は小賣商業界に於ても免れず、小賣業の大經營組織たる百貨店は近時我國に於ても非常なる勢を以て發達するに至つた。今百貨店の起源に就て見るに、世界最初の百貨店は千八百五十五年、佛蘭西に設立せられたるループルである。とせられて居るが、我國に於ける百貨店は左記の如く多く舊幕時代に創立せられた吳服店が、歐米の組織を輸入して今日に至つたもので、明治三十七年二月、合名會社三井吳服店が解散し、其債權債務一切を繼承して新たに株式會社三越吳服店を設立するに際し、其定款に物品陳列販賣業としたるを以て、我國に於ける近世的百貨店の嚆矢とせられて居る。爾來我國の百貨店は時代の要求に適合し益々繁昌するに至つて、其他の百貨店も多く個人經營より株式會社組織に變更し、所謂資本主義的の發達を遂ぐるに至つたものである。

百貨店名	創立時期	株式會社變更時期
白木屋	寛文二年(西曆一六六二年)	大正八年
三越	延寶元年(西曆一六七二年)	明治三十七年
松坂屋	寶永四年(西曆一七〇七年)	
高島屋	天保四年(西曆一八三三年)	大正八年
松屋	明治二年(西曆一八六九年)	大正八年

東京市内に於て一般に百貨店と稱せられて居るものは、上記の三越、白木屋、松坂屋、松屋、高島屋等であるが、更に丸菱、伊勢丹、丸善、柳屋等數種乃至數十種の商品を取扱ひ、且つ其經營組織の前記所謂百貨店と稱せらるゝものと區別し難き商店に至つては、何れの點まで之を百貨店と看做すべしかに就ては、其區別限界に苦しまねばならない。此等をも總て百貨店と稱すれば東京市内に於ても數十の多きに達することゝなるであらう。今一般に百貨店と稱せらるゝものに就て觀るに、此等の百貨店は(一二の例外はあるとしても)永らくの財界の不況の中にあつて獨り日に増し繁昌し、中小、小賣商店が萎靡不振の極にあるのと著しい對照をなして居る。然らば財界が不況を續け一般の購買力は増加しないにも拘らず、百貨店のみが賣上げを増加し、繁榮するのは何が故であるかと云ふに、之は百貨店が從來の高價なる吳服物第一主義から一般大衆を目的とした日用品の販賣に進出して來たことも其原因の一つではあるが、他方販賣仕入の兩方面に於て、大資本の威力によつて小資本を運轉する小賣商人の追隨を許さぬ大なる強味を有して居るからであることは勿論である。従つて各百貨店共引續い

て資本の増加、規模の擴張をなし、三越の如きは、最初資本金五拾萬圓に過ぎなかつたが現在に於ては壹千五百萬圓の多額を擁し、震災後一時立直り困難とせられた白木屋も花々しく甦生し、震災以前餘り振はなかつた松屋も銀座進出と共に著しい成績の好轉を來して居る。

かくして百貨店は大資本經營の威力によつて、今日の發展を來したけれども、米國の例から見ると東京市は未だ飽和點に達せざるものと見られて居る。即ち東洋經濟新報社の調査に依れば百貨店一店當り人口は左記の如く紐育では、二十一萬人に過ぎぬが、我國は東京大阪とも五十萬人の多きに及び我國の百貨店業は前途未だ發達の望みあるものとされて居る。

都市別	人口	百貨店數	一店當り人口
紐育	六,〇〇〇 <small>千人</small>	二六	二二四 <small>千人</small>
東京	四,一〇〇	八	五〇〇
都市別	人口	百貨店數	一店當り人口
シカゴ	二,七〇〇 <small>千人</small>	九	三〇〇 <small>千人</small>
大阪	三,〇〇〇	六	五〇〇

今市内に本支店を有する著名なる五大百貨店に就き、昭和三年下期の業績を示せば次の如くである
(東洋經濟新報、第一、三五一號による)

百貨店	利益金	利益率	配當率	推定賣上高	百貨店	利益金	利益率	配當率	推定賣上高
三越	一,九九一 <small>千円</small>	三六二 <small>割</small>	一五〇 <small>割</small>	四七,三〇〇 <small>千円</small>	白木屋	二六六 <small>千円</small>	〇八二 <small>割</small>	〇五〇 <small>割</small>	八八六四 <small>千円</small>
松屋	六七三	四四九	一五〇	一七,六五三	高島屋	三七	一五八	〇八〇	一三,〇〇六
松坂屋	一五四	二八八	〇七〇						

第五項 工場

イ、總説

工業は商業と共に本市産業の最も重要なものであるが、昭和二年末現在(本市統計課調査)に於ける工場數は、官設工場を除き、常時使用職工五人以上の工場三千八百四十、常時使用職工五人未満の工場(原動機を使用せざる職工五人未満の工場を除く)八千六百十八にして、總數一萬二千四百五十八工場に達する。而して此等の工場に勤務する職工數は九萬七百十三人にして、其一ヶ年間の生産總額は四億七千四百六拾四萬壹千參百四拾六圓である。之を前年に比較すれば、工場數二百三十八、職工二千九百十七人、生産額參千六百四拾參萬七百貳拾八圓の増加を示し、更に大正十一年の震災前に比するも工場數に於て二千四百三、生産額に於て四百八拾八萬壹千四百四拾三圓の増加となつて居る。斯の如く、工場數及び生産額に於ては、震災前以上の増加となつて居るが、職工數は震災前より、未だ七千八百九十七人の減少を示して居り、この事實は小工場の増加を察知せしめるものにして、一面使用職工三十人以上の工場は四十二工場、職工十人以上三十人未満の工場は九十四工場、震災前に較べて減少を來し、即ち比較的規模の大なる工場は、未だ震災前に復活せざるの状態であるが、これは震災後大工場の市外移動の傾向を物語るものと見ることが出来る。

更に我國産業界に一時代を劃したる世界大戰前後より今日に至る本市工業の消長を一瞥すれば、次表の如く大正五年以後逐年生産額の増加を見、好況の頂點であつた同八年には、五億貳千萬圓の巨額に達し、世界大戰前即ち大正二年に比すれば、僅々數年間に約六倍の異常な發展を遂げて居る。然し大正九年以後の不況時代に入るや各種工業も漸く不振の傾向となり、次で關東大震災の異變に遭遇して本市工業施設も其大半を焼失せしめ、其影響する所も甚だ大であつた。

年次	工場數	職工數	生産額	年次	工場數	職工數	生産額
大正二年末	二、一七四	五、四、六七〇	八七、三三三、四七九	同 十年末	六、二八四	八、一〇〇九	三七九、二一〇、九六八
同 三年末	二、八三三	五、七、八三一	八九、九七三、四四八	同 十一年末	一〇、〇五五	九、八六一〇	四六九、七五九、九〇三
同 四年末	二、六一九	五、七、〇一七	八六、六〇七、三〇九	同 十二年末	四、四五八	四〇、三〇〇	一八五、五一、九八四
同 五年末	四、三六四	七、四、四一六	一三七、〇六一、九三五	同 十三年末	八、一五三	七〇、一三三	三三〇、五五九、四六五
同 六年末	五、〇七四	八、七、五五三	二二四、一七八、四九七	同 十四年末	一〇、五八六	七九、八二三	三八三、二六三、四九七
同 七年末	五、七六三	九、〇、三四四	三四八、一三八、五六一	昭 和元年末	一三、三三〇	八七、七九六	四三八、二一〇、六二八
同 八年末	五、四四七	八、九、三五八	五一、九、三八三、九〇〇	同 二年末	一三、四五八	九〇、七二三	四七四、六四一、三四六
同 九年末	五、九〇七	八、五、九三三	三八七、八九〇、二七〇				

ロ、工場の分布

次に以上述べたる昭和二年末現在に於ける本市工場數、一萬二千四百五十八に就き之を職工數別に

より區別すれば、別表の如くであつて、職工五人未満使用の小工場が殆んど七割に近き多數を占めて居るのであるが、今これらの工場を除き職工五人以上を使用する工場、三千八百四十工場の本市に於ける分布状態を概観すれば、最も多數を占むるのは、工業地たる本所區であつて、九百八十九工場を數へ、五人以上の職工を有する工場の二割六分を占め、其使用職工は一萬七千八十三人にして、同じく二割二分に當る。工場數に於て本所區に次ぐものは神田區の、四百十八工場であるが、職工數は五千六十九人にして、芝區の四百十三工場、職工一萬三千三百二十一人に比して、職工數に於ては遙かに僅少となつて居る。これ兩區に於ける工業事情を物語るものと云ふべく、即ち神田區には地理的關係上比較的小規模なる印刷製本工場多きに反し、芝區には機械製造工場等の大工場存在する爲と思はれる。深川區も亦江東の所謂工業地に位し、工場數三百九十 職工九千二百二十三人を有し、殊に木材集散場たる木場を控へたる關係上多くの製材工場を觀る。之に次では京橋區の二百八十五工場、淺草區の二百六十工場、下谷區の二百四十五工場にして、大體に下町方面に工場多く、麴町、赤坂、四谷、牛込區等、山手方面の各區は、所謂住宅地で工場は少く、就中四谷區は最も少く、僅かに三十五工場を有するに過ぎない。以上の如く本市に於ける工場の分布は、江東方面の二區に於て既に全市の工場數の三割六分、職工數の三割四分を占め、京橋及芝區に於て、工場數は全市の一割八分、職工數は二割八分を占め、即ち本所深川方面より月島を経て芝區に亘る工業地帯に於て、全市工場の過半を占むることを知るの

である。而して本市に於ける大工場とも稱すべき職工五百人以上を使用する工場は、全市に於て十五工場を數へ、芝區に六工場、本所區に三工場、牛込、小石川兩區に各二工場、京橋、深川の兩區に各一工場を見出すのみである。

區別	工場數	職工數	區別	工場數	職工數
麴町區	九〇	三、五二七	牛込區	九六	三、三三七
神田區	四一八	五、〇六九	小石川區	一八〇	五、三五三
日本橋區	一一二	一、四五六	本郷區	一三二	一、六七四
京橋區	二八五	八、五四三	下谷區	二四五	三、〇八六
芝區	四一三	一三、三二一	淺草區	二六〇	二、五五八
麻布區	一五一	二、〇八二	本所區	九八九	一七、〇八三
赤坂區	四四	四八二	深川區	三九〇	九、一二三
四谷區	三五	五一九	計區	三、八四〇	七七、二一三

ハ、産業別に見たる工場

尙産業別に就て、此等常時職工五人以上使用の工場を觀れば左の如くである。

工場種別	實工場數	實職工數	一ヶ年生産額
染織工場	二七八	七・二%	四、三九〇
			五・七%
			一五、七六三、四三四
			三・九%

工場種別	實工場數	實職工數	一ヶ年生産額
機械工場	一、四七一	三、八三三	三一、八五九
化學工場	二九一	七、一四二	四一、三一四
飲食物工場	三八二	一、〇〇〇	九・二
雜工場	一、三八〇	三、五九	四、九一三
特別工場	三八	一、〇〇	二八、一七〇
計	三、八四〇	一〇〇・〇	七七、二一三
			一〇〇・〇
			四〇六、二四七、八六一
			一〇〇・〇

ニ、東京都市計畫區域内に於ける工場

尙工場の市外進出は近年著しいものがあるが、今本市商工課に於て調査したる昭和三年十月一日現在の東京都市計畫區域内に於ける職工五人以上使用せる工場に就て見るに、各種工場の總數は七、四五三、職工數は二〇八、五七九人であつて、其中市内にあるものが、工場數三、八二四、職工九〇、六一四人市外にあるものが、工場數三、六二九、職工一一七、九六五人であり、此數字から見ると、職工の多い大工場は市外へ移動する傾向を知ることが出来る。之を東京府の統計に就て見ると、東京府を東京市、之に隣接する五郡、及び八王子市三多摩の三地方に大別して工場並に職工數の分布に就て觀れば、工場數に於ては、東京市は三、八四〇で五割七分を占め、隣接五郡は二、二四〇で三割三分、三多摩地方は六一四で一割に満たない。而して職工數は、東京市七六、八一五人で四割二分、隣接五郡は九三、二二九人で五割二分、三多摩地方は一〇、〇四五人即ち零割五分に相當し、之によるも規模の大なる工場は隣接郡

部に多數所在するを知り得るのであつて、將來大東京實現の曉に於ける東京の工業は誠に刮目に値するものがある。

第六項 重要工業

東京市内に於ける物産總額は、昭和二年に於て四億八千九百參萬壹千七百七拾九圓に達するが、其中工業物は四億八千六百拾七萬九千貳百七拾六圓で、即ち東京市の工業物は全物産額の九十九%以上に達するのであるが、之を事業別に見れば別表の如くである。尙近時大工場の隣接町村への進出著しきものあるを以て、東京市並に其近郊に於ける重要工場生産物に就て此處に述べんと欲するのであるが、これが調査困難なるものあるを以て、便宜此處には東京府下に於ける工場生産物に就て述べることにする。

東京府下に於ては昭和二年末現在に於ける工業生産物は、全生産物の九割二分に當り、爾餘の農業、畜産業、林業、水産業の各種生産物は之を合するも總額の一割に達せざる状態であつて、東京府下に於ても工業が如何に重要な地位を占めつゝあるかを窺ふに足る。而して、東京府の調査に依れば、昭和二年の工業物合計額は一、二二九、二三四、〇五四圓で、前年よりは、七〇、六四三、五一八圓、震災前たる大正十一年に比すれば、一五七、八一五、二二〇圓の増加を示して居る。これを市郡別に観ると、東京市内が四八六、一七九、二七六圓(全體の四割三分)で首位を占め、次で南葛飾郡の二八八、〇八二、七六二圓(二割六分)北豊島郡の一二七、〇五一、七五九圓(一割一分)荏原郡の一〇九、五八〇、六二六圓(一割〇分)といふ順序になつて居る。

次に商工省の調査にかゝる、東京府下の職工五人以上使用する工場の生産物總額は、九三七、八九三、六五五圓に達し、事業別により東京府が全國各府縣に對して、第一位の生産額を有するものは、機械器具工業の一七四、六七四、七二八圓(全國の三割に當る)化學工業の一九四、二一四、三七〇圓(全國の二割三分に當る)製材及木製品工業の二三、二〇六、四五〇圓(全國の一割二分に當る)印刷製本業の七五、一二七、八八六圓(全國の三割九分)瓦斯及電氣業の一九、七〇六、一五〇圓(全國の一割三分)の五を數ふことが出来る。年産額壹億圓以上に達するものには、紡織工業(壹億四千餘萬圓)機械器具工業(壹億七千餘萬圓)化學工業(壹億九千餘萬圓)食料品工業(壹億壹千九百餘萬圓)がある。

此等の工業物を更に品目別により百萬圓以上の生産額を有するものを示せば、左表の如くであつて其中全國の生産額の殆んど五割以上にも達するものは、紡織工業に於て、糸織物(小幅絹織物)、トップ、フェルト、金屬工業に於ては、撥條(鑄物以外の金屬製品)、建築金物、家具金物、金銀器、機械器具工業に於ては、水車(原動機)、電池及通信信號用機械器具、電球、印刷製本機械器具、活字、衡器、瓦斯メトル、其他ノ計器、置時計、時計部分品、寫真機、活動寫真機械、幻燈器、眼鏡類、金庫、窯業に於ては、電燈用品(硝子製品)、化學工業に於ては、醫藥、晒粉(工業藥品)、グリセリン、印刷インキ、其

他ノインキ、化粧用石鹼、其他ノ石鹼、揮發油、燈火油、玩具(護謨製品)、硬質護謨、玩具(セルロイド製品)、製材及木製品工業に於ては、コルク製品、食料品工業に於ては、葡萄酒、其他の工業に於て、紙函、其他ノ紙製品、溢鞣革(牛革)、靴(皮革製品)、護謨引布、萬年筆、鉛筆等であつて、之等は全國に對して壓倒的の生産額を有する工産物であると見ることが出来る。

東京府下に於ける事業別生産額は左の如くである

事業別	生産額	全國ノ生産額ニ對スル百分比	全國ニ對スル東京府ノ生産額順位
紡織工業	一四〇,五三三,四三五	五%	(4)
金屬工業	九二,一〇五,七〇五	三%	(2)
機械器具工業	一七四,六七四,七三八	三%	(1)
窯業	一三,八九〇,一五四	七%	(1)
化學工業	一九四,三四,三七〇	三%	(5)
製材及木製品工業	三三,三〇六,四五〇	三%	(1)
印刷製本業	七五,一二七,八八六	三%	(1)
食料品工業	一九,七二五,九六〇	一%	(1)
瓦斯及電氣業	一九,七〇六,一五〇	一%	(2)
其他ノ工業	五一,〇五六,七九一	三%	(1)
工賃加工料、修繕料	三四,六三三,〇三六	一%	(3)
合計	九三七,八九三,六五五	一三%	(2)

東京府下に於ける品目別により百萬圓以上の生産額を有するものを擧ぐれば左の如くである。

1. 紡績工業

品名	生産額	全國ニ對スル東京ノ比率	品名	生産額	全國ニ對スル東京ノ比率
生糸(製絲)	七,〇〇一,三三三	一%	綿糸(紡績)	三〇,五二八,四八六	六%
毛糸(紡績)	一一,二〇四,八〇六	一六%	綿子(廣幅綿織物)	一〇,一五五,三三三	二%
金巾(廣幅綿織物)	一一,三四〇,三一一	八%	縞木綿(小幅綿織物)	二,七三〇,一三四	八%
銘仙及節絹(小幅絹織物)	七,八五二,〇二九	二五%	糸織物(小幅絹織物)	三,〇八九,八三三	四七%
袴地(同)	一,三三七,六一九	三四%	紹及紗(同)	一,八二一,七〇五	二四%
モスリン(毛織物)	二四,四七六,七九九	二八%	洋服用セルヂ(毛織物)	一〇,八九〇,八九	八%
羅紗(同)	五,〇一三,一三五	四一%	シャツ及ズボン下(メリヤス製品)	三,四五三,五八一	一五%
靴下(メリヤス製品)	二,〇八六,六〇九	二六%	其他ノ編物組物	一,七五三,九〇二	二八%
製綿	一,五九四,四六五	六%	トップ	八,七二五,四〇二	九八%
フェルト	一,五七六,三二六	六四%			

2. 金屬工業

鋼塊及錠 <small>(金屬精鍊及材料品)</small>	一,二四五,五六三	四%
銅板 <small>(同)</small>	一,三二一,一三〇	九
真鍮板 <small>(同)</small>	一,六八三,二六七	一三
鑄鐵管 <small>(銑鐵及鋼鑄物)</small>	二,九八一,六〇八	二六
機械用鑄物 <small>(其他金屬鑄物)</small>	一,三二〇,三三六	四三
ポールト <small>(鑄物以外)</small>	一,〇六八,四四〇	二四
ナット <small>(金屬製品)</small>	一,一六三,八九七	九〇
撥條 <small>(同)</small>	一,一六三,八九七	九〇
罐類 <small>(同)</small>	三,三七〇,四一〇	一八
建築金物 <small>(同)</small>	一,三〇六,九六三	六七
金銀器 <small>(同)</small>	一,二九六,〇一一	八〇
其他ノ金屬製品 <small>(同)</small>	七,九五四,一〇八	二四

3. 機械器具工業

內燃機關 <small>(原動機)</small>	四,六三八,八〇〇	三三
部分品 <small>(同)</small>	一,四三〇,五三八	二〇
電氣器具 <small>(變壓器ヲ含ム)</small>	二,二四六,五二三	四〇%
電球	一,三三一,五三三	五一
農業土木建築用機械	一,九〇七,二六六	二九
印刷製本機械器具	二,八七六,九九一	七二
起重機、聯送機運搬機	一,一五九,六三〇	二七
衡器	一,五六五,四七七	四九
其他ノ計器	三,〇五五,四八九	六四
時計部分品	二,三三四,〇五六	九五
眼鏡類	二,〇一八,八三四	九四
客車、貨車 <small>(車輛)</small>	四,六八六,四五五	三七
自動車、自動自轉車 <small>(同)</small>	六,三三三,七三五	二六
部分品 <small>(同)</small>	六,〇〇五,七〇六	二八
金庫	一,七八六,三三四	六九
其他ノ機械器具	九,七三八,〇五九	二三

4. 窯業

鋼鐵條竿 <small>(金屬精鍊及材料品)</small>	二,四〇一,四一〇	一〇%
鉛筒管 <small>(同)</small>	二,〇二七,七八五	四三
其他ノ塊及錠 <small>(同)</small>	一,三五三,一六五	五八
機械用鑄物 <small>(銑鐵及鋼鑄物)</small>	五,〇〇二,〇七五	一六
其他 <small>(其他金屬鑄物)</small>	一,三七〇,三五二	四一
リベット <small>(鑄物以外)</small>	一,〇九三,三九六	二八
金網 <small>(同)</small>	二,〇八〇,三三三	三三
其他ノ薄板製品 <small>(同)</small>	一,七三九,三九三	三〇
家具金物 <small>(同)</small>	一,一五三,七一一	六二
アルミニウム器 <small>(同)</small>	一,八八九,九二八	三二
亞鉛鍍金 <small>(同)</small>	一,二七三,四六六	三八
水車 <small>(同)</small>	一,一〇六,七九三	五五
發電機電動機變成器	五,四六八,八七四	二六
電池及通信信號用機械器具	二,二五四,七〇八	六七%
絕緣電線	二,一六八,四一九	二八
金屬工用機械器具	三,四九三,三五三	四二
活字	一,〇七六,四五二	七五
唧筒	二,八一九,八一六	三一
瓦斯メーター	二,八三四,八九七	八四
置時計	一,四五三,六四七	五七
寫真機、活動寫真機械、幻燈器	一,〇三六,三四七	九三
銃砲、彈丸、兵器	二,五〇七,六九〇	一六
電車 <small>(車輛)</small>	一,一〇四,三三二	二一
其他 <small>(同)</small>	一,一四三,〇九二	二九
船舶	四,七五三,二七七	七
滑車、調車、齒車、車輪、車軸、軸承	二,五二二,〇九二	二一

鑼類(硝子製品) 三,三三七,六一〇^円 二〇%
 電燈用品(硝子製品) 一,一七五,三九九^円 六八%
 セメント 五,〇三八,四三三 六

5. 化學工業

醫藥 一三,七三五,九三三 四八
 硫酸(工業藥品) 七,三三七,二九八 三九
 晒粉(同) 一,八七一,〇〇六 四五
 其他ノ工業藥品 二,〇六二,五五三 八
 ペイント(塗料) 一,七八六,二六六 三五
 印刷インキ(顔料) 三,〇三三,七三九 五〇
 其他(同) 一,一五七,三九〇 三九
 其他ノ石鹼 五,六五三,七三五 五三
 白粉 二,四〇三,五九〇 二八
 其他ノ化粧品 二,三三六,九六四 三五
 燈火油(鑛油) 一,六三〇,〇〇〇 六四
 機械油(同) 二,三八一,〇四〇 三四
 賣藥 一〇,七九三,八〇一 二四
 苛性曹達(工業藥品) 一,三八七,一五三 三三
 グリセリン(同) 一,三五六,六五三 四八
 ワニス(塗料) 一,一五五,三五九 四四
 其他ノ塗料 二,六三六,七〇九 三七
 其他ノインキ(顔料) 二,〇八四,七八九 八八
 化粧用石鹼 一四,一九八,六八八 六一
 齒磨粉 二,二八〇,一九五 三四
 化粧水 一,〇三八,三〇九 四一
 揮發油(鑛油) 三,八三一,六三三 五五
 輕油(同) 一,六三三,四三三 三二
 硬化油(加工油) 二,三〇四,五五八 三五

靴(護謨製品) 一,六三二,〇一七^円 九%
 玩具(同) 二,三五四,一三四 七七
 硬質護謨 一,六八八,三三七 五八
 セルロイド玩具 一,三三三,三三五 八五
 板紙 二,六六七,三六〇 一八
 過磷酸石灰(肥料) 一四,〇六九,四六八 四二
 コークス 五,六六二,四三四 二六
 製材及木製品工業
 角材(製材) 四,五五九,三〇二 一三
 家具及家具(木製品) 五,三二八,三三四 三四
 其他(同) 一,一五八,五八〇 一七
 印刷製本業 七五,二七,八八六 三九
 印刷 三九
 食料品工業 二〇,一六,二八八 八
 麥酒(同) 二〇,三九九,七九二 二四

自轉車用及人力車用タイヤ 三,〇九九,六九七^円 二二%
 其他軟質ゴム製品 八,七六六,九六五 四〇
 セルロイド素地 二,七三四,七三九 二九
 印刷料紙 二四,〇八五,〇五八 二八
 其他(紙) 三,八七三,三五二 九
 調合肥料 五,五四九,六〇二 二〇
 其他ノ化學工業 四,一五五,三六一 三〇

葡萄酒(酒類)	三,七五九,五五九	五〇%	醬油及溜	一,八八六,二四五	二%
味噌	四,四三三,五三三	五五	小麥粉	八,二七三,八五四	七
粗糖(砂糖)	三,九四八,七八八	三七	再製糖(砂糖)	三六,八四〇,八九五	二四
菓子	二〇,八九三,九三四	二四	パン	二,三七二,六四八	三六
其他(清凉飲料)	二,一三〇,五六六	三三	製氷	二,四九二,七二一	一六
其他ノ食料品	三,四一九,二一一	一〇			

9. 瓦斯電氣業

瓦斯	一九,六〇二,八六六	四三
----	------------	----

10. 其他ノ工業

紙函(紙製品)	二,九七七,〇九五	四六	其他(紙製品)	五,九〇一,八七八	四六
澁鞣革(牛革)	七,三八〇,〇五三	六四	靴(皮革製品)	四,八四四,九三六	六七
洋服及外套類(裁縫品)	二,四九八,八九五	一六	足袋(裁縫品)	一,〇七一,六四四	二
其他(同)	一,八九〇,九六六	二六	フェルト製帽子	二,〇〇八,五三〇	二四
護謨引布	二,一〇三,七三四	九七	擬革布	一,六九九,六〇五	三九
醫療材料品	一,九三一,三八八	三四	其他(セメント製品)	一,二六六,一三三	五七

萬年筆	一,三四八,三四一	七六%	鉛筆	一,六〇〇,三三〇	七六%
-----	-----------	-----	----	-----------	-----

其他ノ雜製品	四,八九一,七〇一	二八
--------	-----------	----

11. 工賃、加工料、修繕料

糸布染色(紡織工業)	八,六六一,三九一	八	糸布漂白整理(紡織工業)	三,四一〇,八八二	八
金屬工業	四,五六八,七七七	二八	機械器具(機械器具工業)	七,三六六,一六六	三三
製材(製材及木製品工業)	一,二八四,一三三	一五	製本(印刷製本業)	四,二八八,七六六	一八
其他ノ工業	三,三八二,三八二	二四			

第七項 瓦斯及電燈事業

1. 瓦斯事業

イ、沿 革

我國に於て始めて瓦斯燈が點火せられたのは明治五年九月で、横濱瓦斯會社のそれが本邦最初の事業である。之より後れること二年、明治七年十二月東京會議所の計畫で、京橋以南に八五基の街燈を點火したのが東京市の最初の瓦斯點火である。此事業は明治九年五月東京府に引渡されたが、當時瓦斯料金は比較的高く、經費の割合に其需要家の増加少く經營困難に陥つたので、明治十八年十月之を再び民營に移すこととなつた。而して東京府の瓦斯局より拂下げを受けた澁澤榮一氏等は、直に資本金

貳拾七萬圓(今日は約五千萬圓)を以て東京瓦斯株式會社を創立し、陣容を新たにして着々事業を進めて今日の瓦斯會社の基礎を築いたのである。拂下げ當時は、需要家總數僅かに三百四十三戸、燈數(其當時は全部燈火用)六千六百七十八個、街燈四百基、瓦斯管延長十一哩六十二鎖、一日の瓦斯需要高約七萬一千立方呎に過ぎなかつたのであつて、以て當時の事情を察することが出来る。爾來瓦斯事業の經營は漸次組織的になり、新時代の燈火用として一般に歡迎せられ、日を追ふて其普及を見るに至つたが、日露戰爭を界として從來燈火用として用ひられた瓦斯は、電燈に其領土を蠶食せられ、最初燈火用として發達した瓦斯事業は、時代の變遷に伴ふて熱用、工業用に其用途の轉換が行はれ、現在に於ては燈用としては、電燈の補助用として僅かに其存在を止めて居る以外は、悉く熱用として利用されて居る有様である。

東京瓦斯株式會社は上述の如く、府の事業を譲り受け爾後獨占的の發達を遂げたが、明治四十三年に至つて千代田瓦斯株式會社が設立され、一時相互に猛烈なる競争をなすに至つたが、僅か約一ケ年にして千代田瓦斯は、東京瓦斯に併合され再び瓦斯事業は一會社の獨占到歸すること、なつた。而して其副産物として、從來瓦斯會社に、市に對する納税の義務を負はしめし制度を改め、其時を以て今日の所謂市との報償契約が成立し、四十五年一月一日から瓦斯管税の代りに報償金を納付することになつたのである。かくして再び獨占の地位を得たる東京瓦斯株式會社は、順風に乗じて販路を開拓した結果、

震災前に於ける埋設瓦斯管(自一時至四十六吋)の延長は、市の内外に亘つて三百餘里に及び、メートルの取付個數は、市内が十九萬二千六百十四個、郡部が五萬五千三百五十三個、合計二十四萬七千九百六十七個を算ふるに至つて居る。然るに瓦斯事業も震災に打撃を受け、メートルは其總取付數の半數約十萬個を焼失し、工場其他も大被害を受け、供給は一時不能に陥つたが、震災後二十二日にして漸く本郷方面から供給を開始し、其後漸次復舊して大正十四年末には震災前のメートル數を抜くに至り、爾來益々其發達を遂げ、今日の盛況を見るに至つて居る。

ロ、最近の狀況

前述の如く東京瓦斯會社の瓦斯供給事業は、震災前のメートル取付數約二十五萬個であつたが、僅かに五六年を経過したる昭和四年には、躍進的の増加を示し、五十萬個を遙かに突破するの優勢を示して居る。就中大正十五年に増資のことが決定してから、愈々事業の擴張に着手し、最近の二三年間に三十萬以上の新需要家を加へたことは、同社としては異常なる活躍振を示したるもので、創業以來四十五六年の内、最近の二三年間に全需要家の約半分の得意を開拓したことになるのである。而して同社が最近にかゝる急速なる發展をなすに至つたのは、一は同社が獨占の地位を利用して、一般需要家の要求を無視したる態度に對して非難が高くなつたのと、一は同會社に對抗して新會社の創立を目論む者が擡頭して來たこと等に其原因を歸することが出来る。今、東京都市計畫區域内に於ける、瓦斯メー

ル装置數を示せば次の如くである。(昭和四年六月二十五日現在)

東京市	三〇一、九五二	神田區	一九、八九二	日本橋區	一七、〇三二
麴町區	一〇、二八八	芝區	二六、三〇五	麻布區	一四、一八四
京橋區	一九、六〇六	四谷區	一一、五一七	牛込區	二一、四八七
赤坂區	九、九五八	本郷區	二二、一一三	下谷區	二七、四五五
小石川區	二二、七六〇	本所區	二八、三五〇	深川區	一五、〇四七
淺草區	三五、九五八	豊多摩郡	八〇、一九五	北豊島郡	六一、四五八
荏原郡	六八、二八〇	南足立郡	四、二〇六	合計	五二九、九二六
南葛飾郡	一三、八三五				

上述の如く東京の瓦斯供給事業は、最近大なる發展を遂げたが、其普及状態より見れば、燃料として經濟的なる瓦斯の將來尙發展の餘地を、充分に剩して居ることが出来る。即ち市内に於てはメートル設置數三十萬を越したが、約四十萬の世帯數を有する東京市としては、未だ其割合に於て八割に足らず、郡部に於ては都市計畫區域内の八十四ヶ町村の中、瓦斯の供給を受けて居るもの五十五ヶ町村(昭和四年六月現在)に過ぎず、其中最も多く普及されて居る所で六、七割以上に達して居ないことに思ひ至れば、瓦斯事業發展の將來又大なるものがある。而して昭和三年末現在の我國瓦斯事業

に於ては、メートル取付總數百二十一萬三千百三十四であるから、東京のメートル取付數は殆んど全國の約半數を占めるの勢であるが、これを歐米大都市の瓦斯事業に比較すれば左の如くであつて、如何に其距離大なるものあるかを知り得る。

列國大都市の瓦斯需要(大正十四年)

都市名	瓦斯供給量 <small>百万立方呎</small>	人口一人當り 供給量	都市名	瓦斯供給量 <small>百万立方呎</small>	人口一人當り 供給量
倫敦(大)	六八、八三四	八、九七九	伯林(大)	一五、三八六	五、二九四
紐育(大)	六六、〇四三	一〇、五九一	グラスゴウ	九、二〇八	八、九〇五
シカゴ	二六、一一二	九、八六八	東京	四、七八二	二、四〇〇

(現代産業叢書ニヨル)

ハ、瓦斯料金

瓦斯料金に就て見るに、明治八年頃一千立方呎に付き參圓七拾五錢であつたが、同十年には參圓貳拾五錢となり。同十四年には參圓、同二十一年には貳圓七拾錢、同二十二年には貳圓と次第に低下を來して居る。明治三十一年には値上げて、貳圓四拾錢となり以來十餘年間變化なく、同十四年電燈と競争上壹圓九拾貳錢に低下し、同四十五年には、東京市との報償契約に基き壹圓八拾錢大正二年には壹圓七拾壹錢と引下げを行ふて居る。其後大正四年には壹圓七拾五錢に改正され、物價の騰貴と共

に大正七年に貳圓貳拾五錢に値上げして現在に至つて居る。現在市内の瓦斯料金の貳圓貳拾五錢は之である。(中村舜二氏著「大東京」及「都市問題」昭和三年十一月號による)

2. 電燈事業

イ、沿革

我國の電燈は明治十一年三月二十五日東京京橋區木挽町に新設されたる中央電信局の開業式祝賀會場に點火されたのを以て最初とされて居るが、この時は單純なる電池に依る孤光燈に過ぎなかつた。明治十五年に至つて大倉喜八郎氏等の發起で電燈事業の許可を得、翌十六年資本金貳拾萬圓を以て東京電燈株式會社(昭和四年資本金一億六千萬圓)を設立し、二十年十一月に至つて始めて同社の發電所より市内の需要家に電力供給事業を開始した。東京市の電燈事業としてはこれが最初であると見ることが出来る。其後品川電燈、深川電燈、帝國電燈等の諸會社設立されるものあつたが、相次で東京電燈株式會社の合併する所となり、次第に大をなすに至つて居る。而して電力供給事業を開始した當時の電燈普及事情に就ては詳細を知るを得ないが、明治二十四年には東京電燈の白熱電燈取付實個數は九千九百二十二、孤光燈百十四個、品川電燈千四百七十燈、深川電燈八百一燈、帝國電燈(明治二十一年末)四百五十燈點火したと云ふから、東京市全體としては、大約一萬三千燈位であつたらうと思はれる。其後日清、日露の兩戰役により、國運の進展に伴ふて電燈事業は益々發達普及するに至りたるも

ので、殊に瓦斯事業が日露戰爭を境として、燈火用から熱用に漸次轉換したるが如く、電燈事業が日露戰爭を分岐點として、從來の火力發電が次第に水力發電に代つたことは注目すべきで、水力發電となるに及んで電燈料金の低下をもたらし、一段と一般に電燈の普及をなすに至つて居る。

東京市が電燈事業を經營するに至つたのは、明治四十四年八月東京鐵道株式會社を買収するに及んで、電車の附帶事業たる電燈事業をも兼營するに至つたものである。而してこれと相前後して、日本電燈會社が電燈事業を開始するありて、こゝに三者激烈なる競争を開始すること、なつたが、其後日本電燈は東京電燈に合併し、且つ大正七年には東京電燈と市電燈との協調成立して、多年の競争も一段落を告げること、なつて今日に至つて居る。

ロ、最近の狀況

上述の如く東京市内の電燈は、東京市電と東京電燈とによつて供給されて居るのであるが、此兩者は郊外の發達と共に郊外にも伸び、且つ郊外には郊外電車の附帶事業として、京王電氣、玉川電氣、王子電氣及び田園都市會社等が、それ／＼政府の許可を得たる範圍内に於て、電燈事業の擴張を圖るものがあり、東京都市計畫區域内には徹底的に電燈の普及を觀るに至つて居る。

今昭和四年五月末日に於ける東京市内の電燈普及狀態を觀れば、電燈取付戸數三十六萬餘戸、燈數二百六十五萬六千燈を算へ、更に東京都市計畫區域内に於ては取付戸數百萬戸、燈數は五百三十六萬

燈に達し、需災の翌年たる大正十三年末現在に比し戸數に於て(主として郡部)約十八萬戸、燈數に於て約二百八萬の大激増を示すに至つて居る。而して之を經營者別に觀れば、東京電燈の約四百萬燈は嶄然群を抜き、市電の約百萬燈之に次ぎ、王子電氣の約二十五萬燈、玉川電氣の約十六萬燈、京王電氣の約七萬燈といふ順次になつて居る。尙燭力に於ては、市内が平均三十燭以上であるに反し、郡部が平均二十三燭より二十五燭の程度であつて、偶々市、郡の經濟的、文化的の懸隔を語れるものが見ることが出来るであらう。

ハ、電燈料金

電燈料金の變遷に就ては詳細を知るを得ないが、明治三十三年當時の東京電燈會社は十六燭光、半夜燈壹圓八拾錢、終夜參圓であつたが、明治四十年頃より半夜、終夜燈の區別を廢して定額及び従量燈とし、其料金の如きも低下されて、明治四十一年末には、東京電燈の定額十燭光は壹圓貳拾錢となり、従量一キロワット時貳拾錢となつて居る。これを現在の十六燭光五拾五錢と比較すれば、如何に其料金が低下されて居るかを知り得るのであつて、電燈の利用が贅澤品より必需品となり、一般生計費に比して著しく高價なる料金より、瓦斯燈或は石油燈程度迄低下され、次て現在の料金となつたものである。(中村舜二氏著、「大東京」及雜誌「都市問題」による)

第八項 物價及賃銀

1. 物 價

大正元年以後の東京市の物價の變動を大觀するに、物價は大正三年を底として、四年以降九年迄は大暴騰に轉じた。即ち大正三年七月歐洲大戰爭勃發と共に、各交戰國は戰時必需品の生産に全力を注ぎ、他國に輸出する商品を生産するの餘裕を有せざるに至つたが爲に、此等交戰國よりの輸入に多くを依頼してゐた我國は、輸入杜絶によつて商品の暴騰を來し、國內産業の發達を刺戟するに至つたのである。かくして物價は異常なる騰貴を示し、生活費も從て昂らざるを得なかつたが、同時に一般の収入も漸次増加を來し、購買力は旺盛となり、通貨は膨脹して益々物價の昂騰を促し、七年の講和條約當時は、元年の指數に較べて約二倍に達してゐる。講和條約締結の結果、戰時必需品は大暴落を來し、一時的の恐慌に襲はれたけれども、間もなく戰後の景氣は全世界を風靡して、物價は天井知らずの騰貴ではないかと巷間に唱へらるゝに至つたのである。然しながら、かゝる好景氣は永續すべき筈はなく、偶々某銀行の決濟不能が傳へられて財界は不安状態に導かれ、所謂大正九年の財界の大恐慌となつて現はれたのであるが、東京の物價はなほ最高記録二百七十二(大正三年七月基準)の指數を示して居る。

以後物價は低落歩調に轉換して、財界混亂の後を受けた大正十年は九年に比し二割三分方の大崩落となつて居る。十一年以降は財界整理の歩を進めて將來の好況に備へんと努力したが、十二年九月の

關東地方の大震災で莫大なる商品を焼失し、需給の不圓滑を來して物價の引締りを見たけれども、國富百億の焼失は愈々財界整理を緊急ならしめざるを得なかつた。然るに戰時好況時代の醉が醒めざる一派は中間景氣出現を夢想して策動し、不自然なる投機に物價の騰貴を助長する有様となつて大正十三、四の兩年は物價昂騰を見るに至つたのである。然し大勢は動かし難く十四年一月以來の漸落傾向は昭和元年に至つて著しく其步調を加へ、十四年二一二に對して一八八(大正三年七月基準)の指數を示してゐる。昭和二年には四月に全國的金融恐慌が発生し、次でモラトリウムの實施となり財界整理の必要愈々急なるを感ぜしめ、多額の特別融通資金の放出となり、物價は幾分前年よりは下つたが其落勢は著しく衰へ、昭和三年に入つては却て反撥して若干騰勢に轉ずるに至つた。即ち昭和三年初頭には一七八であつた指數は九月以降には一八二に上昇を見て居るのであつて、一般購買力は萎縮し、事業資金の需要は減退し不況の聲益々喧しきに拘らずかゝる現象を呈したることは、注目に値するものと云はねばならぬ。而して其原因と見らるべきものは、第一は金輸出禁止による爲替の不安竝に其低落であり、第二は諸種の事業に於て、生産制限に依り價格の引上げが實行せられたることであり、第三は巨額の特融放出による通貨の膨脹であつて、是等が結局物價の上に影響を來したが爲であらうと考へられるのである。今大正三年七月を基準とする昭和三年の物價指數を倫敦、紐育のそれと比較すれば東京一七九・八、倫敦一四八・二、紐育一五三・四であつて、如何に東京市同時に我國の物價の下落

の程度が緩漫であるか、うかゞはれるのであつて、金輸出解禁問題の解決の爲にも疲弊の極にある財界を根治する爲にも、東京市同時に我國の物價の低下、生産原價の切下げが焦眉の急であるか、理解せられ得るであらう。

内外卸賣物價指數 大正三年七月——一〇〇

年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
昭東京	一七九	一八〇	一八〇	一七九	一八〇	一八一	一七九	一七六	一七六	一七九	一七九	一七九
和倫敦	一五三	一五三	一五四	一五三	一五三	一五三	一五九	一五九	一五七	一五六	一五四	一五四
二紐育	一四八	一四五	一四一	一四五	一四四	一四四	一四三	一四五	一四九	一五三	一五五	一五六
年 巴里	六三	六四	六五	六五	六五	六三	六三	六三	六三	六〇	六〇	六二
昭東京	一七六	一七六	一七六	一七九	一八〇	一七九	一七九	一七九	一八三	一八三	一八三	一八三
和倫敦	一五三	一五三	一五五	一五八	一五七	一五四	一五三	一五〇	一四九	一四九	一五〇	一五〇
三紐育	一五七	一五七	一五四	一五五	一五五	一五三	一五三	一五三	一五三	一五三	一五〇	一五三
年 巴里	六三〇	六三三	六三六	六三六	六四六	六三九	六三七	六三九	六三三	六三〇	六三九	六三七

2. 勞働賃銀

東京商工會議所調査による、東京市内諸職業の勞働賃銀は、別表の如くであつて、年平均の指數に於ては、昭和三年は前年より一分五厘の低下に當り、これを職業別に觀れば、昭和三年に於て前年より騰貴せるもの二十三種、下落せるもの二十六種、保合のもの三種である。元來勞働賃銀は大體に於

て物價の趨勢に呼應するものであるが、それには相當の期間が挟まれて居り、且つ其昂落も緩漫であつて、殊に低落の場合に於て然りである。又事業不振の場合に於ても労働賃銀は、決して急激なる低落をなすものではなく、寧ろ保合の状態にあるか、若くは若干の下落をなすに過ぎないものであつてかく考へれば、上述の東京市内諸職業平均指數の一分五厘の下落は、財界不況の反映として輕視すべからざるものがある様に思はれる。

次に日本銀行調査にかゝる東京を中心とせる、京濱地方に於ける工場労働者の賃銀の、最近の異動の傾向を述べれば、次の如くである。即ち定額賃銀に於ては、昭和元年以來大體保合の状態であつたが、昭和二年五月より幾分の騰勢を示し、昭和三年一月を最高として一轉して漸次低下傾向となり、下半期に入つては殆んど不動状態に終始して居る。これに對して實收賃銀は、季節的の曲折を除くと大勢依然として上騰歩調を持續し、昭和二年歳末繁忙季を終へ正月旁々急落せる實收賃銀は、二、三兩月に亘り連騰して居る。而して四月に反落を來して以來は、大勢閑散季の鈍調を辿り、十月に入つて再び上向勢趨に轉じ、年末まで逐月上進して居る。試みに昭和三年各月の平均賃銀指數を、前年のそれと比較すれば、定額賃銀に於ては、〇・六%實收賃銀に於ては、三・七%の昂騰を示して居るのであつて、財界各方面共未だ不況の域を脱せざる折柄注目價する現象である。而して此定額賃銀の、昭和三年の微かながらも其騰勢を示して居るのは、京濱地方に於ては、不況の著しい纖維工業が比較的少きこと、男女混用の工場に於ては、事業整理に當つて、先づ女工を整理する傾向があるが爲である。と考へらるゝのであつて、殊に實收賃銀の急騰は一見矛盾の如くであるが、之は事業不振の爲、低能率職工を淘汰して労働者の能率増進につとめ、且つ之に應じて労働時間が相當延長せられたが爲であらうと思はれる。之を要するに、上述の工場労働賃銀の趨勢は、既に整理期に入つた事業界が、近來經費の節約と能率増進によつて、漸次堅實味を加へ來つたものであると、想像することが出来るのである。

京濱地方労働人員及労働賃銀指數（本邦經濟統計ニヨル）

年	月	労働人員	定額賃銀	實收賃銀	年	月	労働人員	定額賃銀	實收賃銀	
大正十五年	一月	100.4	99.5	97.0	昭和元年	十二月	98.3	100.2	105.1	
	二月	99.6	99.5	99.3		昭和中	一月	100.0	100.0	100.0
	三月	99.9	99.4	101.3		二月	97.6	100.9	100.1	
	四月	101.3	99.3	99.5		三月	97.9	100.7	104.0	
	五月	101.2	100.2	99.7		四月	97.7	100.7	105.1	
	六月	100.9	100.1	100.1		五月	97.3	99.9	103.6	
	七月	100.3	100.4	98.9		六月	96.3	100.1	102.6	
	八月	99.6	100.5	98.8		七月	95.5	100.5	104.3	
	九月	99.9	100.4	98.5		八月	94.5	100.7	104.2	
	十月	99.7	100.4	100.8		九月	93.8	101.5	103.7	
	十一月	99.2	100.3	101.0		十月	93.3	101.6	102.1	

十月	九三三	一〇二七	一〇五三	六月	九三二	一〇二二	一〇七六
十一月	九三一	一〇二六	一〇六九	七月	九二六	一〇一五	一〇七六
十二月	九三三	一〇二七	一〇〇九	八月	九三四	一〇一五	一〇六六
昭和二年中	九五・	一〇二〇	一〇四六	九月	九二九	一〇一五	一〇七一
三年一月	九二六	一〇三三	一〇五〇	十月	九三三	一〇一五	一〇八七
二月	九三三	一〇一九	一〇七六	十一月	九三三	一〇一五	一一一〇
三月	九三五	一〇一九	一〇八七	十二月	九三三	一〇一六	一一四三
四月	九三四	一〇二七	一〇七八	昭和三年中	九二八	一〇一六	一〇八三
五月	九三四	一〇二四	一〇七九				

第九項 取引所

1. 東京株式取引所
イ、沿革

東京株式取引所の起源に就て見るに、明治六年以來政府は各種の公債を發行し、民間に於ても亦銀行會社を設立するもの相踵ぎ、有價證券漸く増加するものあるを以て、政府は之が流通を圓滑ならしめんが爲範を倫敦株式取引所に採り、多少本邦の事情を參酌して、明治七年十月太政官布告第百七號を以て、「株式取引條例」を發布した。然るに該條例中、仲買人の身元金を五百圓とし、賣買約定實價に

對し、四分の一の證據金を徴收する規定の如き、當時實行殆んど不可能なりし爲に、東京の豪商中取引所の必要なるを思惟し其設立を計畫したるものもあつたが、其目的を達することが出来なかつた。依つて政府は明治十一年五月、東京の有力なる實業家諸氏の建言を容れて、曩の株式取引條例を廢止し、新たに布告第八號を以て「株式取引所條例」を制定發布し、我國古來の投機取引の精神を認容し、内容を著しく實際的のものとした。こゝに於て既に東京株式取引所創立に着手して居た發起人等は、定款及び申合規則を議定し、五月十日之を創立願書と共に、東京府廳を経て大藏省に提出し、同月十五日創立の允許を得、六月一日より兜町六番地に營業を開始した。當時資本金は二十萬圓、仲買人七十六名仲買人の身元保證金は一百圓、創業の明治十一年の株式取引が、僅かに百七十一株に過ぎなかつた。然るに現在の東京株式取引所は、資本金四千七百萬圓となり、株式清算取引賣買高は、大正十五年に於ては五千萬株に達せんとして居る。且つ取引の株式の種類が多く、到底一ヶ所に於て短時間に立合をなすこと不可能なるが爲に、現在は長期市場を第一部、第二部、第三部に分つて居り、三部合計して銘柄數三百六十二種、其公稱資本金は四十三億餘圓に達する。

ロ、最近の成績

次に昭和三年の東京株式取引所の成績を概観するに、其主眼とする長期清算取引に於て、一日平均出來高は、大正十五年下半期の一五八、一七〇株に對して、昭和三年上半期は九七二、五一株、下半期

は九七、八二五株に過ぎず。且つ昭和三年下半期は、七月の一時的の證券活況時代を含むが、此月を除けば、一日平均は九五、九〇六株であつて、十二月の如きは僅か八八、九七〇株に過ぎざる有様であつた。而して、かゝる萎靡沈滞の空氣を市場に招來した理由は、昭和二年の金融恐慌以來の財界不況にもよるが、加ふるに上半期に於ては、議會解散による政界の不安、銀行の證券金融に對する警戒的態度、濟南事件による對支關係の不安等の惡材料が多少人氣に影響を及ぼして居り、下半期に於ては、適々五月八日の特別融通締切を期とする金融緩慢出現と共に、預金利下期待が人氣を呼び、七月に一時的の活氣を呈するに至つたが、以後は、利下期待外れの人氣銷沈を來し、十月に入つては、金解禁問題高調せられて、諸株の一齊崩落となり、十一月の御大典も人氣の好轉を來すに至らず、其上、對支外交の紛糾と貿易尻の不良化とは一層人氣を沈衰せしめ、市場に警戒と手控的態度とを濃厚にしたる結果に外ならない。之を要するに、昭和三年中の株式市場は、恐慌直後の昭和二年七、八月頃に比すれば、幾分の回復を示し、市場の安定を得たが、相場に於ても、出來高に於ても、震災の後を受けたる大正十三年を除けば、近年に於ける最低たるを脱せず、七月始めの一時的活躍を除いては大勢不振に終始したと云ひ得るのである。

2. 東京米穀商品取引所

イ、沿革

我國に於ける取引所の制度は、遠く源を徳川時代の帳合米制度に發したるものであつて、夙に商業の中心地たりし大阪に發達したるものであるが、江戸に於て米商會所を允許したのは、享保十五年七月、今より約二百年の昔である。爾來幕末に至るまで各地に米相場會所存在したが、明治維新に至り政府は之等の會所を賭博所と同視し、明治二年四月を以て、大阪堂島の石建米商内を禁止し、其他各地に於ける米延商内も亦之を禁止し、米相場會所の閉鎖を命じた。然し政府は取引所の必要を無視したのではなく、同年六月東京の有力なる商人を德憑して、貿易商社なるものを組織せしめて、正米取引をなさしめ、次で四年四月、大阪堂島米商會所の再興を許可し、頭取を任命して其給料を官給し、更に六年三月、東京商社——貿易商社の改稱——に對して堂島の例に倣ひ米の定期取引を公許した。これが今日の定期取引の出發點であつて、今日の取引所制度の起源と見ることが出来る。現在の東京米穀商品取引所の前身と見るべきは、明治七年八月蠣殼町に設立せられたる中外商行會社であつて、此會社は明治九年十月「米商會所條例」の發布せらるゝと共に、資本金十萬圓を以て東京蠣殼町米商會所を設立し、始めて三ヶ月の限月定期取引が、公式に開始せらるゝに至つた。其後明治十六年七月に至つて、此米商會所は兎町米商會所を合併し、名稱を東京米商會所と改め、明治二十六年三月取引所法發布せらるゝに及んで、東京米穀取引所と改稱した。而して明治四十一年に株式會社東京商品取引所を合併するに至つて、現在の東京米穀商品取引所と改稱し、大正六年五月これまでの米穀取引

を第一部とし、第二部として杉の森に綿絲の取引を開始し、大正九年十一月、第三部として深川に豆粕の取引を開始し、引續いて今日に至つて居る。資本金の如きも、最初は十萬圓に過ぎなかつたが、明治三十九年には百萬圓となり、今日に於ては七百七十五萬圓の多額にのぼつてゐる。

ロ、米穀市場

第一部の米穀市場は、震災の打撃と財界一般の不況の爲に近來甚だ振はず、取引員の如きも現在營業を繼續せるものは、三十九名に過ぎざる状態で、不振の極に達して居る。然し元來東京市は、二百萬の市民を抱擁し、大なる米の消費地なる爲、各地より集散する米は多量にのぼり、其取引所の相場の如きも、大阪の堂島米穀取引所と共に、全國から一齊に注目されて居る所である。此第一部の米穀市場に於ける、賣買出來高の今日までの最高の記録は、數量に於ては、大正六年の九千九百三十六萬餘石、金額に於ては、大正十一年の二十六億四千九百餘萬圓であつて、最近昭和三年中に於ける、賣買高は、四千八十八萬餘石、十二億八千七百餘萬圓と云ふ數字になつて居る。今大正十三年から昭和三年に至る、五ヶ年の平均によると、一ヶ年の清算取引出來高は、約四千四百七十餘萬石、十六億三千六百餘萬圓となつて居るが、之を大正九年より同十三年に至る五ヶ年の平均約六千九百五十萬石、二十四億二千五百萬圓に比べると、石數に於て約二千四百八十萬石、金額に於て約七億八千九百萬圓の減少となつて居り、殊に大正九年より同十三年に至る五ヶ年には、震災の大正十二年をも含んで居ることに思ひ至れば、如何に近年の財界の不況が、米穀市場にも影響を及ぼして居るかを知らることが出来る。

尙取引方法に就て見るに、現在東京米穀商品取引所に於て、標準米とせられるものは、武州四等米であつて、相場の呼値は一石建、一口の賣買取引單位は百石となつて居る。然し實際賣買の註文をする時は、百石と云はず十枚賣買するといふ。取引限月は最長三ヶ月で、これを當、中、先限に區分して居る。

ハ、綿絲市場

第二部綿絲市場は、俗に杉の森市場とも云はれて居るものであつて、近年米綿の軟弱輸出の不振、滞貨の増加等の爲に甚だ振はざる状態にある。今昭和二年の賣買出來高に就て見れば、數量百七十萬五千四百二十捆、金額三億七千六百七十七萬餘圓であつて、之を前年に比較すれば、數量に於て六十八萬三千五百三十捆、金額に於て一億七千三百五十六萬六千餘圓の減少を來して居る。更に之を好況時代の代の大正八年に比すれば、其賣買出來高金額は、殆んど四分一に過ぎない状況で、如何に不振を來して居るかを知らることが出来る。且つ一捆の平均相場の高きも、大正八年に於ては、四百五十六圓四十八錢に相當したものが、昭和二年に於ては、殆んど其半値たる二百二十九圓三十錢となつて居るのである。

尙綿絲市場の取引方法は、富士瓦斯紡績會社の製品、赤富士左然二十手を標準品と定め、賣買單位を十梱として、取引せられて居る。然し實際の取引に於ては、十梱を十枚と呼んで居る。

ニ、豆粕市場

第三部は深川に於て、豆粕の定期取引をして居るのであるが、開市以來餘り振はない。我國に於て肥料としての豆粕は、人造肥料におされ、永い間本場の大連の下鞘になつて居るのであるが、輸入商は、巧みに兩地間の相場高下の綾を掬つて、安値に買付けて高値に賣繋ぎ、或は爲替相場の動きを利用して、多少の利益を擧げ得るのである。

3. 東京砂糖取引所

昭和三年十二月一日から、東京砂糖取引所が新たに開場された。米國の如く我國の十倍近くの砂糖大消費國でも、砂糖取引所は紐育一ヶ所のみであるが、我國はこれで既存の大阪と二ヶ所になつた譯である。東京砂糖取引所は大阪と同様、會員組織にして、會員一名當り據金高は二千圓、會員數現在三十一名であるから、約六萬圓程度が株式會社の公稱資本金に該當する。(會員は外に身元保證金を一人三萬圓納めることになつて居る)

東京砂糖取引所は清算市場と實物市場とを併置して居るが、其上場物件は、清算市場に於ては分蜜糖中、^{ザラメ}双目であつて、通常保稅品と呼ばれ五圓の消費稅を納めざるものである。其標準物を臺灣製糖

會社の製品であるTABとして、これと同格品が明治のMS、日糖のDSA、鹽水港のESB、帝國のTEA、新高のNSAとなつて居る。格下品としては新興、昭和、新竹、臺東、沙轆の製品があり、ジャワ糖と標準物との格差は大阪と同様、一圓五十五錢である。取引單位は百袋が一單位でこれを一枚と云ひ、一袋は百五十斤入りである。立會は前場後場に分ち、各場共三節とし、受渡しは毎月末、十二月は二十八日之を行ひ、倉庫證券受渡の方法に依ることになつて居る。

實物市場に於ては、清算市場の如く直消分蜜糖のみならず、其外砂糖と名のつくものは全部上場せらるゝこと、なるから、精糖でも耕地白糖でも上場せらるゝこと、なる。然し現在は専ら清算市場のみである。

第十項 倉庫業

イ、沿革

倉庫業の發達に就て見るに、徳川時代には、大阪、大津其他要地に大名の藏所を置き、米穀の貯藏をなして米切手の發行をなし、又兵庫には貸庫の制度を起したるものもあつたが、これらは未だ倉庫業の名を以て呼ばれるには、不完全なるを免れなかつた。現在我國に於ける倉庫業の濫觴と觀られて居るのは、歐米に於ける倉庫制度を模倣し、明治十五年十一月東京深川佐賀町に設立せられたる倉庫會社並に均融會社であるとせられて居る。此兩會社は同じ株主によつて設立せられ、倉庫會社の發行

したる預證券を均融會社に持ち行き金員を借入る、仕組にして、均融會社は、此預證券を特約銀行にて再割引をなさしめたりと云はれて居る。然し乍ら、此兩會社は株主間の利害問題より、同十八年に早くも解散するの運命に立至つて居る。爾來倉庫會社の設立されるもの、遅々として振はなかつたが、明治二十七、八年戰役後、諸事業の勃興と共に、二十九年には俄に多數の倉庫會社の設立を見るに至り、三十年三月には保稅倉庫法發布せられ、又我商法中に倉庫營業の規定をも制度するに至つた。かくて、我國經濟界の發展と共に、倉庫業も一層の進展をなすに至り、經濟界に不可缺の機關たるに至つた。

ロ、最近の狀勢

現在東京市内の代表的の倉庫會社と稱せらる、日本、三菱、東神、渡邊、住友、帝國、東京(商業)澁澤の八大倉庫に就て、大正十三年以降の倉庫業の大勢を観るに、震災後の大正十三年及び十四年に於ては、輸入が近年になき激増を來した結果、在荷も異常に増加を示したが、其後在荷は漸次減少傾向を辿り、殊に昭和二年中、財界の不況深刻となるに及び、一層在荷の上にも萎縮傾向を現はしたのは、當然の趨勢と云ひ得る。昭和三年に入つては、最初三、四ヶ月は在荷の幾分の増加傾向を示したが、下半期に入つては急轉の落勢を呈し、十二月に於ては、貨物保管高金額に於て大正十三年四月以來の最低位たる五千七百八拾六萬參千餘圓といふ數字を示して居る。而してかゝる倉庫業の傾向は、これを全國に就て觀るも、略同様であつて、けだし上半期の在荷の幾分の増加は、前年恐慌後の經濟界極度の沈滞が幾分回復したるが故であるとも考へられるのであつて、是は資金の動きから見ても恐慌による打撃が昭和三年上半期に於て稍回復したることを、立證し得られるのである。然るに下半期に入つては、金解禁氣構へによる商工界手控の傾向顯著となり、手持在荷の減少を計つたこと、並に一般財界の不況よりして、商人間の思惑收縮し、當座の必需品のみを取引する關係上、多くの貨物が倉庫を経ずして、直ちに消化せらるゝに至つた結果とにより、逐月著しく在荷の縮少を來し、十二月には上述の如き數字を示し、倉庫業を甚だしい不振に導いたものと、見ることが出来るのである。斯の如き倉庫業の不振に際して、必然的に起るものは當業者間の競争であつて、昭和三年中に於ける競争は可成激しく、自然保管料の低下を來さざるを得なかつたのである。併し他方漸次舊式倉庫より新式倉庫へと、建設の進捗しつゝ、あることは注目に値する。

第十一項 市場

1. 卸賣市場

イ、總説

此處に述べんとする市場(フェア)は所謂市場(マーケット)の最狹義のもので、貨物の賣買若しくは交換を行はんが爲に、現品を前に多數の人が一定時に會合する一定區劃を意味する市場である。此意

味の市場の起源は市であつて、各種の生産物を交換買賣せんが爲に、發達したものであるが、今日では商品の取扱ひは其品種によつて専門化せる獨立商人の手に移り、又文化の發達と共に物貨に對する需要が複雑となり、從來の市又は市場にては、廣き需要を充すことが出来なくなつたので、從來の市場は衰頹したが、肉類、魚類、蔬菜などの如く、極めて保存性に乏しいものは、短時日の間に之を處分しなければならぬ關係上、自然なほ市場の發達を持續し、今日に於ても之等の生産物の大部分は、市場を経て集散せられて居る。爾來、市場は専ら食料品の供給機關として特種の發達を遂げて來たのであるが、最近に於ては、商品の流行を觀取し、取引系統を短縮する目的を以て、商品見本市が發達し、他面、直接消費者の爲に日用品の小賣市場が發達しつゝある。

ロ、正米市場

東京に於ける米の集散機關としては、深川市場、神田川市場の二正米市場があるが、大東京區域内には、汐留、品川、秋葉原、大崎、惠比須、澁谷、新宿、池袋、飯田町、田端、板橋、北千住、隅田、錦絲堀、兩國驛と無數の正米集散場があり、其處には夫々問屋連も定住し、盛んに取引が行はれて居るから、實際上の正米市場を形成して居ると見ることが出来る。深川正米市場の調査に據ると、昭和元年十二月から二年十一月までの以上各驛の鐵道廻着米は、八百十九萬二千俵に上る。一方同期間に深川に入船した船積米の數量は、内地米約三萬五千俵(重に關西産米)朝鮮米は百四十萬二千七百餘俵で筆頭に位し、臺灣米は百二萬二千餘袋、また外米は百二十一萬二千餘袋で、第二位を占めて居る。これが中心取引地は深川正米市場であつて、前掲期間中に深川諸倉庫に出入した正米は、藏入高七十一萬六千餘俵、藏出高は六十三萬九千餘俵であるが、これらの大部分は同市場で賣買されたものである。

今深川正米市場の組織に就て觀るに、深川正米市場は廻米問屋同盟員が創立せる準則組合であつて、明治三十九年三月、農商務省令第一號により、改めて主務大臣の許可を得、米、雜穀の賣買取引をなす市場となつたものである。而して組合の事務は顧問、總行事、行事等によつて處理され、年二回の定時總會並に必要な場合は臨時總會を開き、其年の豫算又は組合規則の改正等を決議すること、なつて居る。現在組合員は約三十五名であつて、是等の組合員即ち問屋を分つて、専ら他人の委託を取扱ふ「委託問屋」、自己の思惑によつて買付をする「買付問屋」及び之を併せ行ふ「委託兼買付問屋」の三種と區別することが出来る。委託問屋は、荷受は勿論賣買に至るまで總て委託者の指圖によつて進退すべきものであつて、其損益一切は委託者の負擔となつて居る。之に反して買付問屋は總て自己の計算によつて、賣買を行ふものであるから、其損益も當然自己の負擔である。委託兼買付問屋は、これら兩者を併せ行ふものを云ふのである。尙市場の開會時間は左の如くである。

自三月——至八月 午前八時開市、正午十二時閉場

自九月——至二月 午前九時開市、正午十二時閉場

但し、年首三日年末三日間大祭祝日及日曜日は閉鎖

其他臨時に開市又は閉鎖する場合は、豫め其旨を掲示すること、なつて居る。猶深川、神田川兩正米市場は近く東京米穀商品取引所と合併する運びとなつて居る。

ハ、青果市場

青果市場は東京市内に於ては十一ヶ所あり、東京市中央卸賣市場法施行区域内に於ては三十八ヶ所、大東京区域内には六十七ヶ所の多數にのぼる。これら市場の規模組織等に就ては著しい差異があるが、何れも青果の集散機關として市竝に附近の住民の生活に、極めて重大な關係を持つて居る。

これら多數市場の起源に就て見るに、市内に於て最も古い歴史を持つて居るのは、駒込市場であつて、遠く元龜天正の頃に萌芽したものととして傳へられて居る。神田市場の濫觴は慶長年間であつて、京橋市場は寛文、江東市場の前身である本所四ツ目市場は萬治、同濱町市場は元祿、同本所竹町市場は享保年間に起源し、何れも今を去る三百五十年以上の星霜と、沿革を経たものである。東京市近郊に於ては、千住市場が最も古く、駒込市場と殆んど同時に創業せられたものとして傳へられて居り、品川、大崎、尾源、高田の四市場も徳川時代に萌芽を有して居る。其他の市場の大部分は明治、大正昭和の間に於て新設せられたものである。

今東京市中央卸賣市場法施行区域内に於ける青果市場に就て、其經營主體を區別すれば、1.公共團體(東京市)2.法人(株式會社、合資會社)3.個人(問屋の集合)とすることが出来る。

公共團體即ち東京市の經營に屬する市場は、神田及江東市場であつて、兩市場共市に於て建設管理し、問屋仲買に對し、市條例に基いて之を貸與し、市の監督の下に營業せしめつゝ、あるものであつて中央卸賣市場開設の曉に於て、其分場形成するものである。會社の經營に屬する市場には、會社自ら問屋業務を營んで居るものと、會社は單に建物設備を有するに過ぎないで、問屋仲買に賃貸して營業せしめて居るものがある。此等の會社經營に係る市場は、東京市内には少く、近郊に十一市場あり個人經營に屬する市場は其數最も多く、京橋、駒込、芝等の各市場は何れも問屋の集合であつて、問屋一戸のみの經營に屬するものは、三ノ輪、下谷百足屋等十五市場あつて、何れも單獨の損益計算の下に營業し、其多くは規模小さく、取引高も少く、營業不振の状態である。

而して、此等の東京市中央卸賣市場法施行区域内に於ける、青果市場は、中央卸賣市場開設と共にこれに包括せらるゝ豫定であつて、この中央卸賣市場開設に至るまでの暫定的施設として、現在東京市の監督の下に神田、竝に江東青果市場を開設して居るのであるが、此兩市場に就ては、東京市産業施設の項に譲る。

東京市中央卸賣市場法施行区域内青物市場(昭和三年末現在)

市 場 名	所 在	創 立	規 模		問屋數	仲買數	備 考
			敷地	建坪			
市設神田青果市場	神田山本町	昭和三年	九、八九三	四、六〇五	三〇〇	一九六	

市設江東臨時青物市場	本所區横綱八番	大正十二	二、七〇〇	九七三	七〇	四一	元赤羽青物市場と稱せり
京橋青物市場	地八橋區北紺屋町	寛文二	三、〇〇〇	一八二九	五	七	警視廳令によらず
駒込青物市場	本郷區駒込蓬萊	元龜天正時代	一、五〇〇	五九一	三	八	警視廳令の適用を受けず
芝青物市場	町芝區赤羽町四	大正二	四九〇	三〇〇	九	七	警視廳令によらず
三ノ輪青果市場	下谷區龍泉寺町	大正一〇	一五三	一三〇	一	一	警視廳令の適用を受けず
下谷青物市場	四下谷區箕笥町	大正一〇	一五	一〇三	二	二	警視廳令の適用を受けず
大塚市場匿名組合	小石川區大塚坂	大正六	一五〇	四	一	二	警視廳令の適用を受けず
二本榎青物市場	芝區二本榎西町	寛政年間	一四〇	三	一	一	警視廳令の適用を受けず
青山青物市場	赤坂區青山南町	明治初年	二〇〇	六	一	一	元藤本青物市場と稱す
松屋青物市場	赤坂區青山南町	明治初年	二〇〇	六	一	一	警視廳令の適用を受けず
廣尾坂下青物市場	麻布區廣尾町	明治一五	九	七	一	二	同
千住食品市場	南足立郡千住町	天正年間	四、四〇〇	八〇	一	二	同
有限責任葛飾農産物販賣組合	南葛飾郡龜戸町	大正一三	二五〇	一、五〇〇	三	三	警視廳令によらず
小松川青物市場	同郡小松川町二丁目	大正一三	三三三	二〇〇	一	一	同
合資會社集鴨食品市場	北豊島郡西巢鴨町	明治四四	三五〇	一五〇	一	三	同
株式會社關東農産市場	同郡同町	大正九	四五〇	三〇〇	一	一	同
株式會社王子青物市場	同郡王子町	大正元	三〇〇	七六	一	一	同
豊島青物市場	同郡王子町豊島	大正九	四五〇	五五	一	二	同
合資會社板橋青物市場	同郡板橋町	明治四〇	二八五	九五	一	四	同
株式會社東上青果市場	同郡同町	大正一二	二〇〇	七〇	一	二	同
目白共同市場	同郡同町	文政年間	一〇〇	六	一	一	同
早稲田共同青物市場	豊多摩郡戸塚町	明治四三	一〇〇	六	一	一	同
高田馬場丸共食品市場	同郡同町	大正九	一〇〇	三	一	一	同
株式會社大久保陸市場	同郡大久保町	同上	一〇〇	四五	一	一	同

株式會社東洋青物市場	同郡澁橋町	大正一〇	二、六九	六四〇	一〇	一	警視廳令の適用を受けず
中野上町食品市場	同郡中野町	明治四二	九	八三	一	一	同
株式會社澁谷青物市場	同郡澁谷町	大正八	二四三	八三	一	二	警視廳令の適用を受けず
尾源青物市場	同郡澁谷町	明治初年	三〇〇	六	一	一	同
澤田屋青物市場	同郡同町	明治四〇	八〇	五〇	一	一	同
淺藤青物市場	同郡同町	明治三九	九〇	三	一	一	警視廳令の適用を受けず
丸喜青物市場	荏原郡目黒町	明治初年	二〇〇	七	一	二	同
落合青物市場	同郡同町	明治二四	一一〇	五	一	一	同
大崎食品市場	同郡大崎町	文政年間	一五九	三	一	二	同
大崎青物市場	同郡同町	安政二年	三五〇	一三	一	一	同
品川青物市場	同郡品川町	元祿年間	六〇〇	三〇〇	三	七	同
計			三七〇三三	二、五八四	四六九	三七八	

ハ、魚市場

現在東京市の魚市場は、東京市の監理する築地魚市場のみであるから、東京市産業施設の項に譲ることとする。

ニ、見本市

近時一定時期を劃して開催せられつゝある商品見本市も、此狹義の市場(フェア)に入れることが出来る。この商品見本市は商品の配給組織の合理化の一方法として、且つ商工業者が世人の欲望の趨向

を看取する方法として、近年國際的に、又國內的に盛んに開かるゝに至つた。この見本市は、原始的なる物々交換の市に、新しき形態を與へたるものであつて、毎年一定の場所に於て、一定の期間中生産者、或は問屋が商品の見本を公衆(多くは小賣商)の展覽に供し、公衆をして其見本によつて、其場で註文を發し、賣買條件を定めることが出来るやうになつて居るのである。此の見本を展示して客の註文を取る見本市の方法は、一方客の嗜好の傾向、欲望の趨勢を測定する上に於て、非常に都合がよいと共に、他方生産者又は問屋が直接小賣商に接して、仲間のブローカーを排除することにより取引系統の短縮をも期待し得ることが出来るのである。東京市に於ては春季、秋季の二回、東京商品、織物製品、羅紗の三部に分ちこれを行つて居るが今昭和四年春季當市に於て開かれたる、第八回東京商品の見本市の綱要を示せば、左の如くである。

一、昭和四年第八回春季東京商品見本市を、東京丸の内東京府立商工獎勵館に開催す。

三月七、八、九日

自午前九時 至午後五時

二、今春の取引商品は左の種類とす。

- 第一部 小間物類(小間物、刷毛、刷子、眞田、組紐、羽織紐、縫絲類、レース及レース製品)
- 第二部 セルロイド製品、玩具、運動具等
- 第三部 文房具及紙工品類

第四部 莫大小類

第五部 服裝附屬品類

第六部 運動服裝、子供服、ゴム引製品等

第七部 帽子類

第八部 洋傘、及シヨール等

第九部 皮靴、ゴム靴、其他附屬品等

第十部 鞴類、囊物、煙草具等

第十一部 金物類

第十二部 硝子製品

三、決済は現金取引を原則とするも、各業の商慣習又は取引者相互間の約束に依る。

四、違約者は百分五を權利者に支拂ふものとす。

五、地方の招待者に對しては、船車二等片道賃金を呈す。

2. 小賣市場

イ、沿 革

小賣市場の起りは大正六七年當時、物價騰貴し、殊に七年夏季には米價著しく暴騰し、一般市民は

生活上の不安を感じたので、東京市は之が緩和策として、府當局と協力して、白米の廉賣を開始した之今日の公設小賣市場の濫觴である。

當時市民困窮の状、畏くも天聽に達し、八月十五日御内帑金拾七萬貳千參百貳拾五圓を、宮内省から府知事を経て、東京市に下賜された。即ち本市は聖旨を奉戴して、前後數回に亘つて白米の廉賣を續行すると共に、窮民に對する施米をも實施し、九月初旬まで繼續したのである。

斯の如く府及市の應急施設が、市内各所に行はるゝに至つたので、當時民間に於ても大いに之に賛し、府並に市に對し援助を吝まないものが相當續出したが、就中市内有力者に依つて東京商業會議所内に設置された東京臨時救濟會は、普くこの趣旨を以て多額の資金を募集し、東京府並に東京市に對して、公益主義の小賣市場設立の希望を附して、寄附をなすに至つた。東京府は此時貳拾萬圓の寄附を受けたのであるが、當時府設の市場を起すには、種々の障害があつたので、別に東京日用品市場協會を創設するに至つた。而して、手初めに市内外へ七ヶ所の小賣市場を急設し、木炭を賣出したのが大正七年十二月のことであり、これが現東京府市場協會の前身である。東京市に於ても理事者は寄附金を資金として、日用品小賣市場並に輕便食堂の設置を計畫し別項の如く(東京市産業施設の項參照)大正八年八月一日より翌九年一月までに、各所に合計十三ヶ所の小賣市場の設置を見たのである。

而して以上の如き公設市場が設立せられ、相當の成績を擧ぐるに及んで、個人に於て私設小賣市場設立を希望するもの漸く多くなり、大正九年同十年に各一ヶ所設立せられ、漸次年を追ふて漸増の傾向を示すに至つて居る。

ロ、府市場協會市場

今市設市場に就ては、東京市産業施設の項に譲ることとし、先づ東京府市場協會市場に就て見るに此市場は上述の如き理由によつて設立せられ、財團法人として東京府の監督を受け、府の内務部長が理事長に就任して居る。資本金は最初の寄附金貳拾萬圓であつたが、大正十二年の震災で約拾六萬圓を烏有に歸し、現在は相當の借入金をして居るが、市内にある府市場協會市場數一〇に就て、其平均一店舗一ヶ月の賣上金は、千六百七拾五圓(昭和四年九月)と云ふ好成绩を示して居る。東京府市場協會の此等十市場中建坪數の最大なるは、青山市場の二百四十八坪、最小なるは新町市場の二十八坪餘で、平均建坪數は百二十二坪餘である。一市場内の店舗數の最も多きは、四谷見附市場の三十三店舗最も少いのは三輪市場の四店舗で、平均店舗數は一五・四店舗となつて居る。店舗一ヶ月一坪の使用料の最高は、四谷見附市場の拾圓、最低は新町市場の參圓、平均六圓足らずにして、又保證金の最高は四谷見附の壹千圓、最低は赤坂見附、竹早町、新宿、新町、鍛冶町各市場の貳百圓で、平均の保證金は四百圓である。一店舗一ヶ月平均の賣上金に就ては、十市場平均は上述の如く壹千六百七拾五圓であるが、各市場別に之を見れば一ヶ月店舗平均賣上金の最高は三ノ輪市場の參千四百七拾圓で、最低は鍛

冷町市場の九百四拾參圓である。尙注意すべきは東京市設小賣市場は全部指定商人の販賣であるが、東京府市場協會の市場は精米、醸造品、乾性食料品、菓子、燃料を協會の直營として居ることである。

ハ、私設市場

次に私設小賣市場は震災後盛んに設立せられ、昭和四年九月一日現在に於ては、市内にあるもの六十九市場を算し、現在いさゝか亂設の嫌ひなしとしない。此等市内の六十九私設市場に就て見るに、其經營方法は個人經營によるもの大部分を占め、法人組織によるもの二市場、組合組織によるもの四市場を數ふるに過ぎざる状態であつて、之を各區別によつて觀れば、別表の如く、本所區の十五市場最も多數を占め、四谷・牛込兩區の八市場これに次ぎ、日本橋、京橋兩區のみ私設市場の存在を見ないこととなつて居る。尙此等六十九市場中建坪數の最大を有するは、道灌山市場の二百四十坪、最小は筈町市場の二十四坪半にして、平均七十九坪半といふ數字となり、一市場内の店舗數は、道灌山市場の四十五最も多く、東京林町市場の五は最も少く、平均店舗數は一三・五となる。使用料（店舗一坪一ヶ月）に於ては、青山南町市場の拾五圓は最高にして、白山市場の壹圓五拾錢は最低であつて平均六圓貳拾八錢となり、保證金の最高は青山南町市場の壹千圓より壹千六百圓にして、最低は東京林町市場の六拾圓で、平均保證金は參百參拾圓となつて居る。賣上金に就ては其調査甚だ困難であるが、本市商工課に於て調査せる概算に於ては、一日一店舗平均賣上金の最高は、柳町、若宮、美津目各市場の五拾圓にして、最低は、大木戸、動坂、玉姫、千束、東京林町等で、一日一店舗賣上金五圓若しくはそれ以下となつて居る。

第三章 金融

第一項 金融界の趨勢

イ、金融恐慌

大正九作の財界反動、同十二年の關東大震災火災に由つて極度に悪化し行詰り、斷然その整理の必要に迫られ乍ら永く彌縫を續け來つた本市財界並に金融界は、三十六行の銀行が休業し（内本市に其の本店を有する分九行）一般財界を混亂せしめた昭和二年四月の金融恐慌に依り、一應その差迫つた整理の荒療治を了へた。そこで昭和三年の本市に於ける財界並に金融界は、愈々回復の時代に轉入したと見ることが出来る。然し金融恐慌の唯一救済策たる特別融通法及び臺灣金融法を見ても、同法が昭和二年五月から向ふ十ヶ年に亘る貸付と、その損失に對する七億圓の國庫負擔を規定するものである以上、同法に依る貸付額と貸付内容とは、少くとも今後十ヶ年に亘り、金融界はもとより財界の實質に深い影響を持つべきは當然であつて、まだ金融恐慌時代傳來の重荷を背負はされてゐることは見逃すことが出来ないし、旁々金融禁問題を間近に控えてゐる以上、回復期に入つたと見られる昭和三年度の本市金融界の趨勢も亦、多事多難であるといふことが出来る。金融恐慌の善後策に就て述べれば左の如くである。

三月十五日東京渡邊銀行破綻に始まつて、モラトリアム發布までに休業した銀行は、全國二十八行であつた。其後猶餘震として九月まで地方銀行の休業續出し、結局全國休業銀行數は三十六行の多數に上り、大藏省調査に依れば、休業三十六行（臺灣銀行除外）の資本金壹億八千六百萬圓、その昭和元年末預金高は七億九千參百萬圓で、全國普通銀行預金合計の約七分に達する。右の中本市に關係ある分は左の如くである。

行名	休業日	公稱資本	元年末預金高
東京渡邊	三、一五	五、〇〇〇 <small>千圓</small>	三七、〇〇五 <small>千圓</small>
あかぢ貯蓄	三、一五	五〇〇	五、三四九
中井	三、一九	五、〇〇〇	四五、五五一
八井	三、二二	五、〇〇〇	一七、七九八
中澤	同	五、〇〇〇	八、六八六
村井	同	一〇、二五〇	六〇、〇五九
十井	同	一〇〇、〇〇〇	三六八、四三四
武田割	四、二一	五〇〇	五二八
泰昌	同	五、〇〇〇	七、六二〇
計	四、二一	一三六、二五〇	五五一、〇三〇

即ち右の表に依り知らる、如く、休業銀行數九行、公稱資本金合計壹億參千六百萬圓、元年末預金高合計五億五千壹百萬圓に達する。

其後休業三十六行の整理を見るに、(一)單獨にて開業せるもの一四、(二)當初から他行に合同整理する目的を以つて整理計劃を立てたもの五、(三)未整理分(整理方法確定のものを含む)一七である。(昭和三年三月現在)右の中本市に所在する九行の整理に就て略述すれば、十五銀行は二年十二月十五日に至り漸く、整理方針が立つた。其の内容は、(一)未拂込株全額徴收の上五分の一に減資(貳千萬圓)する。(二)減資々々金、積立金繰越金及び重役私財提供により、缺損並に不確實債權合計壹億六千萬圓を償却、(三)預金總額貳億貳千參百萬圓の内、貸付と相殺の分を控除して殘額を一定の方法に従ひ支拂ふが、預金利子は休業後免除を受ける。(預金者の損害三割二分六厘の切捨と同然)次に中井、村井、中澤、八十四の四行に對しては、政府並に日銀は合併方針で臨んだ。合併先は何れも二年十月創立の昭和銀行である。その整理内容は左の如くである。

(1) 中井銀行	純 資 産	一七、四〇六	純 負 債	二七、六三〇
	差引不足額	一〇、二二三	切 捨 率	三割七分

(2) 村井銀行	純 資 産	二一、〇六七	純 負 債	三五、九九〇
	差引不足額	一四、九二二	切 捨 額	四割一分
(3) 中澤銀行	純 資 産	二、四七二	純 負 債	四、四九四
	差引不足額	二、〇二一	切 捨 額	四割五分
(4) 八十四銀行	純 資 産	四、一〇〇	純 負 債	七、三二一
	差引不足額	三、二二一	切 捨 額	四割四分

其の他の休業銀行の開業を見れば次の如くである。

行 名	開 業 日	行 名	開 業 日
泰 昌	六、一	武 田 割 引	八、八

猶ほ渡邊銀行系のあかち貯蓄は十二月十四日任意解散を決議し、其の供託證券の競賣代金に依りて預金者に配當をなした。預金者の取得したる金額は四割二分八厘である。東京渡邊はその内容甚だ不良で、預金切捨率は頗る多きに上る趣きであるが、三年二月和議申請をなした。

因みに恐慌が本市金融界に及した影響の著しいものは、(一)預金の移動と其の集中、(二)貸出の固定化と中小商工業者の資金難、(三)金融緩慢と金利の低下等である。而して此等諸現象に就ては次項以下次第に述べることにする。

ロ 昭和三年の状勢

昭和三年度に於ける本市金融界の状勢を見ると、越年後に於ける資金の回収は極めて迅速であつた上に、前年恐慌以來の地方資金の都市集中は益々多きを加へたから、舊曆節季後から遊資は月を遂ふて増加し、金融緩慢、金利低落の現象著しく、公債の相場は遂日騰貴した。殊に五月初旬特別融通法に依る日銀の貸出が五億八千餘萬圓に上つたのと、民間の外資輸入亦巨額に達したことに依り、遊資益々大都市に澎湃たるに至り、金利は稀有の低率に下り、諸銀行は多く遊資の處分を公債其他確實なる社債に求めた。依つて公債及其他の社債の相場は著しく騰貴し利廻り大に低下して、年首に於て國債五分三厘一毛、地方債六分四毛、社債七分一厘二毛に在つたものが、上半期末には國債五分二毛、地方債五分七厘五毛、社債六分七厘に下つた。而も猶ほ金利は緩慢を極めたから、六月に於ける滿資金を始め季末決済資金の需要にも金利は軟調を持續し、短資歩合最低は四厘に下り、諸銀行は猶遊資の處分に苦しんだ。

然るに下半季に入つても資金の大銀行集中は依然として革らず、商工業資金の需要は觀るに足るもの無く、諸銀行の預金は益々増加するに反し、貸出は減退の趨勢を續けた。依つて遊資は益々横溢して金利愈々低落し、七月には短資歩合最低は再び四厘に下り、早くも預金利子引下の説を聞くに至つた。而て諸銀行が遊資の處分法として、之を公債社債に投下するもの亦多きを加へたから、茲に公債社債銀行債等確實なる證券類の市價は、一層の騰貴を致した。其間更に思惑者の之に乗ずるものが有つて七月上旬に至り、證券市價は稀有の奔騰を見るに至り、利廻りは一層低下して國債五分、地方債五分六厘七毛、社債六分六厘五毛となつた。

然るに同月中旬發行の國債貳億參千萬圓が消化不充分にて市場に浮動したのと、預金利下の機運の不熟、金解禁問題の擡頭、對支問題惡化等にて、證券市價は瓦落するに至り、財界に多大の衝動を與へたが、其後暫くにして年末に近く證券界は常態に復した。然し金融方面は依然として改善せず、唯々八月に於て製絲資金及び、舊盆資金の需要が多かつたのと公債類の拂込が巨額に上つた爲め、一時金融の引締りを來し、金利騰貴して稍々變調を呈したのみであつた。然し之も其後再び緩慢に復り、殊に十一月には東洋拓殖外債代り金が市場へ流入したため金利一層低落した。爾來年末近くまで變態的緩慢を持續したが、大節季前數日に至り、決済資金の需要激増の爲め金融は豫想外の繁忙を見、短

資歩合暴騰して最低率は遂に一錢六厘に上り、昨年恐慌以來の高率となつた。

ハ 最近の金利

先づ東京市中金利に就て之を見るに、商業手形割引最低利率は、昭和二年一月平均の一・七五錢を最高として、同年十二月の一・五〇錢まで大勢は低落歩調を示した。尤も六月並に十二月には決済資金の需要激増の爲め、季節的の昂騰を示した。而て其間の低落は實に〇・二五錢である。昭和三年々初には銀行の警戒の依然として嚴なると、不景氣の深刻に由る資金の需要減とにて、遊資累増し、金融は益々緩慢の度を高め、一月には一・二〇錢と落つるに至つた。而て其後の形勢を見ると大體一・二〇錢見當の低位を辿つたが、五月八日特別融通締切に際して行はれた巨額の融資放出に依つて六月は、季節的趨勢に反して下向を示した。この低位は猶ほ八月まで持續したが、九月に入つて月初に於ける巨額なる税金の移納を始め、夏蕪資金、月後れ盆節季資金の需要の外に、舊曆盆節季が月末に會したると、公債の拂込等の爲め意外に昂騰し、爾後一・三〇錢を維持して年末には更に一・三五錢に昂騰するに至つた。之を一月の一・二〇錢に比すると〇・一五錢の上騰である。このことは昭和二年の低落状態に比し、漸時其の下降傾向が減少したことを示す。要するに最低利率の商業手形の恐慌以來の大勢は昭和三年に於ては其の下降程度幾分緩和されたがなほ一・二〇錢見當の低準を彷徨せんとする傾向あるを認める。

手形割引最高利率も大體最低利率と同様の傾向を辿り、昭和三年一月は前年同月の二・四〇錢に對して二・一〇錢(其間〇・三〇錢の低下)又十二月は前年の二・一〇錢に對して一・九〇錢(其間〇・二〇錢低下)であつた。然し勿論最低利率の低下の方が最高利率に於けるよりも著しくあつた。

次にコール無條件利率も大體商業手形割引利率と、其の傾向を同くした。之を最低利率に就て見るに、昭和二年一月の一・五〇錢から、昭和三年一月の〇・五〇錢迄一途急激なる低下を示したが、其後は六月に於て同様の〇・五〇錢と季節的の傾向に反したるの外、最早顯著な低下を見ず、大體平均〇・六五錢見當を保持せんとする傾向にあつた。而て十二月の〇・六〇錢が十月の〇・八五錢に比較して却つて低位置にあることは、一般財界は一向不振の度を改めざるも益々安定を加へ、金融界は前年末の如き警戒を要すべき事情少く、遊資の激増と資金需要の減少と相俟つて、漸く處分難となり、短資歩合は日々低落し、上旬末に至つて翌日もの最低五厘、無條件最低六厘となり、極月としては實に未曾有の現象を呈したのによる。コール無條件最高日歩は、昭和三年々初來協定率一・一〇錢を保つたが、十二月中年末に接近して資金の地方流出激増し、尙ほ諸取引市場の受渡決算需要も加はりたる上に、證券筋に於ける短資の固定せるもの多く、其の回収意の如くならなかつたので、遂に低率資金の涸渴を來し、市場大繁忙に加へて一流銀行始め諸銀行が警戒的に放出を手控えたため、歳

未敷の間日金利を競騰せしめたにより、月末一・七〇錢に達したが、月中平均は協定率を幾分越える程度に過ぎなかつた。

次に日銀の金利(國債保證の手形割引)は、昭和二年十月十日一・六〇錢(五分八厘)に引下げられて以來其儘變化が無かつた。特別融通の分は最初國債保證の手形割引率と同率にすることとなつたが其後昭和銀行其他に適用せらるべきものとして、年利三分の特例を設けられたるものがある。

猶ほ東京預金協定利率に付て一言すれば、昭和二年度に於て二回の改定を行つてゐるが、更に昭和四年二月一日實施として、東京市中銀行の預金利下げを決定した。而して大阪も同日直ちに東京と同率の利下げをなすこととなつた。昭和四年二月一日の新改正利率は前年十月八日の改定率と比較して、定期預金は甲種五厘、乙種八厘、その他は全部日歩一厘の引下げとなつたわけである。

前記の如き金利低下の傾向を來した主なる原因は、(一)特別融通、(二)商工界の不振、(三)銀行の貸出警戒等である。唯其の各々が金融界に及ぼしたる影響の程度は、時日の進行に伴つて變化してゐる。獨ほ右の諸原因の説明は後に於て次第に述べることとする。

第二項 銀行

1. 日本銀行

イ、總 說

日本銀行は明治十五年十月の創立にかゝり、資本金六千萬圓、我國の中央銀行である。同行の營業範圍は日本銀行條例第十一條に依つて定められたる次の六項に限らる。

- 一、政府發行の手形、爲替手形、其他商業手形等の割引をなし又は買入を爲すこと。
 - 二、地金銀の賣買を爲すこと。
 - 三、金銀貨或は地金銀を抵當として貸金を爲すこと。
 - 四、豫て取引約定ある諸會社、銀行又は商人の爲めに手形金の取立を爲すこと。
 - 五、諸預り勘定を爲し、又は金銀貨、貴金屬並に諸證券類の保護預りを爲すこと。
 - 六、公債證書、其他政府の保證に係る各種の證券を抵當として、當座勘定貸又は定期貸を爲すこと。
- 但し其金額及び利子の割合は、總裁、副總裁、理事、監事に於て時々決議し(大藏卿)の許可を受くべし

即ち日本銀行は之を金融上の見地から見れば、短期金融——商業金融の中央機關である。換言すれば、日本銀行が銀行の銀行として普通銀行の爲めに役立つてゐるのは、言ふまでも無く(一)の各種手形の割引(五)の諸預りと(六)の公債抵當の貸付の三項目である。而してこの中央銀行たる使命を盡す爲に同行は兌換券發行並に正貨準備の擁護(同條例第十四條)の重要なる職能を有し其他資金

の疏通、政府事務の補助、内外經濟事情の調査等をもなす。

ロ、日本銀行兌換券發行高並準備高

日本銀行が金融の中央機關として財界の傾向を顯著に示してゐるものは、兌換銀行券發行高と民間預金並びに貸出金高である。今前者即ち兌換券發行高に付て述べれば、大正三年末に於ては參億八千五百餘萬圓であつたものが、五年戰時好況時代になつて六億圓臺となり、六年には八億圓臺、七年には拾億圓臺となり、九年の好況の絶頂には拾五億圓臺となつた。其後大震災直後一般財界の信用が收縮して、現金を必要とするに至つて、拾七億圓の發行をなし、從來の記録を破つたが、更に昭和二年春の金融界動搖の時には、實に貳拾六億九百萬圓と言ふ未曾有の發行をした。(同年四月中最高發行高)昭和三年中の平均發行高は拾貳億六千八百萬圓にして、最高發行高は十二月三十日の拾七億七千參百萬餘圓であつた。

以上の兌換券發行額に對して、正貨準備として保有して居る金貨及び金地金は最近拾億六千萬餘圓であつて正貨準備以外の保證發行並に制限外發行の推移に就ては附録統計を參照せられたい。

ハ、日本銀行預金及び貸出金高

主として手形交換尻の決済資金(一般銀行の當座預金)として用意される無利子當座預金たる日銀の民間預金は、恐慌前に於ては七千萬圓乃至九千萬圓を普通としたが、恐慌後は常に壹億圓以上貳億五千萬圓見當を示し、殊に特別融通締切後は參、四億圓の多きを示し、最も多い時には五億圓を越える有様であつた。銀行としては一方には金利の低下と、貸出の手控の爲めに營業収益は減少し、他方には巨額の收受した預金を無利子で日銀に遊ばせて、置かねばならなかつたから、恐慌前に見られた預金争奪は轉じて貸出の競争をせねばならない事情を生ずるに至つた。斯くの如き日銀民間預金の形に於ける遊資激増の結果、月末乃至期末に於ける資金の需要は多く此の民間預金の引出に依つて行はれ、日銀貸出に仰ぐこと少きに至つた。此を毎月の日銀民間貸出の最高、最低の差額に付て見ると、恐慌前に於ては壹億圓乃至參億圓見當を示したが、恐慌後は貳千萬圓乃至參千萬圓を普通とし、少き時は千五百萬圓見當なる場合がある。此點に於て日銀の割引政策に依る金融市場統制力を失ふこと著しいものがあることを觀取し得る。

尚ほ日銀の民間貸出と、民間預金並に兌換券發行高との關係を見ると、別表に於ける如く、民間貸出が増加すれば、それに伴ふて民間預金も兌換券發行高も増加するが、その増加の割合は時の經濟状態、金融状態により同一でない。最近に於ては兌換券發行高の増加(昭和三年七月平均發行高と、大正十五年七月平均發行高との差額六千六百四拾參萬六千圓、増加率〇・〇五八)よりも、民間預金の増加(同前差額貳億八千八百七拾壹萬五千圓、増加率五・一〇五)の方が遙に多くなつてゐるが、之は銀行恐慌に襲はれて二三流銀行の預金が取付けられ、市場に於て實需の無い資金が放出された結果

であつて、寧ろ特別の場合に限られる現象である。然し一般的に言へば、恐慌時は勿論、さらに平常時に於ても貸出の増加に伴ふて民間預金よりも兌換券發行高が、より多く増加するが常である。つまり日銀の貸出が膨脹する様な場合には、決濟季と限らず、市場に於て現金通貨の需要さるゝ時であるからである。

序に今日の如く民間預金の増加した主なる原因を列記すれば、

- (一)金融恐慌前、臺銀、鮮銀が貳億圓參億圓とコールマネーを市場から吸収してゐたのが、恐慌後とらなくなつた爲め民間預金の増加となつたもの、
 - (二)六億八千七百餘萬圓の特別融通が日銀から出て、それが財界不況で資金の需要が起らず、結局大銀行の預金となつてめぐり廻つて日銀の無利子預金となつて居るもの、
 - (三)新銀行法で銀行の手許資金を充實すべき事を要求してゐること、
 - (四)金解禁氣構へが濃厚となるにつれ、有價證券類の値下りを憂慮し、或は解禁後の金融引締りを見越して、何でも現金に代へて置くことを希望するもの、
- 大體右の如き原因の爲め、各銀行ともに手許遊金が殖えることとなるが、それを自行に直接保管する事に依つて起る危険負擔を免れんがため、日銀へ預金とするものが激増した譯である。

2. 東京手形交換所社員及び代理交換銀行

昭和三年九月末日現在に於ける東京手形交換所社員銀行は、第一、三菱、三井、安田、鴻池、第三、川崎第百、七十七、第四、第十、十二、第十九、愛知、正金、住友、森村、山口、日本興業、加島、朝鮮、三十四、北海道拓殖、古河、藤本、日本晝夜、名古屋、明治、六十九、長岡、六十三、日比谷、昭和、臺灣、武州、日本信託、神戸岡崎、小池、野村、横濱興信、兩羽、日本勸業、北海道、足利、十五の四十四行であつて、銀行數の最高は大正十一年乃至昭和二年の五十行であつた。手形交換所に持出して決濟を爲すものは、交換所創立以來久しき間、組合銀行間の手形小切手のみに限られたが、其の後代理交換の制度を設け、明治三十二年に至りては從來の制度を撤廢して一般に對し代理交換委託の途を開き、大に之が獎勵に努めたから、爾來市内の各銀行は陸續として組合銀行に代理交換を委託することとなり、現在此の代理交換の便に依るものは、三十九行（社員銀行支店を併せて二百九十三行）に達した。

右の中、昭和三年末現在に於ける東京手形交換所社員銀行及代理交換銀行合計八十行（三行未調査）に就て、其の拂込資本金は五億五百四拾四萬六千圓にして、積立金は參億六百貳拾六萬參千圓を示してゐる。而て其の預金合計は貳拾貳億九千四百拾九萬六千圓、貸出金合計は貳拾壹億六千五百七拾八萬參千圓である。又コールローンは八千貳百參拾萬四千圓、有價證券は拾五億八千四百九拾六萬參千圓の多額を示し、金銀在高は貳億九千八拾萬九千圓である。

翻て東京手形交換所社員及び代理交換銀行の勘定表を見るに、銀行貸出は昭和二年四月以來商工界資金の需要減少、銀行不良貸の整理及び貸出警戒等の爲め、恐慌前に比して著しく減少した。此傾向は昭和三年に入つて幾分回復を示し、徐々に貸出増加を見たが尙ほ預金増加の趨勢には及ばなかつた。又二三流銀行に至つては、預金減少以上に貸出の減少を見るに至つた。更に之を銀行遊資の増加といふ點から見ると、東京手形交換所社員及代理交換普通銀行の預金の貸出に對する比率は、昭和二年二月に於て一二九・二%と貸出超過を示したるに、同年八月以降引續き預金増加の趨勢を示し（八月の比率は低減して一〇六・〇%）更に昭和三年六月以降引續き預金超過に轉じ、十一月に至る迄右の比率は逐月低減するに至り、預金超過の趨勢を益々大にした。然し預金増加率並に預金超加率の増進（即ち兩方共茲に所謂預金の貸出に對する比率の低下を意味する）は昭和三年上半期に於ては一月の一・一三・六%から、六月の九六・八%へと其間一六・八%の差を以て知るべく、此れに對して下半年期は六月の九六・八%から十一月の九三・六%と其間僅か三・二%の差を示したに過ぎない。（本邦經濟統計）

次に銀行支拂準備たる有價證券、コールローン及び金銀在高（並に割引手形の一部）極めて優良な一流の手形は、支拂準備となるのであるが、其の數字は明でない）と預金との比率を見るに、昭和二年三月末恐慌直前に於ては、支拂準備は預金總額に對して六割六分（六五・五%）であつたが、爾來支拂準備は次第に増加して、昭和三年七月末現在に於ては九割（八九・三%）に達した。従前の經驗からすると三割五分の準備があれば、取付の難關をのりきることが出来るものとされてゐたが、昭和二年四月恐慌の經驗に依ると五割の準備でも未だ充分完全とは言はれない様である。且つ普通以上三種のものが支拂準備として確實であるとせられるのであるが、非常時に際して回収が容易であるか否かに就ては、可也に疑問が有るのである。更に支拂準備の最近の増加を點檢するに、金銀在高は昭和二年三月に於て壹億八千萬圓であつたものが昭和三年七月に於ては參億貳千五百萬圓に増加してゐるが、これ位の金銀在高は日々の營業用現金として必要なものとも言へる。必要時に於て日銀に擔保として現金の借入を爲すことを得べき有價證券は、昭和二年三月に於て九億四千八百萬圓なりしものが、昭和三年七月に於ては拾五億參千五百萬圓と激増して、支拂準備を九割の安定點に至らしめてゐる。然し之を銀行手持遊資の激増といふ點から見れば、右の如く多額の支拂準備を銀行が所有することは、何んと言つても金融緩慢、金利低下の傾向を益々助長するものであつて、預金の増加と共に銀行業者の最も頭を悩ましてゐる點である。

3. 東京銀行集會所社員銀行

東京銀行集會所の前身は初め擇善會と稱し明治十年澁澤榮一氏の創設にかゝる。其後明治十三年之

を解散して新に東京銀行集會所を設立したが、明治四十三年八月に至り之を社團法人となし、銀行及び一般經濟の進歩發達を圖るを以つて、其の主たる目的とするに至つた。而して東京銀行集會所社員銀行數は昭和三年十二月末現在に於て、本店銀行二十六行、支店銀行三十二行、合計五十八行であつて、之を上半期に比べると、本店銀行に於て二行を減じ、支店銀行に於て一行を減じてゐる。今其の本店を市内に有するものを記すれば、第一、十五、三十、田中、三菱、三井、安田、川崎第百、第三、小池、今村、森村、西脇、岡本、東京山中、鑛業、日本晝夜、大信、東京山口、古河、金原、日比谷、安田貯蓄、昭和、日本興業、日本勸業の諸行である。右の社員銀行二十六行の昭和三年十二月末現在に於ける、公稱資本金は七億壹千參百萬參千五百圓（内日本興業銀行並に日本勸業銀行兩行の分を除きたる小計五億六千四百萬參千五百圓）にして、其の拂込資本金は合計四億九千四百貳拾九萬八千九拾九圓（同小計參億六千九百四拾貳萬貳千參拾七圓）、諸積立金合計參億六百八拾四萬參千八百九拾參圓（同小計貳億參千八百九拾五萬九千貳百九拾六圓）である。

今昭和三年中に於ける社員銀行營業成績を通觀するに、上半期に於ける社員銀行の成績は既に述べたる金融界及、經濟界の狀況よりしても、推察出來る如く未だ良好と言ふわけに行かなかつた。即ち其の純益は日本勸業及日本興業兩特殊銀行を除きたる上記の二十四行に下半期に退社したる神田、辛酉二行を加へたる二十六行の中、神田銀行以外の二十五行の總計は、貳千四百五拾九萬六千六百貳拾四圓にして、其配當は大概前期（七分三厘九毛平均）と同率に据置き唯々二銀行のみ稍々減率した。而して八百參拾五萬圓を積立て千參百貳拾壹萬圓を後期に繰越した。

次に當季に於ける右社員銀行の預金及び貸出金の消長を觀るに、經濟界の不振に由る資金需要が減退した爲め、貸出金は季初來漸減の傾向に在つて四月以來の綿花資金、夏物仕入資金及び繭資金の需要も能く頽勢を支ふることが出來なくて、季末に至り決濟資金の需要に依つて僅に之を阻止し得たに過ぎなかつた。但し短資貸出に於ては當季に入つて、信用が一層安定して來たのと、遊資處分の一法として之に運用した爲め、稍々増加するに至つたが尙ほ從前の半額強に過ぎない有様であつた。即ち諸貸金は前期末から當期末までに、七千參百萬圓を減じ、短資を合せたる總貸出高に之を觀るも參千五百萬圓を減少した。左れば毎月末殘高の平均は諸貸金拾四億八百萬圓、コール貸九千八百萬圓總貸出拾五億六百七拾五萬圓に過ぎなくて、前期の平均に比し壹億參千貳百萬圓少ない。

然るに預金は二月に於て稍々減少を見た外は期末まで毎月増加の一方であつて、前期末から當期末までに壹億千六百餘萬圓増加した。左れば手許在高の平均は貳億七百萬圓に上つて、前期平均に比し千六百萬圓多い。斯く貸出が大に減少したに拘はらず、預金は大増加を告げ、手許在高亦多分に増加したから、預金に對する總貸出高の割合は前期の十割一分五厘から、當期は九割二分九厘に減じ、コ

コル貸以外の貸出高に於ては、前期の九割七分三厘から当期は八割六分八厘になつた。従つて銀行本
 來の營業上よりする収益は大に減少したけれども、諸銀行が遊資活用法として大に有價證券を買入れ
 たから、其の所有高は逐月に増加し、當期中に參億四拾四萬圓を増加し、其の各月末の平均残高は拾
 貳億參千六百餘萬圓に及び、前期平均に比し貳億貳千百餘萬圓を増加した。従つて之から生ずる利息
 収入及び價格の騰貴に依る差益は大に他の營業収益減を償ふを得た。

下半期は上半期に比し劣れるを見る。即ちその純益は日本勸業及び日本興業兩特殊銀行を外にし
 て、東京に本店を有する社員銀行二十四行(神田、辛酉二行は當期に於て退社す)の總額は貳千貳百六
 拾八萬六千六百六拾四圓にして、前期に比し百九拾壹萬圓(約七分八厘)を減じた。然し配當は大概前期
 と同率に据置き、千參百七拾四萬圓を配當し、五百七拾六萬圓を積立て、千參百六拾貳萬圓を後期に
 繰越した。

次に下半期に於ける社員銀行(前述の二十四行)の預金及貸出金の消長を観るに、經濟界の不振に依
 る資金の需要減退は上半期よりも甚しいものの如く、貸出金は前期來の減少趨勢を續けて、月を追ふ
 て漸減し、唯々八月は月後れ及び舊曆盆節季資金及び夏秋蠶出廻り資金の需要等にて稍々頽勢を支へ
 たのと、期末に及び年末決濟資金の需要に少しく貸出の増加を見たのみであつた。即ち諸貸金は前期
 末より當期末までに七千四百萬圓を減少し、コル貸を合せた諸貸出高より見れば壹億參千七百萬圓
 を減少した。されば下半期毎月末残高の平均は、諸貸金拾參億壹千萬圓、コル貸九千參百萬圓、總
 貸出高拾四億參百萬圓にして、前期の平均に比し壹億參百萬圓少い。

然るに預金は九月及十一月下旬に資金の地方流出が多かつた影響で少しく減少を見た外は、期末ま
 で毎月増加の一方で、其の毎月末残高の平均は拾六億五千參百萬圓、前期の平均に比し參千貳百萬圓
 増加した。依つて手許在高の平均は貳億貳千八拾九萬圓に上り、前期平均に比し千參百貳拾四萬圓多
 い。斯く貸出の大減少を爲せる上に預金も大に増加し、手許在高も亦多分に増加したから、預金に對
 する貸出の割合は前期の九割二分九厘に對し下半期は八割四分八厘と減少し、コル貸以外の貸出高
 に於ては、前期の八割六分八厘から当期は七割九分二厘となつた。

従つて銀行本來の營業上よりすれば収益は大いに減少したわけであるが、諸銀行は其の遊資活用の
 方法として前期の如く大に有價證券を買入れたから、其の所有高は逐月に増加して當期中に九千八百
 拾九萬六千圓を増加したから、其の各月末の平均残高は拾四億貳千九百餘萬圓となり前期に比し壹億
 九千參百餘萬圓増加した。従つて之より生じたる利息収入は大に他の營業収益減を償ふを得た。(以
 上東京本店社員銀行勘定參照)

4. 東京手形交換所

イ、沿革

東京に於ける手形交換の濫觴は實に明治二十年十二月一日東京手形交換所創立の時である。當時は然し今日の如く日本銀行當座預金の振替勘定を以つて、交換差額を決済する方法は未だ採用されないで、借方銀行から小切手を振出し、之を貸方銀行に交付し以つて其の決済を爲したから、其結果交換所小切手なる一種の勘定を残り、實際の決済を爲さんとすれば、即ち右小切手の取付を爲さねばならぬ不便があつた。又當時にあつては現金取引尙ほ全廢するに至らないで、組合銀行中往々交換時刻前に於て、現金の取付を爲すものもあり、其他缺點が多かつたので遂に明治二十四年一旦之を閉鎖することゝなつた。次で同年三月一日倫敦手形交換所の制に倣ひ、東京交換所を組織した。之は現時の交換制度と略同様である。其後種々變遷があつて、大正十四年東京手形交換所と改稱し、更に昭和元年十二月二十七日、當時の組合銀行五十行を設立者とする社團法人となすことを認可された。現在の社員銀行は三十九行で、銀行數の最高は大正十一年乃至昭和二年の五十行であることは、前述の如くである。

尙ほ最初は交換に持出すものは社員銀行間の支拂ふべき小切手送金手形の類に過ぎなかつたが、追々約束手形の取引行はるゝに及び諸商業手形の如きも明治二十七年から持出さるゝに至つた。更に交換所から逓信省へ交渉の結果四十三年から振替貯金口に於て受入れたる小切手は、之を交換所に持出して決済することゝなつた。因に代理交換の制度確立の件に關しては前述した通りである。

現今毎日交換所に參集する銀行は社員銀行三十九行の外、日本銀行及び東京中央郵便局であつて午前十時半から交換を開始し、大抵二三分に交換を終了する。

ロ、手形交換高

近時は交換手形の枚數及金額減少したから、其の枚數の多い時でも一日十三萬枚、少い時は二萬枚位、其の金額多きは壹億六千餘萬圓、少きは五六千萬圓であるが、昭和二年に於ける平均一日交換高は枚數四萬一千八百六十二枚、金額九千百參拾六萬九千圓であつた。

翻て年別の趨勢を見ると、大正元年以來漸次増加の傾向にて大正七、八年共交換高の増加殊に顯著にて、歐洲大戰後の大正八年には千五十五萬八千五百餘枚、手形金額參百五拾億九千七百拾參萬壹千餘圓に達し、交換所開始以來本年に至るまでの最高記録を示した。爾後大正十三年に至るまで毎年手形枚數に付ては多少の増減を示したが手形金額に付ては減少の一方で、大正十四年以來一時増加の勢を示したが又々昭和二年に至り減少の方向に轉じた。同年交換高は枚數千二百五十一萬六千餘枚、金高貳百七拾參億貳千七百四拾七萬四千餘圓である。

ハ、不渡手形

交換所に於て交換したる手形の内支拂に應じ難いものが有る時は、之を受入れたる銀行は其手形に不渡の事由を附記し、速に之を持出したる銀行に返還し其代り金を受取るべきものである。(東京手形交換規則)

第二)手形の返還を受けたる銀行は、翌日交換開始時刻までに其旨を交換所に届出づることを要する。
 右の届出が有つた時は主事は直に之を交換室に掲示し、不渡の翌々日午後三時までには届出銀行から取消の通知なきときは、取引停止の處分を爲すべきである。(同規則第十二條)而して取引停止の處分を爲したるときは、社員銀行は其通知の月から三年間其者に對して當座勘定及び貸出の取引をなすことを得ず(同規則第二十二條)と規定してある。右の如き取引停止の處分を蒙る不渡手形の發行數は、大體に於て年々減少の傾向にあるのは喜ぶべきことである。即ち大正十一年の東京手形交換所不渡手形枚數千三百六十八枚、金額百七拾八萬千四百八拾七圓を最高にして、其後は枚數及金額共に著しく減少し昭和三年度に於ては枚數五百九十九枚、金額六拾參萬六千四百四拾九圓になつてゐる。(銀行通信錄 八八・五二三)

之等不渡手形を職業別に觀れば、昭和元年及び二年に於ては人員から言へば織物業者が、不渡手形を最も多く發行してゐる。之は其の以前に餘り見られない現象であつて、近年の不景氣の打撃を最も多く蒙つたものが織物商であつた點から見て、其間に密接なる關係があるものと見られる。今昭和二年中に於ける不渡手形發行者は、合計四百九十二人であつて、其内最も多いのは、其他の三〇九人(六三・〇%)を除いては前述の織物商の二十一(四・二%)であり、次は金物商の十八人(三・二%)次は請負業の十六人(三・二%)以下會社員、株式賣買業等であつて、最も少いのは家具商の五人である。

第三項 信託及び保險

1. 信託會社

我が國に於て信託法、信託業法の制定公布されたのは大正十一年四月であるが、是より先き明治三十八年に擔保附社債信託法が公布され、銀行にして斯業を兼營せしものもあり、又信託法規制定前から信託會社なる名稱を用ひてゐた會社も少くなかつた。

然し名實ともに信託業を營む最初の信託會社としては、大正十三年四月に設立された三井信託である。其後相續いて安田、住友の兩信託が出来、昭和二年來更に三菱、共同、川崎等有力處が新設された。而て是等新設有力信託と前後して、他方では從來信託類似の業務を營んでゐた國際、關西、日米(今の千代田)等の會社が新に免許を受けて純然たる信託會社となつた。爾來幾多の中小信託が新設されるやら富豪の小信託買収などが行はれて、現在では總數三十七社の多きに及んでゐる。

其内本市に其の本店を有するものは、三井、三菱、國際、千代田、織田、大信、朝日の七社であつて、本市内に支店を有するものは、川崎、加島、安田、住友、鴻池、名古屋の六社である。而て右七社の現有勢力を總括すると次の如くなる。(昭和三年下半期末現在)

東京に本店を有する信託會社

一、公稱資本額合計	一二六、〇〇〇 <small>千円</small>
一、拂込資本額合計	三六、〇〇〇
一、諸積立金合計	八、八八九
一、信託財産合計	五七六、七六九

之を全國信託會社三十七社の現有勢力たる左の數字と比較すると、東京七社合計は、公稱資本金に於て其の三割八分、拂込資本金に於ては其の四割、諸積立金に於ては五割八分、信託財産合計に於ては其の四割六分を占めてゐる。

昭和三年下半年末現在全國信託會社三十七社狀況

全國に對する東京七社の割合

項	目	金	額	割合
一、資本額總計		三三三、五〇〇 <small>千円</small>		三八%
一、拂込濟資本額總計		九二、二九八		四〇%
一、諸積立金總額		一五、二四七		五八%
一、信託財産總額		一、二六七、八六五		四六%

次に前記東京七社の信託勘定に於ける貸付高合計を見れば、昭和三年下半年末現在に於て參億四千五百萬圓に上つてゐて、之を全國諸貸付高總額の七億七千八百餘萬圓に比較すれば其の四割四分を占めてゐる。而て全國一流會社たる三井、安田、住友、關西、加島、鴻池、三菱、共同の八社中、

二社は其の本店を本市内に有する。

猶ほ別に擔保附社債信託會社として本市内に其本店を有するものは、日本興業銀行、三井銀行、安田銀行、第一銀行、川崎第百銀行、神田銀行(事業停止)、織田信託、國際信託、三井信託、三菱信託の十社であつて、其の公稱資本金合計五億壹千四百拾八萬八千五百圓、拂込濟資本金合計は參億壹千九百七拾七萬貳千圓である。

次に信託會社の業務に就て見るに、信託業務の形式は左の如くである。即ち(一)金錢信託(二)金錢信託以外の金錢信託、(三)有價證券信託、(四)金錢債權信託、(五)不動産信託、(六)地上權及び土地賃借權信託の六種類である。更に信託業法に依ると動産信託と言ふのが有るが、之は主務省が認可しないので實際は行はれてゐない。

金錢信託は目下の所我が國信託會社の最も主要な業務であり、同時にその特徴である。之を東京に於ける前記七社に就て見ると、昭和三年下半年末信託財産合計五億七千六百七拾六萬八千圓中、金錢信託は四億四千四百貳拾萬圓を算し、全體の約七割一分に當つてゐる。此の信託預金は銀行預金から見ると、比較的多額の而も長期の運用に適する。然るに昭和三年下半年末現在に於ける信託協會加入

前記東京七社の信託勘定貸借対照表に就て之を見るに、金銭信託は相當長期性のものにも放出されてゐるが、同時に現今の銀行預金の運用と大差ないものにも可なりに放資されてゐることが分る。就中顯著なのは手形及び信用貸付で其額壹億參千六百餘萬圓に上り、金銭信託在高の三割以上を占める。然もこの手形中にはコールも少なからず含まれてゐることである。米國多數の州に於て信託會社が常に銀行業務を兼營することを得るのと異り、我國に於てはかゝる信託財産の運用方法は其の本來の使命を完全に盡してゐるかどうか姑く疑問とせざるを得ない。

金銭信託に次で重要な地位を占めるものは有價證券の信託であつて、昭和三年下半期末現在に於ける在高は九千五百六拾貳萬七千餘圓を算してゐる。

他の三項目は我國に於ては殆んど實行されてゐないし又有つても極めて少額である。

以上述べた信託業務の他に信託會社はいはゞ副業として次の業務を行つてゐる。

- 一、有價證券其の他の保護預り
- 二、債務の保證
- 三、不動産賣買の媒介又は金銭若は不動産貸借の媒介
- 四、公社債株式の募集、拂込金の受入、若くは元利金又は配當金支拂の取扱

五、左の事項に關する代理事務

- イ、財産の取得、管理、處分、又は貸借
- ロ、財産の整理又は清算
- ハ、債權の取立
- ニ、債務の履行

以上の外、昭和四年四月から信託會社が遺言執行者となること、竝に會計検査の職務を行ふ様になつたから、信託會社が米國のそれの如く個人信託業務並に法人信託業務に進出する機會が多くなつて來たと言へる。

更に之を一般經濟界に於ける遊資の増加といふ點から見ると、昭和三年上半期末現在に於ける金銭信託と同年下半期末に於けるそれとの増加の比較を見ると明瞭なものがある。

東京に於ける七信託會社金銭信託合計

昭和三年上半期末現在	三七五、三三五、七〇四圓
同 下半期末現在	四四四、二〇九、三七五圓

即ち其の増加額は六〇、八七四^四/_百餘となり一八%の増加を示してゐる。斯く金銭信託の増加が著しいのは、一には財界沈衰期に於ける資金需要の減退から來る長期預金化の結果と、特別融通資金放出

の結果によるものであるが、他方信託會社發達の當然の現象と見る以外に、特に銀行預金率よりも配當利廻の有利なること、及び郵便貯金激増の原因と同じく銀行に對する不安に基く預金の振替及び新規預入を原因とする。

2. 生命保險會社

イ、沿革

我國に於ける所謂科學的生命保險業の濫觸は、明治十三年十月創立の日東保生會社であるとの説も有るが、通説は明治十四年七月、福澤諭吉門下の人々に依つて設立された明治生命保險會社に一致してゐる。其後幾度か波瀾興亡を繰返して今日に及んだが、其の發達の跡は大體四期に分けることが出来る。

第一期は明治十四年から同二十五年に至る期間を指す。明治生命の創立後七、八年同社の獨占時代を過ぎて、二十一年帝國生命、翌二十二年日本生命が創立された。是と殆んど前後して東京生命、大日本生命が出来たが間も無く廢業して今は無い。猶ほ明治生命創立の前年、共濟五百名社が創設されたが、之は近代的企業形態を具えたものでなかつた。

第二期は二十六年から三十三年に至る時代を指す。明治、帝國、日本三社の創立と、日清戦後の事業熱の勃興に刺戟されて生保會社の簇出した時代で、二十六年から二十八年に至る三年間に三十社次の三年間に十數社の創立を見たが、何れも相前後して解散又は事業休止の運命に陥つた。

第三期は三十年から三十六年に至る時期を指し、明治三十一年七月から舊商法施行され、翌年現行商法の實施を見、更に三十三年七月一日保險業法が實施さるゝに及び、基礎薄弱なる群小會社は一溜りも無く一掃された。此整理時代の末期に相互組織に依る保險會社の生れたことは、注目すべきことである。即ち明治三十五年第一生命、次で三十七年千代田生命が創立された。之より先、明治二十五年頃から外國生命保險會社が我國に侵入したが、三十六年多額の政府供託金を必要とするに至りたる時、他方我國會社の發展とに依り外國會社の活動は殆んど問題視するに足らなくなつた。

第四期は三十九年以後現在に至る。日露戦争、世界大戦後に於ける財界の好況、關東大震災後に於ける保險思想の發達を動機として、生保界は目醒しい進展振りを示した。猶此間大正五年十月一日官營保險中の尤なる簡易保險が組織されて、普通生命保險の效用に浴する能はざる階級に生命保險の思想を普及せしめてゐる。

斯くて我民間生命保險會社は、昭和三年現在會社數四十二(徴兵保險を含む)、其内本市に本店を有するものは明治、帝國、太陽、有隣、共濟(安田と改稱)、仁壽、共保、日本教育、愛國、第一徴兵、

東洋、第一生命、千代田、萬歳、日清、國光、太平、東海、蓬萊、日本徴兵、常磐、八千代、大正、中央、大安、三井、日華、東華、戰友共濟(府下)、日本醫師共濟、片倉、國華徴兵、富國徴兵の三十三社であつて、既に今日は飽和時代に達してゐる。依つて主務官廳は此飽和状態に鑑み、新會社發起不認可の方針をとつてゐる。且つ我國に保險會社が出来て最早や半世期になる。如何なる事業でも五十年経つと所謂「中だるみ」を生ずる。近來頻々として起る保險會社の破産整理等は此間の事情を物語つてゐるもので、我が生保界も漸く再整理時代、又は改造期に入つたと言ひ得る。

因に所謂全國五大保險會社たる、明治、日本、帝國、第一、千代田の中、日本を除く他の四社は本市に其の本店を有する。

ロ、生命保險會社現況(殊に積立金並に貸付金)

昭和三年度に於ける全國生保會社數四十二、其中東京市に本店を有するもの三十三(内一社は府下以下同じ)なることは前に述べた所であるが、左に全國生保會社貸借對照表負債の一部を掲げて之と東京三十三社とを比較して見よう。

全國に於ける生保會社貸借對照表(負債)

一、資本金又は基金 四九、三〇〇千円

一、法定準備金 七、〇四三千円

一、責任準備金 一、〇八八、八六〇

一、保險契約利益配當準備金 四三、七八一

一、其他準備積立金 七一、八二六

一、支拂備金 一七、一七四

然るに之を東京三十三社の貸借對照表と比較すれば次の如くなる。

東京三十三社貸借對照表(負債)

項 目	金 額	全國に對する東京の割合
一、資 本 金	三七、〇〇〇千円	七五・一%
一、法定準備金	五、五二〇	七八・四%
一、責任準備金	八三九、四五四	七〇・一%
一、保險契約利益配當準備金	三六、二二四	八二・七%
一、其他準備積立金	四二、五九六	五九・三%
一、支 拂 備 金	一三、八一一	八〇・四%

次に生命保險契約高を見るに、契約高の純増加率(年末現在契約高の差)は、昭和三年度を除いては

大正十四年以來逐年減少の傾向に在つた。即ち十四年の七億圓が昭和元年度に於て五億九千九百萬圓、二年度に於て參億七千參百萬圓と激減したが三年度に於ては再び五億七千貳百萬圓と盛返した。

今之を東京三十三社の純契約増加高に就て見るに、大正十四年度に於て六億壹千參百萬圓の増加あつたものが、昭和元年度に於ては四億五千八百萬圓の増加と減少し、更に昭和二年度に於ては壹億參千九百萬圓の増加と減じ、三年度に於て多少盛返して、六億萬圓の増加（東洋經濟新報社發行生命保險會社の批判、統計書、並に東京商工會議所統計年表等参照）となつたが、未だ十四年時代の増加率を示してゐない。斯く一般に純増加率の減少を見たることは、打續く財界の不況に事業界は萎微沈滞し國民の所得は増加せずして、其影響が生保界にも波及したことも一つの原因であるが、他方、不良生保會社に對する解約、失効の増加も重要な原因となつて居る。

次に資産の運用方面を見るに、昭和三年度貸借對照表の資産の部を全國と東京三十三社の分とを比較すれば左の如くである。

全國と東京三十三社との資産比較

項 目	金 額	
	全國四十二社合計	東京三十三社合計
未拂込資本又は基金	二五、三七八 <small>千円</small>	一九、一五三 <small>千円</small>
郵便振替貯金	一、七五九	一、四九二

銀 行 預 金	金 額	
	全國四十二社合計	東京三十三社合計
貸 付 金	二二二、一〇四	一八七、三七七
有 價 證 券	二七七、〇七八	一九八、八八七
不 動 産	六七九、二六九	四九二、三三二
合 計(其他共)	七五、三八八	六二、〇八五
	一、三二八、九〇六	一、〇一二、四〇六

右の中貸付金は不動産抵當、財團抵當、有價證券擔保、保險證券擔保、公共團體貸付等の項目に分れてゐるが、目下の金利低下の状態では、利息收入利廻は相當低下してゐる。又手持有價證券もその下落を見越して銀行預金や信託預金に振替えらるゝ額も、相當巨額である上に證券市價の低落は決算時に於て有價證券評價損の數字を増加する危険が多い。

以上述べたる所に依つて之を見るに、本市に於ける生保界の目下の状態は、他の諸事業と同様甚だ經營困難の状態に在ると言はなければならぬ。換言すれば現在生命保險事業にとつても、亦其の試練の時と言ふことが出来る。而て之は金解禁問題と伴ひ今後推轉して行く財界が、其の根底から整理されて眞の生産力の充實、貿易の改善に依り國民所得が漸時増加し斯業が完全なる發展を見るの日まで、各社が其の傳統の經營方針の眞價を試されつゝ、苦闘して行かねばならぬことを意味する。

各種損害保險會社

イ、種類及び其沿革

A 海上保険 明治十一年十二月に設立された東京海上が、我國に於ける保險會社の元祖で、明治生命の創立よりも足掛け三年早かつた。東京海上に次いで明治二十六年に帝國、二十九年に日本、四十年に神戸等海上保險會社が續出し、多數の中には途中で挫折したのも尠くないが、目下海上保險會社は、昭和元年末現在三十六社を算し、東京に於ては同年十八社を算してゐる。

B 火災保險 之は海上、生命よりも遙に遅く、明治二十一年十月創立の東京火災を皮切りに、二十四年に明治、二十六年に日本、三十年に横濱火災が創立された。現在火災保險會社は五十社、東京に於て二十八社の多數に上つてゐる。

C 其他の損害保險 以上、海上及び火災兩保險の他に、傷害、運送、汽罐、自動車、盜難、硝子等諸保險が有るが、其内東京に於て獨立して營業してゐるものは、明治四十一年八月設立の第一機關汽罐保險と、大正三年九月設立の大日本自動車保險の二社で、其他の部門は何れも他の保險會社の兼營にかゝるものである。猶ほ信用保險は東京に於て未だ其の實行を見ざる所である。

ロ、損害保險界の現勢

A 海上保險 昭和元年度末全國海上保險會社數三十六、公稱資本金總計壹億參千參百萬圓、諸積立金合計六千五百餘萬圓中、東京に其の本店を有するものは、會社數十八、公稱資本金總計六千五百

萬圓、諸積立金總計五千六百餘萬圓である。

次に新契約高を見るに、同年度本市に關係あるものは件數百四十一萬九千餘件、金額四拾壹億壹千餘萬圓を算してゐるが、之を前年度に比較すると件數に於て二萬一千六百餘件を増加してゐるが、金額に於ては貳拾七萬四千餘圓の減少を來してゐる。之を戦時好景氣の大正八年に比すれば、件數に於ては四萬五千七百餘件を増加したとは言へ、金額に於ては實に百五拾九萬貳千餘圓の減少となつてゐる。次に年末現在契約に就て本市に關係ある分を見るに、件數に於て十六萬九千七百餘件、金額に於て五億七千八百餘萬圓であつて、前年度に比較すれば件數二萬七千七百餘件、金額壹億百餘萬圓の増加である。

翻て海上保險の業況を見るに、曩に船舶保險協會が設立され、昭和二年十二月十五日から船舶保險の料率に大改正が加へられて以來、同業者の競争は終熄し業界は小康を保つに至つた。即ち該協會に於て協定したる料率は、從來に比し一般に料率の引下を來したので、従つて今迄の如き無謀なる競争を避くるを得たのであつた。然し昭和二年度に於ける海上保險業全體の成績としては、二月の候に於て海難續出し、巨額の支拂を爲したるが爲め不良なるを免れなかつた。去り乍ら海上保險業に於ては火災保險の如く同業者多くなく、更に契約の相手方たる船主も數が局限されてゐるから、

協定はよく勵行されてゐるので今後は大した損をしないで済むであらう。

猶ほ海上保険新契約中其大部分を占める貨物保険は、是又船舶保険と同様、同業者の競争に依る料金低率の爲め、會社全體として年々數百萬圓の損失を示して來たので、各社とも朝鮮米、臺灣米、北洋材等に對する從來の協定規約の繼續、蟹工船を中心とする北洋漁業の生産品に對する協定料率の設定等を行つてゐるが、貨物全體として大した料率の引上げとなつてゐない。殊に昭和三年に於ては財界の不況が更に深刻の度を加へ、貿易の不振から荷動きの減退を來した結果、契約高も減少し、保險會社全體としては未だ收支相償ふの域に達してゐない。

B 火災保險 昭和元年度現在全國火災保險會社數五十、公稱資本金總額壹億五千八百五十萬圓、諸積立金合計八千五百四拾餘萬圓、右の中本市に關係あるものは、會社數二十八、公稱資本金總額壹億壹千五百萬圓、諸積立金合計六千五百五十萬餘圓である。

火災保險の新契約高を見るに、東京に於ける元年度新契約件數は六百六十二萬千餘件、金額は百六億貳千六百餘萬圓に達してゐる。之を前年度に比較すれば、件數に於て二十三萬二千七百餘件、金額に於て參億六千五百五十拾餘萬圓の増加を示してゐる。更に之を大正七、八年時代に較ぶれば、件數に於て約三倍、金額に於て約貳億の増加振りで、爾來年を追ひて件數、金額共に増加の跡を迹り、殊に昭和年間に入りて急速の増加を示した。今之が原因を考へると左の如きものがある。

- (1) 保險料率の低下
- (2) 保險の目的が次第に大口物件となつて來たこと。
- (3) 短期契約の増加
- (4) 經濟界の融通力が稍々立直つて來たこと。

右の中保險料率の低下は協定料率の實施以來、既に三四回保險料率の引下を行つてゐるし、又非協定の日本共立、大成並に動産保險三社も亦其料率の引下を行つてゐるので、契約者側から言へば契約し易く従つて新契約高の増加を見たが、他方會社側から言ふときは今日では料率の上に利益を見込み得る餘地が尠くなつてゐる。又保險の目的が大口物件になつて來たことも、新契約の金額増加を來した一原因であるが、然し他方大口物件は之を再保に附した場合に再保險料が大である關係上、會社としては餘り喜ぶべき現象と言へない。前述の如く保險料率の引下は保險會社にとつて痛手であるが、更に各社間に於ける營業費は年々増加して來たことは、一層斯業の經營に困難を覺えしめてゐる。

今昭和元年度の東京に於ける各保險會社支拂保證金と事業費の合計は、四千參百六萬參千餘圓であるが、同年度の収入保險料は四千四百拾萬八千餘圓であつて差引百四萬五千餘圓となる。營業收支を見るには此外に猶ほ再保險手数料、再保險金及び再保險料を考慮に入れなければならぬが、之は

前二者と後者(再保険料)とで互に收支同割合と見れば、前述の差引百四萬五千餘圓は收入保険料の約二分三厘の利益勘定であつて、代理店手数料の増加若くは保険料率の些少の崩れに依つても、直ちに損勘定となる有様である。勿論此他に各會社は其の資産の運用に依つて利益金の計上をしてゐるが、之とて預金利子や有價證券の配當など凡て低歩合の今日に於ては却々經營は困難なこと、思ふ。従つて近來殊に協定規約の嚴守と、契約物件の選擇といふことが呼はれてゐる。

C 其他の損害保険

以上火災及び海上兩保險の外に東京に於ては、傷害、運送、汽罐、自動車、盜難の諸保險會社があるが、右の中汽罐及び自動車を除いては何れも他社の兼營にかゝる所である。

先づ傷害保險は大正九年までは、獨立營業の會社が一つ有つたが、同年以後兼營となり、新契約高も十年に於て參千八百六拾參萬餘圓(會社數二)あつたものが、十一年に至つて急激に減少し九百拾壹萬餘圓(會社數一社)となつた。爾來營業狀態次第に良好となり、昭和元年に於ては壹億壹千貳百餘萬圓(會社數三)を示してゐる。

次に運送保險は、新契約高に於て近來非常に増加し、大正七八年好況時代貳億參百餘萬圓を算したものが、昭和元年度に於ては約七倍の拾五億參千餘萬圓に達してゐる。然るに同年度に於ける支拂保險金及び事業費合計は拾四萬八千五百餘圓にして、收入保険料の五拾六萬壹千餘圓との差、三十六萬貳千五百圓は營業收支に於ける利益と見ることを得る。此額は收入保険料の約六割四分に當り、運送保險が今後益々有利に營業出來ることを知り得る。

汽罐保險は現在第一機關汽罐保險會社獨占である。而て其營業振りは堅實な歩みを示してゐる。

自動車保險も從來火災海上兩保險の兼營に係つてゐたが、昭和三年九月大日本自動車保險會社が新設されて、獨立的に營業を開始した。而て其の營業狀態は未だ之を知り得ないが、從來他社兼營時代に於ても堅實な歩みを爲し、且つ今後本市に於ては自動車業益々發達する見込であるから、此保險は將來見込みあるものと考へられる。且つ當社は (一)保險種類の多種多様 (二)保險料の低率 (三)サービスの提供をモットーとしてゐるから、今後の活躍は注目し値すること、思ふ。

此他に尙ほ盜難保險と硝子保險と有るが、盜難保險は近來非常に其の新契約高を増加し、大正六年の五拾萬六千圓に對して、昭和元年に於ては約五倍の貳百七拾九萬餘圓を算してゐる。

第四項 郵便貯金及び簡易生命保險

I. 郵便貯金

イ、沿革

郵便貯金事業の沿革を概観するに、明治七年八月制定せられたる貯金預規則は八年五月に至り實施

せられたが之れ郵便貯金制度の創始であつて、其の利子歩合は一ヶ年元金の百分の三とし、一人の預金制限額を一ヶ年拾錢以上百圓迄、總額五百圓迄とした。同年末貯金取扱所は全國を通じて僅に二十ヶ所、預け人員千八百四十三人、金額壹萬五千貳百貳拾四圓であつた。其後貯金利率並に貯金制限額に關して幾多の改定を経て、大正九年八月に至り郵便貯金法を改正し、貯金總額千圓以下を貳千圓以下に、又預入金の端數は從來厘位迄であつたのを錢位に改めた。之より先き大正四年三月郵便貯金利子の割合を年四分八厘に改めたが、十一年八月に至り据置貯金利子を五分四毛に引上げた。

ロ、事業成績

次に最近に於ける全國郵便貯金の事業盛衰を述べれば、大正元年九月に至り、初めて二億圓に達し更に大正三、四年戦争開始後漸次増加の趨勢を示し、六年一月には參億圓に、七年八月には五億圓に十年六月には九億圓を突破し、十二年一月には拾億圓の記録を作り、十一月には震災の影響も少くして拾壹億圓を突破したが、其後不振の徴候を呈するに至り増減交々相躡ぎ定まらなかつたが、昭和二年三月、金融界動搖の影響を受けて跳躍的増進を致し年度末には實に拾六億參千萬圓の現在高を有するに至つた。

次に本市十五區に於ける、郵便貯金の業務を見るに、昭和二年に於ける郵便貯金は全國のそれと同様、金融界大動搖の影響を受けて異常なる活況を呈し、貯金額の著しき増加を見たが、之を實數に依つて示せば、同年度末に於ける本市所在の各郵便局に於ける郵便貯金現在高は、壹億四千參百拾四萬七千五百參拾四圓の巨額に達し、此の貯金人員は百五十萬四千四百三十人にして、一人當りの平均貯金額は九拾五圓拾五錢となる。

之を前年度末に比較すれば、貯金額に於て參千五百拾參萬參千五百七拾六圓(三割二分五厘)を増加し、人員に於て十八萬三千七百四十一人(一割三分九厘)を、又一人當の平均貯金額に於ては、拾參圓參拾六錢(一割六分三厘)を孰れも増加した。

更に前々年即ち大正十四年度末現在に比較すれば、金額に於て四割七分(四千六百參拾參萬八千七百四拾五圓)貯金人員に於て二割三分九厘(二十九萬百六十八人)一人當金額に於ては一割九分三厘(拾五圓四拾貳錢)の増加となる。

2. 簡易生命保險

イ、沿革

我國簡易生命保險制度は其の端緒を遠く日清戦役終了後に發したが、當時は時期尙早の故を以つて具體化するわけに行かなかつた。其後明治四十四年一月に逓信省内に、郵便保險年金制度調査會を組織し、爾來檢討を重ね、遂に大正五年二月第三十七議會に於て、簡易生命保險法案及び簡易生命保險特別會計法案の成立を見るに至つた。但し保險金額の最高限度は參百圓であつたのを、貳百五拾圓

に改正されたのであつた。然し大正十一年八月には參百五拾圓に改正し、更に大正十五年三月には最高制限の參百五拾圓は社會事情に鑑み少額に失するを以つて、四百五拾圓に改められて今日に至つた。

ロ、營業成績

簡易生命の昭和二年度末(昭和三年三月末)現在契約高は、拾四億八千六百萬圓を算してゐる。之は同保險創始以來、丁度十一年半の發達の跡であつて誠に異常な伸展と言はねばならない。若し昭和三年度末(即ち昭和四年三月末現在)契約高の概數を見るならば、拾七億四百萬圓といふ巨額に達してゐる。此好成績は政府の獨占事業とは云へ、先進國英、佛の官營は全然失敗して何れも萎靡不振を極めて居る状態に對比して、官民とも意外とする處である。實に之が發達の原因は當局者の保險思想の宣傳と新契約獲得に専念努力したことに由るもの大であるが、何と言つても其の背後に國家無限の信用を擁することは、其の最大原因と考へられる。

偕て昭和二年度末現在契約の件數は千百六十六萬六千餘件、之を全國總人口六千六百三十九萬人に割當てると人口千に付き百七十五人七分となる。又之を契約高金額に割當てると、百貳拾七圓四拾錢となり(所謂平均保險金額)之を最高制限額の四百五拾圓に對比すると、四分の一強に過ぎない。猶年度末現在保險料總高は、八百四拾八萬六千圓で、其の一件當り保險料(即平均保險料)は七拾貳錢七厘となる。猶ほ契約を男女別に見ると、男子六百五十九萬五千餘件、女子五百七萬千餘件、即ち總件數に對し男子五割六分五厘、女子四割三分五厘である。

又保險種類別に見ると、終身保險三百八十六萬九千餘件、此保險金額五億參百九拾參萬六千餘圓、養老保險七百七十九萬七千餘件、此保險金額九億八千貳百四拾九萬餘圓で、之が割合は、終身保險件數三割三分二厘、養老保險件數六割六分八厘、終身保險金額三割三分九厘、養老保險金額六割六分一厘となる。

次に解約失效は、件數に於て七・二%、金額に於て七・三%で、逐年減少の一路を辿りつゝある。然し死亡率は件數に於て一一・八六%金額に於て一一・四三%で之は大正十三年以來の高率である。尤も豫定對實際死亡の割合がどうなつてゐるか不明であるから、一概には言へない。

翻て東京に於ける事業成績を概觀するに、昭和二年度末(三年三月末)現在契約高は貳億五千百萬圓を算し、件數は百三十五萬八千餘件である。之を前年度に比較すると、保險金額に於て參千五百五拾貳萬餘圓、件數に於て二十一萬餘件の増加である。

之を保險種類別に見ると、昭和三年度末終身保險二十五萬三千餘件、其の保險金額四千百九拾七萬六千餘圓、養老保險百十萬五千餘件、此保險金額貳億九百拾六萬八千餘圓であつて、之が割合は終身保險金額一割六分七厘、養老保險金額八割二分三厘、終身保險件數一割八分六厘、養老保件數八割

一分四厘である。右の割合を全國のそれと較ぶるときは、金額件數何れも養老保險の方約一割大である。

次に解約失効は、件數に於て七・三五%金額に於て七・六五%で、全國のそれに比して大體同比率である。又死亡件數金額とも一二・六%であつて、之亦全國と略同率である。

之を要するに簡易保險は、一般保險の恩恵に沿つて得ない階級の人々にも、其の機會を與へたる功績は忘るべからざるもので、坊間猶ほ簡易保險の保險料が高過ぎるとの論、或は保險金最高制限額が低過ぎるとの論あるも、之等は其の折々の經濟事情に隨伴して從來も然あつた如く適宜改正すれば宜敷く、斯業は今後愈々發展すべきものと考へられる。尙昭和二年に於ける積立金貸付狀況を見れば、東京に於ては貳千貳百九拾四萬餘圓に達して居る。

第五項 庶民金融

1. 市街地信用組合

イ、總説

市街地信用組合とは、市制施行地及び市街地指定町村に於て、産業組合法第一條第四項の事業即ち組合員外の貯金を受入れ手形割引を行ふ信用組合にして、大正六年七月廿日の組合法改正以來認められたものである。

市街地信用組合設立の事情及び目的に關して、東京市政調査會が大正十三年十月より同十四年三月に亘りて調査したる所に依れば、多くの信用組合は、その土地に於ける庶民階級のための適當な貯蓄及び金融機關が缺如して居り、その結果として中産以下の者が經濟的窮境に陥り、且つ産業の發達が著しく阻害されて居るといふ如き事情を前提とし、それ等の庶民階級(年收參千圓迄の所得階級)のために適當な貯蓄及び金融機關たることをその直接の目的として、多くはその土地の有力者等に依つて設立されたものである。

本市に於ける組合數は昭和三年度に於て二十二であつて、之を前年度に比較するときは増減ない。然るに全國に於ける同年度の組合數は二百五十二組合にして、前年度より八組合の増加、大正六年七月創設以來僅々十年にして實に二十倍に垂んとする増加を示してゐる。

本市に於ける組合員數は、昭和三年度に於て一萬一千三百三十九名である。今試みに組合員の職業別を昭和二年度の東京府に於ける組合に就て見るに、市街地信用組合は其の設立の目的が中小商工業者の金融貯蓄に在る關係上、其の組合員も商業に従ふ者最も多く、東京府に於ける總數二十一萬七千九百九十人の五割二分(九、一八三人)を占め、次に其他の三割一分(五、四八五人)、次に工業の一割六分(二、八一〇人)以下農業(八八人)、〇・五三%水産業(八人)、〇・〇四%林業(二人)、〇・〇二%の順序であつて、本市に於ける割合も大同小異であらう。右の中「其他」が相當の割合を占めてゐるのは、交

通業者、官公吏、自由職業者等の消費的庶民階級が「其他」中に包含されて居るのに原因してゐる。而して以上の市街地信用組合の現況は、主として農村に行はれる信用組合の數字と對比することによつて一層明瞭になる。即ち後者にあつては農業者が組合員の過半數を占め、之を全國的に見れば、組合員に於ては農業七八・四%、商業九・三%、其他六・二%、工業四・三%の割合である。

ロ、營業成績

本市に於ける昭和三年末組合數二十二、出資總額は七百參拾五萬壹千九百七拾圓にして、拂込濟額は參百拾六萬四百五拾六圓である。其の貯金額は參百拾四萬壹千百拾九圓、貸出額は七百七拾五萬千貳百六拾九圓である。

市街地信用組合の取扱ふ貯金は、大別して組合員貯金と組合員外貯金の二になるが、前者は産業組合法第一條第一項の規定に従つた貯金であり、後者は更に加入豫約貯金(同法第一條第二項)家族及團體貯金(同法第一條第三項)及び狹義に於ける組合員外貯金(同法第一條第四項)の四つに區別されてゐる。

以上各種貯金の割合は之亦昭和二年度東京府市に於ける貯金總計五百八拾壹萬貳千圓について見るに、組合員(及び豫約者)貯金最も多く全體の五割六分(三、二五六千圓)を占めてゐる。次は家族及び團體貯金の二割八分(一、六五七千圓)で、組合員外貯金は最も少く全體の僅か一割四分(八九九千圓)を占

めるに過ぎず、法定制限(同法第一條第五項)には未だ遙に及ばない状態に在る。員外貯金が少いに就ては、市街地信用組合の性質が未だ組合員外に十分理解されて居らず、且つ組合自身の基礎も未だ不充分であつて、他の銀行等に比して一般の信用が頗る薄い等に基いて居るのであらうが、將來この方面に大いに努力すべき必要がある。尙ほ昭和三年度本市市街地信用組合貯金合計は、前述の如く參百拾四萬壹千百拾九圓であるが、之を前年度に比較すると五拾五萬壹千八百貳拾圓の増加を示し、二割一分強の増加率を示してゐる。

次に本市に於ける市街地信用組合の資金運用に就て、其の代表的なる貸出金を見るに、昭和三年末現在貸出金總計七百七拾五萬千貳百六拾九圓にして、之を前年度に比較するときは百參拾萬參百六拾八圓の増加である。而て一組合當り貸出金は參拾五萬貳千參百參拾圓である。猶ほ同年度の手形割引額と貸付金との割合は略二對八である。

因に貸出をなす際に於ける信用調査に就て東京市政調査會の報告に依れば、組合區域を數區に分し、各區に若干名づつの信用豫定委員を選出し、是等の委員が毎年一回又は數回委員會を開いて豫め組合員の信用程度並に貸付限度を評定して置く。而て信用評定に際して標準となるものは、組合員の資産並に營業狀態、人格、世間並に組合に對する信用狀態等である。尙貸付に際し又は隨時更に實際の調査をなす場合もある。又組合に依つては、信用評定委員を設けずに、豫め又は貸付の都度與

信所に調査を依頼したり、組合の役員及び事務員が専ら調査の任に當つたりするものもある。信用評定委員制度を採用する場合に於ても、興信所の調査を參考とする場合もある。

2. 信用組合

イ、總論

信用組合は庶民の生産資金融通機關として、現在及び將來に於て最も適當なる機關である。而て大正六年七月以來認められた前述の市街地信用組合が主として都市の商工業に従事する庶民の金融機關であるのに對して、茲に述べんとする信用組合は、主として農村に行はれる金融機關としての産業組合であると言はれるが、尤も本市に於ける信用組合は都市金融機關的色彩を帯びること多きは免れ難い。猶ほ信用組合は庶民の相互的金融機關たる點に於て、無盡講に類似してゐるが、その法制的基礎を有する庶民金融機關なる點に於て、營業無盡と類似してゐるが、その精神が非營利的なる點に於て後者とも相異してゐる。

本市に於ける信用組合の沿革を見るに、明治三十四年二月有限責任東京實業信用組合の設立を以て其の嚆矢とする。爾來漸を追ふて組合設立を試みるものが有つたが、大正五年の交までは組合數少く其の業績の顯著なるもの稀有の状態に在つた。其後府其他の奨励援助に依つて組合數も多少増加したが、大正九年の財界變動と十二年の震災に依り其の經營に大打撃を蒙つた。然し一面震災が

動機となつて特殊組合の建設を見たことは記録に値する。乃ち破壊された醫療設備復興の爲め、政府より相當多額の融資的援助を得て、東京醫師建築信用購買利用組合、其他一が建設せられた。之は兩者とも成績頗る良好にして、各對立するの必要がないので爾後合併して益々堅實味を加へて來た。また市内十二區の燒失區域に於ける再築に對し、不燃燒建築に就ては相當助成の途が講じられるが、木造店舖向住宅の建設に就ては何れよりも助成の途が無かつたことを遺憾とし、之を助成せんが爲め政府より特別融資の便が開かれたが、之が動機となつて十二區に其の區名を附したる有限責任復興建築信用組合の設立を見たのである。而て本市は政府より供給せらるゝ資金壹千四百萬圓の仲介責任者であり、帝都復興事業促進上至大の關係にあるので、區長を指揮し又は市が直接指導督勵の任に當つて居る。一口に言へば市營組合の變形たるの感があるが、未曾有の大厄難後に善處する特別施設として、之を認むるに吝ならぬものである。

大正九年の厄難時代、十三年の復興時代を經過して、大正十五年の頃より組合改質伸展時代に入り數よりも質に、新設よりも充實に重きを置き、漸次改質伸展の實を擧げんことに努めたる結果、組合總數は増加率少いが、(昭和二年末兼營包含信用組合數八十八組合なりしものが、三年末に於ては三組合を増して、九十一組合となつた)組合員數、資金及事業分量に於て著しき増加を示し、而も事務整頓し内容充實して組合の眞使命を全うせんとする者多いのは、喜ぶべき現象である。

本市に於ける信用組合数は、昭和三年末に於て兼管包含九十一組合であるが、前年に比し三組合の増加である。而て右の内調査組合數七十九組合に就て、組合員總數は三萬五千八百九十八人である。今之が組合員の職業別を昭和元年度東京府に於ける信用組合組合員七萬八千八百八十三人に就て見るに、組合員中最も多數を占めるものは、其他の二萬二千餘人、次が商業の二萬一千餘人、次は農業の一萬七千八百餘人、以下工業、水産業、林業の順位であつて、其の割合は、其他三一・四五%、商業三〇・二八%、農業二五・二二%、工業二二・四八%、水産業〇・四一%、林業〇・一六%である。即ち農業に従事するものは第三位になつてゐるが、之を全国的に見れば前述の如く農業が最も多く全員の七八・四%を占めてゐる。

ロ、營業成績

本市に於ける昭和三年末信用組合七十九組合の出資總額は壹千參百四拾八萬參千拾五圓であつて、其内拂込濟額は六百參拾壹萬六千六百五拾七圓である。次に貯金總額は、同年度五百五十萬參千參百五拾貳圓であつて、此中には組合員外の貯金も含んでゐるが、之は市街地信用組合のみが取扱ふものである。(産業組合法第一條第四項) 猶右の昭和三年年度の貯金總額を前年度と比較すれば、七拾九萬八千拾四圓の増加を示してゐる。

次に本市に於ける信用組合の資金の運用に就て其の代表的なる貸出金を見ると、昭和三年度に於

て、合計貳千四百貳拾壹萬貳千四百參拾七圓を示し、前年度と比較するときは六百八十八萬六千九百九十三圓の増加である。尤もこの數字中には手形割引額を含んでゐるが、之は市街地信用組合のみが取扱ふものであることは前述の如くである。

3. 無盡會社

イ、總説

無盡講(又は頼母子講)の起原は明白でないが、南北朝時代まで遡ることが出来る。當時は神社佛閣の參拜とか、相互扶助が其の目的で有つたが、後江戸時代に至つては、金錢の融通そのものを目的とするに至り、天保年間には最も隆盛に赴いた。現在に於ける無盡講は必ずしも、生産資金の融通のみに限られず、創始時代に於ける目的を中心としてゐるものもある。然し從來の無盡講は、民法の組合契約に關する規定を適用せらるゝ不便があるので、此の不便を除いて無盡講を營業化したものが營業無盡である。即ち營業無盡業者は從來の無盡講に於ける親(又は親主)の位置に立つて、自己の名義に於て講員より掛金を集め、之を自己の名義に於て當籤者又は落札者に給付し(貸付け)其の間手數料を徴收し、或は其受入金の利殖を目的とする所の金融業者にして、その八割は株式會社組織になつてゐる。

本市に於ける營業無盡の嚆矢は侑信無盡株式會社にして、同社は明治四十二年設立せられ、無盡

業を開始したが、爾來極めて良好の成績を収めた。之に鑑みて明治四十一、二年頃より同業者簇出し大正二年末には營業者數も増加して斯業漸く盛んとなつた。當時信用組合の發達幼稚なるに際して無盡業者は庶民金融機關として最も勢力が有つたが、同時に經營の内容が複雑にして世人に判明しないのと、統一せる監督法規を缺いてゐた爲に弊害が多かつたので、遂に大正四年六月無盡業法を制定し、同十月無盡業法施行細則を制定して之を實施するに至つた。

右の無盡業法に依れば、(一)無盡營業は大藏大臣の免許を受くること、(二)條(二)資本又は出資總額は參萬圓、拂込金額は壹萬五千圓以上たるべきこと(三)條)、(三)他の事業を兼營すべからざること(五)條)、(四)會社の信用状態を判明ならしめるために、事業區域は道府縣内たるべきこと(六)條)、(五)既に拂込みたる掛金額を限度とする貸付その他の資金運用上の制限(九)條)、(六)自己名義の無盡に加入し得ざること(一〇、一二)條)、(七)貸借對照表その他の帳簿の公開(一六、一七、一八、一九)條)(八)利益金の十分一以上の準備金を積立つべきこと(二〇)條)等の嚴重な取締に服することになつてゐる。又無盡業法施行細則によれば、特に大藏大臣の認可を受けざる限り、(一)無盡契約の期間は五年以内たること(八)條)、(二)無盡の給付金額は千圓以内たること(九)條)、(三)無盡の口數は百以内たること(一〇)條)と規定されてゐる。

猶ほ營業無盡の組織を大別すると二つに分けられる。即ち終回を受くるもの、掛金が契約給付額を超過するものを東京式といひ、之とは反對に終回を受くるもの、金額が契約給付額に達しないものを大阪式といふ。前者は當落權の讓渡に有利であり、後者は貯蓄の目的に添ふ。

本市竝に東京府に於ける營業無盡業者は、昭和三年末現在に於て會社組織二十七、個人營業一であるが、其中本市のみに關する分は會社組織二十二、個人營業一である。而て全國無盡營業者數は昭和元年末に於て二百四十三であるから、本市のそれは全國の大略一割に當ると見ることが出来る。

ロ、營業成績

昭和三年末に於ける本市、竝に東京府無盡營業者二十八の公稱資本金合計五百貳拾壹萬五百圓にして、其中拂込濟額は貳百七萬貳千參百七拾五圓である。

而て無盡口數は二十萬四千五百九十一にして、給付金契約高は貳億貳千七百貳拾萬千參百圓であるから、従つて一口平均給付契約高は壹千百拾圓となり、全國平均高の六百貳拾九圓(昭和元年末)に比べて約二倍の高率を示してゐる。

右の給付契約高の中、既に給付濟の金額は九千參百八拾六萬千七拾六圓に達し、之に對應すべき掛金受入濟高は壹億貳百貳拾參萬六千五拾八圓に達してゐる。即ち大體之れ丈けの金額が昭和三年の一箇年に於て無盡會社の手を経て本市竝に東京府の庶民階級の間に融通された勘定である。而て右

の數字を全國の合計と比較すれば、夫々無盡口數に於て其の一割四分強、給付金契約高に於て其の二割二分強を占めてゐる。

「無盡に關する調査」(大正四年刊)に於て、四種の無盡契約方法による利率を計算したのを見ると、無盡契約に依る資金融通利率は、日歩壹錢七厘乃至七錢八厘、即ち年利六分三厘乃至二割八分六厘に相當し、之を平均して日歩四錢九厘、即ち一割七分九厘弱に相當してゐる。

之を要するに、無盡は一方に於て、(一)庶民金融機關としての歴史古く、(二)現在に於ても相當廣く行はれて居り、(三)その利率も特に低額入札を行はざる限りはさして高からず、(四)比較的長期の無擔保月賦償還資金を融通し得る以外に、一種の貯蓄的又は親睦的機能をも兼有してゐる等の長所があるが、他方に於て(一)低額入札を奨勵する結果高利の負債を負ふ場合多く(二)融通が隨時的でないと言ふ短所の外に(三)往々基礎薄弱又は不正な無盡業者の爲に意外の損害を蒙るといふ缺點がある。

4. 金貸業者

金貸業者の數は庶民機關の完備に反比例すると言はれてゐるが、現在中小殊に小商工業者の内には其の生産資金の供給を金貸業者に仰いでゐるものは相當多數ある。今最近に於ける此等金貸業者の狀況を述べれば左の如くである。

先づ本市に於て金貸業者は一體どの位あるか。之に就ては從來確定的な數字を得ることが殆んど不可能であつた。それは彼等が營業的に金貸を行ふ以外に非營業的に高利貸を行ふ者が多數あつたからである。一般には營業稅納付者の數を以つて營業的金貸業者數と看做してゐたが、營業稅法は昭和元年以來營業收益稅法と改正せられた結果之によつては個人營業的金貸業者のみが判明し(同法第二條第四號)法人組織の金貸業者數は知るを得ないこととなつた。昭和二年度に於ける東京府の個人金貸業者にして營業收益稅を納付する者は千五百二十二名(主稅局統計年報書)であるが、其中から府市の質屋營業者千三百十七名(東京府統計書)を控除した残りの二百五人が東京府に於ける個人金貸業者數と言ひ得る。尤も右の數字は前述の如く營業收益稅を納付せざる者及び法人組織のものを除外してゐるから、實際の數字は更に上廻つてゐることは直ちに考へ得られる。然るに最近警視廳で都下の高利貸で比較的レベルの高い側を調査した結果に依ると總て五百十七名である。而て本市と府下との金貸業者の割合は大略二十七對二十三であるから——大正十三年末東京金貸業者數千四百九十六名の中から府市質屋業者合計千八十八名を控除した残りの四百八人は府市合計の金貸業者であるが、同年末本市金貸業者數は二百二十一名(大正十三年度市勢調査統計原表)であるから、府下のは百八十七名となり、その比例は二十七對二十三となる。之が最近據り得べき最も正確な數字である——本市の金貸業者數は大略二百七十七名となるわけである。之を大正十三年度市勢調査統計原表に於ける本市金貸業者

數二百二十一人に比較すれば、其の増加率の僅少なることに氣付くのであるが、之は他の庶民金融機關の完備に伴ふ自然減少を考慮に入れるときには首肯し得る事象と思ふ。而て以上の金貸業者は大部分專業者である。

次に本市商工課に於て最近市内金貸業者中二百三十八人を選んで調査したるところによれば（昭和四年十二月末日現在）回答數合計百十七名、其中專業者百三名兼業者十四名であつて、今此回答によつて金貸業者の營業狀態を觀れば其の一ヶ年運轉資本金は合計千參百五拾九萬五千餘圓に上り、一店平均運轉資本金は拾壹萬六千餘圓である。次に貸出高に就て見ると、口數五十四萬餘圓、其金額千四百八拾六萬八千餘圓となり、一店平均は、貸出口數四千六百二十三圓、金額拾貳萬七千餘圓となる。普通金貸業者の融通額は、其の運轉資本金の約二倍と言はれてゐるが、此比率は右の統計に依れば破れてゐる。之は適當な擔保物が無い爲めに金貸業者が貸出を手控えるのと、他方日なし、日歩貸、からす金、などいふ種類の金貸が細民間に實際に行はれてゐるが、之が右の統計に現はれてゐないことに依るものと思はれる。次に回収高に就て見ると口數四十七萬七千餘圓、金額千九拾九萬五千圓となり、一店平均は口數四千七十七圓、金額九萬四千圓となる。

次に之を各區別に見ると、運轉資本金の最も多いのは、日本橋區の四店合計六百九拾六萬七千餘圓（一店平均百七拾四萬圓）、最も少いのは（深川區を除いて）淺草區の三店合計貳萬九千圓（一店平均九千六百圓）であるが、前者は其大部分が法人組織である。次に貸出高に就ては之を一店平均で見ると、口數に於ては、本所區の一萬三百餘圓（深川區を除く）最も多く、日本橋區の三百三圓が最も少い。然し金額に於ては日本橋區の百七拾五萬九千餘圓が最も多く、麻布區の貳萬六千圓が最も少い。

次に金貸業者の貸付實情に關しては、信賴し得べき調査等もなく判明しないが、最近に於てもやはり、金貸業者の貸付利率は普通以上に高い、前述の調査に依れば、全市一店平均二割三分九厘であつて、之を各區別に見れば牛込區が最も高く、一店平均三割二分、日本橋區が最低で一割一分三厘であるが、後者は比較的安全な不動産擔保貸付が多い爲に、かく低率となつたのであらう。猶ほ貸出形式について見ると、全市調査數百十七店の内、不動産擔保が最も多く八十店、不動産擔保之に次ぎ十六店、無擔保は八店で、有價證券、恩給證書等の擔保貸付店が六店である。尙ほ以上の二者若は三者を併せ行ふ店は九店である。

金貸業者は、現今中小商工業者資金難の聲喧しい時に於て、彼等に簡便に資金を融通する金融機關であるが、その借手が弱者であり且つ比較的法律のからくりに対して無知であるだけ弊害最も甚しく、之が弊害除去の爲め社會的若は法律的施設の改善は、現下急務の一に屬するのである。

5. 卸 商

商工業者殊に中小商工業者は、仕入資金を如何なる機關に依つて、如何なる割合で融通して居るか

と観るに左の如くである。(市政調査會の調査)

中小商工業者金融機關及びその利用割合(大正十三年)

金融機關	原料卸商	製造業	製品卸商	小賣商
銀行	50%	35%	49%	14%
問屋及卸商	1	35	36	66
信用組合	1	15	4	5
個人的金貸	30	15	7	7
其他	100	100	100	100
計	100	100	100	100

(東京市政調査會の調査)

これに依つて見れば、商工業者中原料及び製品卸商にあつては銀行を利用する者最も多く、何れも全體の約五割に相當してゐる。これは卸商が大部分有産階級に屬して居るのは云ふ迄もない。之に反して大部分庶民階級に屬して居るところの小賣商にあつては、卸商が最も主要なる金融機關にして、平均して小賣商全體の六割六分に相當する者は、卸商を利用してゐる。而て銀行を利用し得る者は平均して一割四分に過ぎない。製造業者にあつては銀行及び卸商利用の平均割合は、何れも三割五分である。これは一口に製造業者といふ中には富裕なものと然らざる者とが比較的多く混合せる事實に基いてゐる。

問屋及び卸商が中小商工業者にとつて、現在に於て最も重要な金融機關なることは、前述の如く小賣商の平均六割六分、製造業者の平均三割五分が卸商によつて仕入資金の融通を受けて居る事によつて明白であるが、然らばこれ等の卸商と中小商工業者との取引形式は、如何なる關係になつて居るか、市政調査會の調査に依れば左の如し。

中小商工業者取引形式(大正十三年)(東京市政調査會)

同業組合	組合員	仕入金支拂形式																			
		原料卸商	製造業	製品卸商	小賣商	原料卸商	製造業														
(二十三) 平均	製造業	現掛手形	現掛手形	現掛手形	現掛手形	現掛手形	現掛手形														
	卸商	現掛手形	現掛手形	現掛手形	現掛手形	現掛手形	現掛手形														
	小賣商	現掛手形	現掛手形	現掛手形	現掛手形	現掛手形	現掛手形														
	計	現掛手形	現掛手形	現掛手形	現掛手形	現掛手形	現掛手形														
	金	現掛手形	現掛手形	現掛手形	現掛手形	現掛手形	現掛手形														
	金	現掛手形	現掛手形	現掛手形	現掛手形	現掛手形	現掛手形														
二六九	七九七	七九三	五五三	三五五	二一六	三三一	一七三	三三三	五二一	一六二	六五九	一三三	三〇四	三〇一	一九五	八二三	二〇六	八一	二五〇	四六〇	四

即ち仕入金支拂に際しては、平均して掛拂が最も多く、原料卸商、製造業及び製品卸商に於て、何れも支拂金の平均五割一分、小賣商に於て五割九分といふ割合になつて居る。次に多いのは現金拂であるが、仕拂勘定中最も少いのは手形勘定で、原料及製品卸商に於て何れも一割六分、製造業者に於て一割七分、小賣商に於て一割三分といふ割合になつてゐる。

次に販賣代金受取に際しても、平均して掛けが最も多く、原料卸商に於て四割、製造業者に於て五割八分、製品卸商に於て六割八分、小賣商に於て四割六分といふ割合になつてゐるが、小賣商のみは現金受取の方が掛けよりも多く、五割になつてゐる。受取勘定中、次に多いのはやはり現金であるが、最も少いのは手形勘定で、原料卸商の平均三割、製造業者の二割三分、製品卸商の二割二分、小賣商の四分といふ割合である。而し以上の割合は勿論大體の平均數であつて、各箇の場合多少の變動はある。次に上述の取引中、延取引を期間別にして觀察すれば、支拂及び受取に際して、掛勘定に於ては一箇月以内のも大部分を占め、次は半年以内殊に三箇月以内ものにして、半年以上のものは殆んど皆無である。

以上に依つて、原料及び製品卸商が多くの場合手形その他の延取引により、中小商工業者と仕入及び受取勘定を済ますことに依つて、相互に殊に資金の乏しい中小工業者のために、資金の融通を行つてゐることが明白になつたが、然らば現在の卸商制度が果して、中小商工業者にとつて最も適當な金融機關であるか否かといふことに就て一考して見たい。卸商と中小商工業者とが現在の如く延取引を行ふことによつて、資金の融通を圓滑にすることが相互のため殊に中小商工業者のために、甚だ便利な方法であることは、今更云ふ迄もない。唯問題となるは、現在の如く中小商工業者が多くの場合、卸商以外に適當な金融機關を所有せぬことから生ずるところの弊害であつて、即ち仕

入値段が現金拂に比して非常に高値につく場合、或は卸商に於て原料又は製品の價格協定を行ふやうな場合にも中小商工業者は時に高値な品物を仕入れることを餘儀なくせしめられ、其他、小製造業者はその製造品を安値で卸商に賣捌き、且つ其際振出された手形を、再び同卸商の手に依つて比較的高歩に割引して貰はねばならぬといふやうな不利な立場にさへ陥ることがある。

以上は卸商金融制度の弊害中中小商工業者が蒙るものであるが、卸商に對しても亦此制度は困難を與へてゐる。即ち卸商が小賣商に對して商品を卸した際に受取勘定を掛でする關係上、所謂掛倒れが甚だ多くして、中以下の卸商の中には運轉資金枯渴のために苦しんでゐるものが少くない。之を要するに、中小商工業者がその金融機關として、現在の卸商のみに依頼すべからざることとは明にして、況して卸商との信用取引さへ充分になし得ざる小商工業者にとつては、他に適當な金融機關を所有することの必要であると同時に、他方卸商の掛倒れより蒙る損害を防止する爲めに、商業道德の普及と法制の改正とを要するや切なるものがある。

6. 質屋

イ、公益質屋

庶民金融機關としての質屋は、その融通方法の簡易なるを以て長所としてゐるが、他方營利に走る結果として、庶民の經濟的弱點に乗じて高利を貪る者多く、且つ流質處分による庶民の損失も少くない。

い。茲に於て大正元年十月宮崎縣の少漁村、細田村に設けられた村營質庫を嚆矢として、爾來諸所に公益質舖の開設を見るに至り、その成績亦見るべきものがあつたので、その統一的規定を設くるの目的から政府は昭和二年三月法律第三十五號を以て公益質屋法を公布し、次で其の施行細則を定め八月十日より之を實施すること、なつた。昭和三年五月末日内務省社會局の調査に依ると、公益質舖はその數五十一に達し、貸付資金貳百六拾餘萬圓に達してゐる。

本市が公益質屋事業に指を染めたのは、這般の大震災後の應急施設としてであつて、當時市内質屋の大半は多大の損害を蒙り、容易に其の事業を回復し能はざる状態になつた爲、唯一の金融機關を失つた小額所得者階級の困難は著しいものがあつた。茲に於て本市は之を救済の應急手段として、淺草外四ヶ所にバラツク建の市營質屋を開設して焦眉の需要に供へた。一方昭和二年八月には前述の公益質屋法施行せられ、從來の利子一圓につき月貳錢であつたのを壹錢貳厘五毛に低下し、組織も亦改善し大いに内容の充實に努め、一層利用者の福祉を増すに至つたのである。爾來逐年市設各質屋の貸付口數も増加しつゝあるに鑑み、曩に設けたる假建築を本建築に改め、次で漸次事業を擴張して應ては施設數を十八箇所に増設する豫定で目下其の計劃を進めてゐる。而て内七箇所は復興計畫に依る施設で、大正十三年度から五ヶ年間繼續事業として建設費豫算約拾七萬圓を計上し、月島は大正十五年一月、大塚は昭和二年四月、田中町は昭和三年七月夫々竣功、事業を開始した。他の四ヶ所は目下工事

又は設計中である。現在の所在箇所は左の通りである。

質屋名	所在地
月島質屋	京橋區月島西仲通り八
下谷同	下谷區能泉寺町三五二
綠町同	本所區綠町五ノ三一
古石場同	深川區古石場町二一
猿江同	深川區本村町一八九
押上同	本所區押上町七八
松葉町同	淺草區松葉町一二一
大塚同	小石川區大塚仲町三六
田中町同	淺草區田中町三八

而て右の十八ヶ箇所が全部完成した曉には、年額百八拾萬圓の貸出をなすことが出来る豫定である。而て市内營利質屋が一般に利用されてゐる最近の状況を見るに、昭和二年中五百七十軒の質屋で貸出された金額は、貳千五百五拾六萬五千五百貳拾圓の多額で、入質の一口平均は七圓餘であるが本市復興が完成すれば、營利質屋で貸出される金額は尤に參千五百萬圓を越えるものと考へられる。之に比

べては市設質屋の貸出金額は僅少なものとされるのであるが、市設質屋は設置に當つて特に場所を考慮して、配置されてあるから、少額所得者の爲に相當經濟的保護の實を擧げることが出來ると考へられる。

昭和三年三月末現在の所謂公益質屋は前述の本市經營に係る九箇所、並に東京府社會事業協會經營に係る二箇所、計十一箇所にして、昭和二年度中の貸出は口數十二萬二千四百一十一、金額五拾參萬貳千參百九圓、之に前年度繰越貸出口數三萬八千七百七十九、金額拾八萬四千七百四拾壹圓四拾八錢を合すれば十五萬九千二十口、七拾壹萬七千五拾圓四拾八錢となるが、内、受戻口數十萬六千二百六、金額四拾七萬參千五百九拾五圓八拾壹錢、流質口數は四千三百八、金額壹萬四千貳百五拾八圓拾貳錢である。

ロ、營利質屋

主として庶民の産業資金を融通する信用組合に對して、主として庶民の生計資金の融通を行ふものに質屋がある。その融通方法の簡易なるを以て、古來一般に利用されてある。全國に於ける私營質屋數は、昭和元年度に於て約一萬八千、その中都市所在のものは五千七百餘である。一箇年融通金額約壹億六千萬圓にして、而て質屋の資本金を大體その融通額の三分の一と見積れば、約五千萬圓ばかりになる。

本市内に營業店舗を有する質屋は、昭和二年末に於て五百八十一店であつて、内公益質屋は市設のもの九店、東京府社會事業協會の經營に係るもの二店である。而て質屋店舗は前年より六店を増加し内二店は公益質屋である。

今便宜上右の公益質屋十一を含みたる市内五百八十一店に付て見るに、昭和二年中の貸出高は前年よりの繰越口數、九十四萬一千八百七十四口(内私營質屋九十萬三千九百九十五口以下同じ)同上金額六八萬壹千九百拾圓(五百八拾九萬七千六百六拾九圓)に新規貸出口數、二百八十六萬四千九百十二口(二百七十四萬四千六百七十一口)同上金額貳千拾壹萬四千五百參拾圓(千九百五拾八萬貳千貳百貳拾壹圓)を合し、口數三百八十萬六千七百八十六口(參百六拾四萬七千七百六拾六口)同上金額は、貳千六百拾九萬六千四百四拾圓(貳千五百四拾七萬九千參百四拾圓)である。之を前年に比するに新規貸出に於ては、口數二萬二千七百九口を増加し、金額に於て參萬九千參百四拾參圓を減じたるも、前年よりの繰越を併せたる貸出總額に於ては口數十四萬六千四百四十六口、金額六拾七萬五千四百拾圓の増加である。更に同年中の受戻高及流質高を觀るに、受戻高は口數二百五十五萬六千三十六口(内私營質屋二百四十四萬九千八百三十口)、金額壹千八百貳拾七萬六千拾圓(壹千七百八拾萬貳千四百拾四圓)にして前年より口數五萬五千四百七十八口、金額貳拾四萬參千九百五拾六圓を増加し、又流質は口數二十四萬六千八百十二口(二十四萬二千五百四口)、金額百六拾四萬七千四百拾圓(百六拾參萬參千五百拾貳圓)

にして、前年より口數三萬四千五百九十口、金額貳拾七萬四千貳百四拾七圓の増加である。

今昭和二年中の各區に於ける貸出總額(前年よりの繰越を含む)、受戻高及流質に付き一口平均の金額を観るに、各區自ら異なるものもあるも、山手方面は概して一口平均の金額高く、貸出に就ては赤坂區の一口平均拾貳圓拾八錢を最高とし、麴町區の九圓七拾壹錢、四谷區の八圓參拾五錢等比較的高く、之に反し下町方面殊に下谷、淺草、本所、深川の各區は一般に一口平均の金額低く、深川區の四圓六拾貳錢を最低とし、本所區の五圓八錢、淺草區の五圓參拾四錢、下谷區の五圓八拾參錢等熟れも全市の一口平均貸出高六圓八拾八錢以下である。受戻高の一口平均は、一、二の例外を除き各區とも一般に貸出高より高く、全市の一口平均受戻高は七圓拾五錢である。之を各區に就て觀るに、貸出高と同様山手方面の各區は概して平均金額高く、赤坂區の拾貳圓七拾貳錢を最高とし、麴町區の九圓八拾四錢、四谷區の九圓拾五錢順次に次ぎ、下町方面に於ては深川區の四圓七拾七錢を最低とし、本所、淺草、下谷等亦低い。流質の一口平均は各區殆んど貸出金額以下で、全市の平均は六圓六拾八錢である。而て一口平均金額の高きは貸出受戻と同様、概して山の手方面の各區であつて、下町方面特に深川、本所、淺草、下谷の四區は低い。

尙ほ、貸出總額に對する受戻及流質の割合に就き、大正六年以降昭和二年に至る事實を見るに、大正八年の好況時代は受戻金額の割合多く七五・三七%にして、流質金額の割合最も少く二・八〇%であ

つたが、大正九年以後の各年は受戻金額の割合漸減し、昭和二年に於ては六九・七七%となり、又同年中の流質金額の割合は六・二九%を示し、大正八年に比し其の懸隔著しきを觀る。(本市統計年表參照)

第四章 外國貿易

一四二

本市に於ける外國貿易は之を (一)東京港に於ける外國貿易及び (二)生産消費から見た外國貿易の二項目に分つて、述べるのが最も便利である。

第一の東京港に於ける外國貿易に就ては、先づ東京港とは内國貿易港であつて、月島三號地西端と品川燈臺とを連結する線及び、同燈臺から南六十八度東(眞方位)に引いた一線以西に於て、同燈臺を中心とし三海里の半徑を以て畫ける孤と永代橋、相生橋、京橋區高橋及び同稻荷橋に依つて圍まれる水域を指す(大正十三年一月二十九日警視廳令第一〇號、第一條)ものなることを述べる要がある。而て東京港は内國貿易港であるけれども、他方横濱税關の保税地域であるから、東京税關支署に輸出入の申告が出來従つてその申告書に基いて東京の外國貿易(狹義に於ける)を調査出來るのであるが其申告數は東京港輸出入貨物の一部で大部分は横濱税關を經由するを以て東京港の貿易は横濱税關の關稅統計をも調査せねばならない。東京港の位置は既に之を述べた。然し茲に東京港と稱するのは、完成した築港を指すのではなくて目下將來の東京築港計畫を目的として工事進捗中のものである以上、姑く從前の工事竣功の跡を顧みて、東京港の現狀を察知するよすがとしようと思ふ。東京築港の議は遠く明治十三年の頃に初まつたが、其後明治三十九年七月、第一期隅田川口改良工事に着手したのが、東京港修築の第一歩であつた。次で四十四年第二期改良工事に着手して、大正六年工事の完成を見た。以上第一、第

二河川改良工事(隅田川)に依り、水深三・六米、幅百二十七米餘乃至百八十二米弱の航路を開鑿したが、更に本市は大正十一年度から十五年度間に亘り、六百八拾萬圓を以つて第三期改良工事に着手したのであるが之だけでは大震災後の物資移動の激増に應ずること難く、茲に大正十四年に工費を壹千九百萬圓に更正し、大正十一年度から昭和六年度迄の十ヶ年繼續事業として即時着手した。然し更に昭和三年度に於て過去數年の實績に鑑み、工費を千八百五拾五萬參千餘圓に減額し、既定計畫通り工事施行中であつて、名は隅田川口改良と言ふも實は第一期の築港計畫である。

然るに之より先き隅田川口改良工事の進行中、幾ばくもなくして大震災に遭遇し、其後海運界の急激なる進展の爲、遂に所定計畫に幾分の變更を見たが、當時救援物資を滿載せる船舶は遽に芝浦地先に輻輳し、最大三千噸級以下の船舶百餘隻の碇泊を見るに至り、設備の不完全から來る遡航の危険、荷役の不利不便を痛感させられたのであつた。依つて本市は應急施設として、芝浦日之出町地先に棧橋及び上屋倉庫を、豫算百四拾六萬六千五百萬圓を計上して二ヶ年繼續事業として工事に着手し、遂に大正十五年二月竣工を見るに至つた。一方後方陸上運送連絡上、昭和二年度以降、埠頭區域に貳拾七萬四千五百圓を以つて臨港鐵道敷設の工事中であつて、即ち東京港は將來の東京港築港計畫の一部を完成しつゝ、着々其の港灣としての眞價を發揮してゐるものである。

今之等改良設備に依り、昭和三年に於ける東京港の利用状態を見ると、船舶に於ては入港は船數九

上兩期の隅田川千十六隻、總噸數三百八十一萬二千四百三十三噸で、出港は船數八千九百四隻、總噸數三百七十五萬六千六百六十噸である。

又東京港内國貿易の状況を觀れば、出貨四十一萬九千八百九十六噸、入貨四百九萬二千二百七十六噸、合計四百五十一萬二千七百七十二噸である。之を前年に比すれば左の如くである。

	昭和三年	昭和二年
出貨	四一九、八九六 <small>噸</small>	四一〇、七〇六 <small>噸</small>
入貨	四、四九二、二七六	三、一三六、九八四
合計	四、五一二、一七二	三、五四七、五九〇

次に東京税關支署への申告による東京港外國貿易(狹義に於ける)を見るに、昭和三年に於ける東京港(及び横濱港)輸出入貿易額概算は、左の如くである。(横濱税關調査)

	東京港	横濱港	合計
輸出品價格	一六、三五一、二〇〇 <small>円</small>	七二五、九四四、九二八 <small>円</small>	七四二、二九六、一二八 <small>円</small>
輸入品價格	四四、〇七六、七七〇	五七〇、二六六、四四八	六一四、三四三、二一八
合計	六〇、四二七、九七〇	一二九六、二一一、三七六	一、三五六、六三九、三四六
輸出入(△)超過	△二七、七二五、五七〇	一五五、六七八、四八〇	一二七、九五二、九一〇

即ち東京港に於ては、輸出港たる横濱港と異りて、入超貳千七百七拾貳萬餘圓を示してゐるが、之は本市並に其の近郊市町村が大消費地であることに起因すると共に、本市並に其の近郊が生産地として猶ほ、發達の過程に在ることを示してゐる。

而て右の東京港に於ける輸出入額合計は六千餘萬圓であるが、本市に於ける外國貿易品は獨り東京港を経るのみならず、陸運に依つて搬出入されるのであるから、本市に於ける外國貿易品として實際に輸出入さるる額は右の數字より遙かに増加してゐることは、容易に推知され得る。(後出東京商品輸出額参照)

猶ほ東京港に於ける輸出入品價額は、之を他の日本内地の港灣と比較するときは、輸出額に於ては門司の下位小樽の上位に位し、輸入額に於ては門司の下位若松の上位に位し、何れも内地港灣中の第六位を占めてゐるのである。而て其の發展の傾向は近年愈々著しいから、到底叙上の施設のみでは其の進運に策應し得ざる實狀に鑑み、將來の施設として繋船岸壁の増設並に鐵道、道路、其の他陸上の諸設備増加を計らんが爲め、昭和三年東京港修築計畫書によれば、工事費參千百萬圓程度の事業を計畫し、其の實現を期しつゝある。

昭和三年度に於ける東京港の主要輸出入品に就て見るに、輸出品の首位は玩具にして九拾貳萬餘圓、輸出總額の六分を占めてゐる。次に綿織物、綿織絲にして夫々五拾四萬餘圓、貳拾參萬餘圓を示

してゐる。右の兩者と絹製手巾、縮緬、富士絹類及び其他の絹織物、即ち我國輸出總額の約半額を占むる織維工業は、東京港に於ても依然主要地位を占めてゐるが、其の割合は約七分である。猶ほ輸出額拾萬圓を超える輸出品としては、電燈球及び絶縁電線がある。百合根、魚油及鯨油、絹製手巾は何れも壹萬圓臺を超える輸出品である。

輸入品中の首位を占めるものは砂糖にして、千六百五拾餘萬圓、全輸入額の三割七分を占めてゐる。小麥、自動車並に其の部分品及び生ゴム、牛脂亦何れも百萬圓臺を超えてゐる。其他木材、鐵、毛織物、鉛等も拾萬圓臺を超えた重要輸入品である。

第二に生産及び消費から見た外國貿易に就て述べる。之に於ては、最初に東京製品が經路の如何を問はずどれだけ海外に輸出されるか(輸出貿易)を見るに、昭和三年度に於て、總額七千五百七拾七萬圓である。

其内綿織物が首位を占め七百五拾九萬四千圓である。玩具は第二位にして六百八拾參萬六千圓であるが、東京港の輸出品としては第一に位し、更に本邦玩具輸出額の六割を占める本市内外に於ける重要生産品である。玩具製造場として本市内外に存する職工五人以上を有するものは、セルロイド製品百七、金屬及木製品四十三、ゴム製品百四十二、紙製品一にして、年生産額合計四百五拾四萬七千餘圓である。斯の如く生産額に較べて輸出額の大なるは、輸出額中には職工五人以下の工場にて生産する

ものをも含むからである。而て其の仕向地は、北米合衆國、英國、英領印度等が其の主たるものである。

精糖、紙類、電球、小麥粉、履物、絹手巾、藥材(化學藥及製藥)、機械、安質母製品、綿織絲、絶縁電球、書籍及雜誌、車輛及同部分品亦何れも百萬圓臺を突破する輸出品にして、就中電球及絹手巾は同品本邦輸出額の夫々四割五分又は六割を占める重要輸出品である。

次に理化學器及び同部分品は、輸出価格は五拾五萬餘圓であるが、之は同品の本邦輸出額の八割七分を占め、本市内外に於ける重要生産品と言ふことが出来る。因に理化學器製造工場は職工五人以上を有するもの四、其他學術器製造工場は二にして、東京に於ける生産額は貳拾壹萬六千七百八拾五圓である。

鉛筆は輸出價額五拾萬圓にして、同品本邦輸出額の七割七分を占め、本市内外に於ける重要生産品である。職工五人以上を有する工場數五十一、職工數八五九人であつて其の生産額百六拾萬餘圓に達する。而して家内工業的のもの亦多數に上る。其の仕向地としては、支那、英領印度、南洋、麻尼刺、加奈陀等を主とする。

象牙製品は輸出價格四拾萬圓、之亦同品本邦輸出額の五割を占め本市に於ける重要生産品である。其の仕向地としては佛國、英國、英領印度、支那等其の主なるものである。

醫療器も亦參拾八萬五千圓の輸出高であるが、本市内外の重要生産品に屬し、同品本邦輸出額の約五割を占めてゐる。本市内外の製造工場數は職工五人以上を有するもの四十であつて、其の生産額は七拾萬圓餘、主として支那、關東州、海峽殖民地に其の仕向地を有する。

次に消費から見た外國貿易(輸入貿易)に就て述べる。東京が輸入商品をどれだけ消化するかは調査困難であるが、恐らく本邦第一であらうと想像される。

東京の消費する輸入品の大部分は、横濱港に輸入されると見て大差ない。故に横濱税關の統計に依つて東京輸入貿易の概略は察知することが出来る。今昭和三年度に於ける横濱港の輸入額は六億壹千四百參拾四萬參千圓である。之を分類すると原料品壹億九千四百餘萬圓、原料用製品九千貳百萬圓、食料品九千八百萬圓、全製品貳億參千萬圓である。之を本邦輸入價額と對照すれば次の如くである。

本邦並横濱港輸入商品價額

	本邦	横濱港
原料品	一、〇七一、一九五 <small>千円</small>	一九四、三三六 <small>千円</small>
原料用製品	三二六、〇二九	九一、七七八
食料品	二八五、〇〇七	九八、〇〇九
全製品	五一四、〇八三	二三〇、二二〇

合計 二、一九六、三一四

六一四、三四三

次に横濱港主要輸入商品を挙げれば次の如くである。

横濱港主要輸入商品

- 原料品 綿、木材、羊毛、原油及重油、鉛、生ゴム、穀、燐礦石、牛脂、皮類
- 原料用製品 鐵、硫酸アンモニウム(粗製) 植物纖維、製紙用パルプ、毛織絲、松脂、苛性曹達、羊毛トップ、パラフィン、ワックス、曹達灰
- 食料品 小麥、砂糖、豆類、米及粳、酒類、食鹽、穀粉及澱粉類、蔬菜果實及核子、練乳、鳥卵
- 全製品 機械、肥料、自動車、石油、毛織物、紙類、煙草、電話機、自轉車、書籍及雜誌

第五章 交通運輸 第一項 國有鐵道

イ 總説

東京都市計劃區域内に於ける國有鐵道線路は、(昭和二年七月現在)東海道線、山手線、中央線、東北本線、常盤線、及び總武線の六線を併せて七十哩二十三鎖である。

國有鐵道は明治五年に東海道線中の東京横濱間が初めて開通し、爾來漸く各地に敷設を見るに至つたが、建設の當初より國有鐵道たりしものは、東京都市計劃區域内に於ては右の東海道線一線のみにて、其他の各線は何れも從來私設會社の建設經營に係るものであつたが、明治三十九年施行の鐵道國有法に依つて買收され、國有鐵道に編入されたのである。

今右國有鐵道の東京都市計劃區域内に於ける亘長竝に使用動力を示せば左の如し、(昭和二年七月一日現在)

東海道線	一〇・二九哩	蒸氣及び電氣
山手線	一七・三〇哩	同
中央線	一二・七二哩	同
線路亘長		使用動力

東北本線 七・四八

常盤線 一〇・二一

總武線 一一・六三

出入計 六九・六三

ロ、國有鐵道移出入主要貨物噸數

右に述べたる國有鐵道は、獨り本市内を貫通するのみならず、其の延長する所實に全國に亘つてゐると云ふことが出来る。今山手線を除いた五線の延長哩數を左に示せば、

線名	區間	哩程
東海道本線	東京—神戸	三七三・六六
中央本線	飯田町—名古屋	二五二・四八
東北本線	上野—青森	四五九・二五
常盤本線	上野—仙臺	二二五・四八
總武本線	兩國—銚子	七二・六四

之を昭和元年末國有鐵道營業總哩七千九百九十三哩に比較すると、其の九割九分を占めてゐる。更に之を貨物の運輸經路に就て見るに、右の本幹線は實に全國に亘りて其の經路を有することを知る。

即ち東海道本線に依る運輸の關係地は、東海道、近畿、四國、中國、九州、朝鮮に及び、又中央本線は中部地方を貫いて信越の貨物運輸をなし、又東北本線は關東中部、奥州の貨物を掌り、常盤本線は關東の大平洋岸の常盤の貨物輸送に従事し、總武本線は房總の貨物を運送してゐる。而して此等の省線による貨物集散數量は、

出貨 三、〇一三、二七三噸 入貨 七、六二四、三四八噸 合計 一〇、六三七、六二一噸で出貨對入貨の比は二十八對七十二である。

次に出入貨物を類別すれば、別表に於て明なる如く、出貨に於ては雜品の九十七萬二千餘噸が最高で、鑛產品の五十四萬一千餘噸が次に位し、次で肥飼料、工產品、林產品の順で、合計は三百一萬三千餘噸である。

次に入貨に就て見ると、第一位は鑛產品にして三百七十二萬千餘噸、次位は雜品の九十九萬四千噸之に續いては林產品農產品の夫々九十萬噸餘である。而て入貨合計は七百六十二萬四千餘噸にして、出入貨總計は千六十三萬七千餘噸になつてゐる。

今東京に於ける最大集散驛を五大幹線及び、山手線に就て見れば、

東海道線に於ては 汐留驛 中央線に於ては 飯田町驛
東北線に於ては 秋葉原驛 常盤線に於ては 隅田川驛

總武線に於ては

錦絲堀驛

山手線に於ては

大崎驛

各々之を代表し、其中汐留驛、秋葉原驛、隅田川驛は百萬噸以上の貨物を集散してゐる。殊に昭和三年十二月一日、秋葉原驛下に東洋一を誇る東京市の神田青果市場設立されたので、秋葉原驛は運輸上一層其の重要性を増すに至つた。

次に各驛貨物集散の主要品名と、其數量を示せば、

東海道線關係

汐留

出貨 鐵及鋼製品、機械、木材、米、鐵及鋼、其他
入貨 木材、清酒、米、果物、砂利、其他

四二八、四八三
一、二七五、七三六

品川

出貨 鐵及鋼製品、枕木、機械、鐵及鋼、砂糖、其他
入貨 砂利、木炭、米、石材、枕木、其他

一七九、五〇一
二五七、五九二

中央線關係

飯田町

出貨 砂、セメント、小麥粉、木材、肥料、其他
入貨 砂利、木材、セメント、砂、石材、其他

一二五、一九三
七八一、六六九

新宿

出貨 鹽、鐵及鋼製品、刻卷煙草、鐵及鋼、枕木等
入貨 砂利、米、木炭、砂、石材、其他

六六、九五七
五三八、五六九

信濃町

出貨 砂、砂利、鐵及鋼、木材、石材、其他
入貨 砂利、セメント、砂、鐵及鋼、石材、其他

五〇、九六四
三五、五六五

東北線關係

秋葉原

出貨 砂糖、鐵及鋼製品、鐵及鋼、米、容器、其他
入貨 米、砂利、木炭、砂、果物、其他

四五四、〇六四
六六三、五一三

田端	出貨	鐵及銅製品、藥品、油肥蠟及其製品、米、木炭等	六八、六一〇
田端	入貨	砂利、木炭、米、石材、豚、其他	六六三、五一三
王子	出貨	人造肥料、硫酸、銅鑛、藥品、石鹼、其他	一三一、二五四
王子	入貨	砂利、木材、セメント、木炭、石材、其他	二五八、八一二

常盤線關係

三河島	出貨	襪褸、人造肥料、肥料、綿、石鹼、其他	三八、七四〇
三河島	入貨	砂利、米、木炭、割栗石、其他	一三〇、三四一
北千住	出貨	襪褸、洋紙、肥料、鐵及鋼製品、牛、其他	一〇九、六九五
北千住	入貨	砂利、米、木炭、生野菜、粉石炭、其他	一〇九、六九五
隅田川	出貨	木材、人造肥料、塊石炭、大豆粕、粉石炭、其他	七四七、六五四
隅田川	入貨	砂利、粉石炭、木材、塊石炭、石材、其他	一、二六一、九二三

總武線關係

兩國橋	出貨	大豆粕、大豆、麥、パルプ、容器、其他	一七二、五二八
兩國橋	入貨	醬油、活鮮魚、生野菜、米、砂利、其他	二二〇、八一八
龜井戸	出貨	石鹼、鐵及鋼製品、鐵及鋼、菓子、牛、其他	一一一、一五五
龜井戸	入貨	砂利、木炭、石油、米、セメント、其他	五五、四〇六
錦絲町	出貨	人造肥料、木材、鐵及鋼製品、塊石炭、粉石炭等	二一〇、一九六
錦絲町	入貨	米、木材、砂利、藁製品、其他	二九六、八四一

山手線關係

大崎	出貨	鐵及鋼、鐵及鋼製品、機械、煉瓦、肥料、其他	五七、五九七
大崎	入貨	砂利、砂、米、粉石炭、石材、其他	四五五、四七四
板橋	出貨	鐵及鋼製品、肥料、鐵及鋼、機械、漬物、其他	一一四、五三五
板橋	入貨	米、砂、砂利、塊石炭、粉石炭、其他	一一四、五三二

集鴨	出貨	肥料、飼料、硝子及其製品、鐵及鋼製品、砂糖等	八、一四五
集鴨	入貨	砂利、石材、木炭、割栗石、塊石炭、其他	一五九、五〇二
惠比壽	出貨	砂、麥酒、陶磁器、鐵及鋼、藁製品、其他	一八七、八六六
惠比壽	入貨	砂利、米、石材、木炭、木材、其他	二五六、三四四
澁谷	出貨	煉瓦、石鹼、肥料、麥、木材、其他	一一二、六一〇
澁谷	入貨	砂利、木炭、石材、塊石炭、セメント、其他	二一七、三六〇
原宿	出貨	枕木、毛織物、油脂蠟及其製品、和紙、鐵及鋼等	一、三四一
原宿	入貨	砂利、米、砂、枕木、鐵及鋼製品、其他	五、一五二
目白	出貨	枕木、容器、鐵及鋼製品、肥料、和紙、其他	九、四二二
目白	入貨	砂利、塊石炭、砂米、セメント、其他	一四五、二九八
池袋	出貨	菓子、硝子及其製品、木材、煉瓦、石材、其他	九、五五九
池袋	入貨	米、木炭、砂、石材、塊石炭、其他	一三九、七一六
大塚	出貨	鐵及鋼製品、和紙、煉瓦、機械、菓子、其他	一一、四四四
大塚	入貨	砂利、粉石炭、砂、石材、セメント、其他	七二、六七九

ハ、國有鐵道各驛昇降客

本市を起點とする國有鐵道、東海道本線、中央本線、東北本線、常盤本線、總武本線の五本線と便宜上私有鐵道、東武本線とを合して述べることにする。

昭和二年度中に於ける本市内二十二驛の乗降客は、乗車人員一億三千七百五萬千七百五十九人、降車人員一億三千三百七十二萬二千六百六十二人にして、一日平均の乗降客は乗客三十七萬四千四百五十八人、降客三十六萬五千三百六十一人である。

各驛中一日平均乗降客の最も多いのは東京驛の乗車人員五萬三千五百三十六人、降車人員五萬二千三百五十一人にして、次は上野驛の乗客四萬一千二百八十四人、降客三萬九千六百十七人、有樂町驛の乗客二萬九千六百八十四人、降客二萬九千二百九十七人、新橋驛の乗客二萬九千六百四十七人、降客二萬八千九百九十二人、神田驛の乗客二萬七千五百五十二人、降客二萬六千七百四十六人、田町驛の乗客二萬三千六百七十七人、降客二萬二千九百九十三人等の順にして、更に一日平均の乗降客一萬人以上の驛を擧ぐれば、品川驛、牛込驛、御徒町驛、御茶水驛、水道橋驛、淺草驛等である。

次に同年度中に於ける入場券の發賣數は、二百八十六萬九百六十九枚にして、此金額實に二拾六萬六千參百壹圓の多額に上る。之を前年に比較すれば、入場券發賣數十九萬七千五百五十五枚、金額壹萬八千九百九拾六圓の増加であるが、更に累年に就て見るも逐年増加の狀勢にある。(東京市統計年表)

第二項 市營電車

イ、沿革

本市の電氣事業は、明治四十四年尾崎市長時代に、元東京鐵道株式會社の經營であつた路面電車、電燈及び電力供給事業の一切を、六千四百五拾八萬餘圓で買收して、市營を開始したに由來するものである。爾來該事業は市内外の發展に伴つて著しく擴張され、今日に於ては本市の經營する幾多の公益事業中、その歲計に於ても、從業人員の數に於ても最大なるものとなつた。

即ち市はいち早く一局を設けて銳意同事業の改善充實に努めたが、現在同局に於ては軌道、乗合自動車と、電氣供給事業とを併せ行ひて、十一課及び各工場を有し、其の從業者數は總計約一萬五千人に達し、本市從業者の半ばにも達せんとしてゐる。

ロ、市營電車營業成績

市營電車は現在一日平均、百二十萬人の乗客を輸送して、本市の主要交通機關を占めて居るが、震災後省線電車の發展、乗合自動車の擴張其の他一般自動車の激増に依つて、從前の様な獨占を許さずると、一般財界不況の爲に近年輸送乗客數に動搖を來してゐるが、最近時速哩數の増加、乗車客に對する從業員の態度改善、其他車體の改良、經費節減等を以つて之が挽回策を講じてゐるから、市内短距離輸送機關としては、將來も其の重要な地歩を占めて行くことは疑ない。

昭和二年十二月末に於ける軌道哩數は、百九十七哩三三四、停留場四百七十二箇所(内重複せる停留所九十九箇所あり)車輛數は單車二百九十八輛、ボギー車一千三百輛、計一千五百九十八輛である。之を買收當時に比較すると、軌道哩數に於て七〇哩を増加し、車輛に於ては單車を三分の一に減じボギー車は十倍に達し、全體に於て一・五倍になつて居り、其の發達振りは驚くべきものがある。

之に伴つて乗車人員も約二倍、之が收入は約三倍六分に増加し、昭和二年中に於ける乗車人員は、市内線四億三千八百八十四萬二千八百四十六人、市外線六百二十五萬九千九百三十一人、計四億三千八

百十萬二千七百七十七人にして、其の乗車料金は、市内線貳千八百五拾八萬四千參拾圓四拾錢、市外線拾八萬六千五百八拾七圓八錢、計貳千八百七拾七萬六千六百拾七圓四拾八錢である。然し乗車人員及び乗車料金を前年に比較すれば、乗車人員に於て五百八十三萬百二十九人、乗車料金は於て四拾四萬貳千六百九拾八圓參拾壹錢の減少を示してゐる。之れ過般の關東大震災に於て、二百萬市民の上に加へられた經濟的打撃並に人口の郊外移動に依るところ大ならんも、他の主要原因は前述の市營電車以外交通機關の發達、就中省線山手循環線完成に依る打撃が大である。

尙ほ昭和二年中の使用車輛の延數は、四十二萬八千九百八輛、運轉總哩數六千五百二十四萬八千七百八十二哩にして、一日平均使用車輛八千七百七十五輛、運轉哩數十七萬八千七百六十三哩である。

第三項 私設鐵道

東京都市計畫區域内に在る私設鐵道は、昭和二年七月一日現在に於て百九哩を算してゐる。(市電飛鳥山線を含む)而て私設軌道會社は、總數十二社、資本金通計壹億九千九拾萬圓、營業路線總長四百二哩餘(内東京都市計畫區域内路線百八哩餘)にして、全國の開業私設鐵道軌道會社の資本總額拾六億七千參百萬圓、路線總長四千十八哩(大正十四年度末現在)に比し、夫々一割一分四厘及び一割に當つてゐる。

今私設鐵道軌道の、東京都市計畫區域内に於ける、線路亘長並に使用動力を述べれば左の如し。

經營主體名	線路亘長	使用動力
京濱電氣鐵道株式會社	七・四二哩	電氣
池上電氣鐵道株式會社	三・二九	同
目黒蒲田電鐵株式會社	八・一九	同
玉川電氣鐵道株式會社	一一・六九	同
京王電氣軌道株式會社	七・三二	同
小田原急行鐵道株式會社	七・六九	同
西武鐵道株式會社	一一・一九	同
武藏野鐵道株式會社	八・七二	同
王子電氣軌道株式會社	七・四八	同
東武鐵道株式會社	一一・二二	蒸氣電氣
東上線	六・三五	蒸氣
京成電氣軌道株式會社	七・六四	電氣
城東電氣軌道株式會社	六・六二	同
計	二七七・〇六	

右十二會社の中、最古の創設にかゝるものは京濱電氣鐵道にして、明治三十二年一月に開業し、當初大師電氣鐵道會社と稱した。次で同年八月東武鐵道創設せられ、四十年には玉川電氣鐵道、四十四年には王子電氣鐵道設立され、更に大正年間に入りては續々として新設を見、最近に於ては昭和二年四月小田原急行鐵道が新設せられた。之を地理的に見て、(A)鐵道軌道は大東京區域の南部より西北東部に向つて逐次發展し、(B)都市乃至市域より次第に遠く外延的に伸展したと云ふことを得る。從て之を機能的に見れば、明治三十年以前の敷設に係るものは主として遠距離間の連絡を目的としたものが多かつたが、明治三十年乃至明治四十年の敷設に係るものは、或は(イ)に類し、或は次の(ハ)に近似し、或は兩者を兼ねたものがあり、(ハ)明治四十年以來の敷設に係るものは、都心と近郊との間に於ける輸送を主眼とするものが多いと言ふことが出来る。(東京市統計課調査による)

次に私線に依る貨物の集散狀況を見るに、前記十二會社線中、本市の貨物集散に特に關係深いものは、東武鐵道、武藏野鐵道、玉川電氣鐵道並に京王電氣鐵道の四線を上げることが出来る。以上四線の總營業線哩數二百四十六哩三十九鎖にして、各線が近距離の貨物運輸をなす數量は、總貨物數量の六分に當る。

更に運輸貨物を出貨及入貨に分ちて述べれば左の如し。

出貨 一八七、三一五噸 入貨 八二一、七二七噸 合計 一、〇〇九、〇四二噸

にして、出貨二割、入貨八割に當つてゐる。

次に貨物集散を驛別に見れば左の如し、

東武鐵道

淺草	出貨	肥料、石炭、骸炭、藁工品、米等	一六六、八二八
	入貨	砂利、米、石炭、石材、煉瓦等	六一一、三四八
曳船	出貨	油脂蠟、肥料、機械、木材、米等	八、八五七
	入貨	米、砂利、石材、石炭、石灰石	一四、八一四
鐘淵	出貨	肥料、木材、鐵及銅製品等	三、九七九
	入貨	米、麥、石炭、藁工品、石材、木炭等	二五、七二〇
池袋	出貨	砂利、木材、肥料、米等	一八一、七五一
	入貨	砂利、石灰、米、澱粉等	六九八、〇〇八

武藏野鐵道

池袋	出貨	セメント、木材、綿糸等	一、六九七
	入貨	砂利、木材、生甘藷等	一二、五九九

京王電氣鐵道

新宿	出貨	清酒、米、砂糖	二、七四一
	入貨	砂利、清酒	七、三七五

玉川電氣鐵道

澁谷	出貨	生馬鈴薯、生野菜等	一、一二六
	入貨	砂利、生馬鈴薯、生野菜等	一〇三、七四五

次に私設鐵道十二會社(並に市營飛鳥山線)の昭和元年度乗客總數は、一億七千二百四十九萬八八八

十五人であつて、其の賃金總計千四百拾萬貳千八百九圓四拾七錢である。之を前年度に比較するとき
は、各々乗客に於て八百八十三萬三千六百八十七人、賃金に於て八拾萬參千參拾七圓拾貳錢の増加を
示してゐる。

猶ほ大正十四年以來、昭和二年上半期に至る私線十二會社(竝に飛鳥山線)の乗客及び賃金を示せば
次の如くである。

私設鐵道乗客及賃金累年

	大正十四年		昭和元年		昭和二年上半期	
	乗客	賃金	乗客	賃金	乗客	賃金
京濱電氣鐵道	三三、一五四、〇三三	二、五六七、六七八、二	三三、八八一、八二三	二、五五九、四三六、〇	一六、七七七、八一	一、三三三、〇六三、二〇
池上電氣鐵道	一〇、九九二、〇〇四	五六、八九四、四三三	一、二八三、二〇三	六二、三三四、五八	六三六、八七九	三〇、八六八、六六九
目黒蒲田電鐵	一三、九二一、九二四	七八三、二四二、六	一八、三五八、八九四	一、〇三四、七六八、九七	一〇、六七九、六六二	五五六、二〇八、一九
玉川電氣鐵道	一七、六五、三三四	一一一、二九〇、九	一八、三三七、三八二	一、二一五、七〇六、四六	九、四四八、五八五	六一五、九六一、四四
京王電氣鐵道	二一、〇三一、二〇三	一一八九、九三三、六一	二〇、二二三、一七	一、三六七、五九三、三五	一〇、一九一、八六八	七二五、七八三、七〇
小田原急行	—	—	—	—	三七六、二〇三	一六一、九七〇、三六
西武鐵道	五、九八五、〇三二	三二二、三三三、一三	六、九三八、四四八	三八〇、一四八、四六	四、〇五八、〇七八	二二五、七八八、四五
武藏野鐵道	四、〇六四、〇五八	六〇〇、九一五、五八	六、一四三、五五〇	七三三、七九四、六	三、六九八、八五〇	三九四、二一〇、四五
王子電氣鐵道	二、九〇三、九五三	一、〇六四、三三三、八六	三、〇五三、六七六	一、〇八〇、六八〇、三三	一一、一七五、六一	五四九、三八三、〇九

市電飛鳥山線	五、六五五、二五二	一六七、八六三、三六	五、七〇四、八四三	一六九、七五九、九九	—	—
東武鐵道	一四、七九六、六五三	三、〇八二、一四一、〇〇	一六、九一六、二六二	三、二四八、四四六、〇〇	—	—
京成電氣鐵道	一二、七七九、八二二	一、六八四、三三五、九三	一三、五六二、一〇八	一、七八八、三九五、二三	七、七九一、一三三	一、二七四、四三三、三四
城東電氣鐵道	一〇、六四〇、七六一	五七八、八七〇、三八	一〇、〇八八、五八〇	五七三、〇五七、一五	五、〇四九、九一四	二八六、一三〇、三四
合計	一六三、六三七、一九八	一三、一九九、七七二、三五	一七三、四九〇、八八五	一四、一〇二、八〇九、四七	七九、四六八、三八〇	九、八九一、八一七、七九

第四項 乗合自動車其他諸車

イ、乗合自動車

本市内に於ける乗合自動車の主なるものは、本市營のものと東京乗合自動車株式會社の經營に係るものとの二ある。

市營の乗合自動車は、大正十二年の大震災火災の直後帝都の交通機關が極端に破壊された時に、所謂圓太郎なる俗稱の下に活動を開始したのがその端緒であつて、爾來急速の進歩をなし、遂に今日に於ては帝都交通機關の重要な部門となるに至つた。其の結果として昭和元年度よりは獨立の經濟を保つてゐる。即ち昭和二年度に於ける乗合自動車事業は、四百貳拾壹萬六千八百五拾六圓で(内百拾六萬圓が臨時部)あつたものが、昭和三年度に於ては五百六拾萬五千六拾六圓と増額してゐる。

昭和二年中に於ける市營乗合自動車の事業概況を觀るに、營業哩(道路長)四十八哩〇五にして、在

籍車輛三百八十一輛、運轉車輛延數十萬八千八百九輛、運轉延哩數七百七十六萬三千三百二十三哩に上り、一日平均運轉車輛二百九十八輛、運轉哩數二萬一千二百六十三哩の割合である。而て一箇年中の乗車人員は(延區數)四千五百五十四萬五千五百五十五人、同乗車料金參百參萬六千六百五拾壹圓壹錢にして、之を前年に比すれば乗車人員(延區數)五百三萬六千五百七十七人、乗車料金參拾五萬七千四拾壹圓五拾九錢の増加を示してゐる。

東京乗合自動車株式會社は、大正七年十月の創立にかゝり、資本金八百五拾六萬圓を有する。今其の昭和二年度の事業概況を觀るに、營業哩は二十六哩八九八にして在籍車輛二百八十八輛、同年中の運轉車輛延數七萬六千三百六十六輛、運轉哩數六百二十一萬五千五百七十七哩にして、一日平均運轉車輛二百九輛、同運轉哩一萬七千八百八哩である。

而て一箇年中の乗車人員(延區數)は四千二百八十五萬八千三十五人、乗車料金貳百八拾貳萬六千七百貳拾八圓九拾五錢にして、之を前年に比すれば、乗車人員(延區數)に於て八十八萬二千十六人、乗車料金に於て參萬九千參百拾五圓貳拾貳錢の減少を來してゐる。

ロ、諸車輛

近時帝都に於ける自動車及び自轉車は急激なる増加を示し、今や從來の運輸交通機關を驅逐し去らんとするの狀勢にある。即ち昭和三年四月一日現在に於ける自動車は、乗用六千六百五十八輛、荷積

用二千七百七十五輛、計九千四百三十三輛を數へ、前年の七千四百五十九輛に比較して千九百七十四輛を増加してゐる。自動自轉車は總數千百十九輛にして前年の千八輛に比し、之亦百十一輛の増加である。

自轉車は二十萬二千五十七輛にして、前年の十八萬三千八百十六輛より増加すること實に、一萬八千二百四十一輛である。

之に反し乗用馬車及び我國獨特の交通機關たる人力車は、逐年減少し、昭和三年四月一日現在には乗用馬車は僅に二輛に過ぎず、人力車は五千五百四十輛にして、前年に比し二千三百六十七輛、即ち四割三分の大減少を示してゐるのは注目すべき現象である。(東京市統計年表參照)

第五項 汽船、帆船及び小舟

本市に船籍を有する船舶の昭和二年末現在數は、西洋形船舶五百七十三艘、日本形船舶四十艘、計六百十三艘である。其中西洋形船舶にありては、蒸汽船二百五十四艘、機械船二百二十艘、風帆船九十九艘、又日本形船舶にありては積載量五十石以上百石未満のもの十八艘、百石以上二百石未満のもの十七艘、二百石以上五百石未満のもの五艘である。(東京市統計年表參照)

第六項 電車及び電話

市内に於ける電報取扱局所は、昭和三年三月末には七十七箇所であつて、年度内の電報の發信は、内國電報七百五十二萬九千四百六十三通、外國電報二十七萬八千六百六十三通、合計七百八十四萬七千六百二十六通にして、前年度の七百八十三萬六千九百十通に比し二萬九千二百八十四通の減少である。著信は内國電報六百三十三萬六千二百二十一通、外國電報三十二萬六千四百一十一通、計六百六十六萬二千六百三十二通にして、前年度の六百七十萬七千六百四十通に比し之亦四萬五千八通の減少を示してゐる。

次に市内の電話に付て見るに、昭和三年三月末に於ける市内電話加入區域内電話線路の延長は、七百四十七里十九町、線條(心線)二十五萬五千七百六里六町である。加入者は單獨加入八萬八千四百五十九、共同線加入四千五、連結三百五十九、計九萬二千八百二十三にして、外に通信事務用七百七十九ある。加入者相互間の通話度數は、二億一千五百三十二萬二千八百六回、電話取扱局に於ける加入區域内通話時數四十二萬二千八百六十六回、公衆電話所に於ける通話時數千二百四十萬千十一回である。

(東京市統計年表參照)

第七項 郵便

イ、郵便局

昭和三年三月末に於ける市内郵便局は、集配局(一、二等)二十二局、無集配局(三等)二百四十局である。

ロ、郵便物

市内郵便局の取扱つた引受數は、三年三月末に於て、實に八億五百七十三萬九千七百六十二通であつて配達數は五億三千三百三十七萬五千五百五十八通に上つてゐる。之を前年に比すれば、引受數一億八百九十四萬八千八百十二通、配達數一億一千四十二萬五千七百六十九通の増加を示してゐる。而して同年中引受數の最も多きは、十二月の一億一千百六十八萬八千四百五十四通、最も少きは十一月の五千六百七十九萬五千二十七通である。又配達數は一月の八千四百五十五萬七千八百二十四通最も多く、九月の三千三百五十六萬六千二百五十七通が最も少い。次に小包郵便物は、引受數千二百四十一萬八千九百十九個、配達數四百七十萬二千六百八十一通である。(東京市統計年表參照)

第八項 飛行機

新時代の要求する高速度機關の隨一である航空輸送事業は、歐米諸國に於ては政府の保護と民間の努力の結果最近十年間に非常な發達を來し、例へば獨逸のルフトハンザ航空輸送會社の如きは、一年の乗客數十萬三千人に及ぶ有様であるが、翻て我國の民間航空事業を見るに、數年前から朝日新聞社、

日本航空會社、日本航空輸送研究所等が、各個別々に試験的に旅客郵便物の輸送を行つて居るに過ぎない状態であつた。

然し乍ら昭和の時代標幟は正しく「空の日本」でなければならぬ。日本航空輸送會社が昭和三年十月、政府當局の後援と實業界有力者の盡力に依つて、資金壹千萬圓を以つて設立されたのも亦遅まきながらこの時代の要求に適したものと云へる。同社は純然たる民間營利會社ではあるが、政府は特に昭和三年度以降十一ヶ年に亘り、壹千九百九拾七萬圓の補助を與えることになつてゐる。

日本航空輸送會社の定期航空線路は、東京大連線及び大阪上海線の二つである。而て郵便物、貨物、旅客を運ぶ爲に完備飛行機三十臺、豫備發動機三十餘臺を要する豫定である。

會社の營業は昭和四年四月一日より開始されたが、初めはサルムソン機を以つて郵便飛行及び小荷物輸送のみを行ひ、爾來外國註文機も逐次到着したので、フォツカー機を就航させて七月から旅客輸送を行ふに至つた。

因に同社の飛行郵便には特に左の郵便特別附加料金を要する。

内地間	書	狀	拾五錢	葉	書	七錢
内地殖民地間及び支那間	書	狀	參拾錢	葉	書	拾五錢

猶ほ旅客飛行の料金は左の如し、

A、東京大連線

東京	三〇円	六五円	一〇五円	一四五円
大阪	三五円	七五円	一一五円	
福岡	四〇円	八〇円		
京城	四〇			
大連				

B、大阪上海線

大阪	三五円	一八五円
福岡	一五〇円	
上海		

次に當會社營業成績を見るに、事業開始勿々で幾多不備の點あるのは免れないのと、一般社會が未だ航空利用の觀念に乏しいこと、に因り、本期(昭和四年四月一日より、九月三十日に至る)の成績は未だ良好とまでは言へないけれども漸次期を重ねるに従つて隆盛に趨くことは、事業の性質から言つても明かなことであつて、尙ほ當期間經費の減少を計つた結果相當の純益を見るに至つたのは、本事

業の爲め喜ぶべきことであつた。

第六章 産業團體

第一項 産業組合

イ、總 說

産業組合とは自由なる人的結合であつて組合員の共同經營によつて、各組合員の家計的又は營利的經濟を補助せんとするものと言ふことが出来る。而て我産業組合法第一條は左の四種類の産業組合を認めてゐる。即ち(一)信用組合(組合員に産業に必要な資金を貸付し、及び貯金の便宜を得せしむるもの)(二)販賣組合(組合員の生産したる物に加工し、又は加工せずして之を賣却するもの)(三)購買組合(産業又は經濟に必要な物を買入れ之に加工し若くは加工せずして、又は之を生産して組合員に賣却するもの)(四)利用組合(組合員をして産業又は經濟に必要な設備を利用せしむるもの)即ち之である。

本市に於ける産業組合の沿革を尋ねれば、明治三十四年二月、有限責任東京實業信用組合の設立を嚆矢として、二三の組合の設立が有つたが、三十七年二月衆議院事務局屬徳田留藏氏等の提唱に依り官公吏を中心とする有限責任購買組合共同會なる名稱の下に一大消費組合の設立があつて、漸く市民の迷夢を覺醒するの感あらしめた。爾來漸を追ひて各地に組合設立を試みんとするものがあつたが、組合數少く業績の顯著なるもの尠くして、久しく幼稚の域を脱しなかつた。而し此状態は大正五年頃

まで續いた。然るに府に於て五ヶ年計劃の産業組合の宣傳あり、又大正七、八年世界大戰より齎らす物價騰貴は勢ひ購買組合熱を高調し、組合の新設續出するに至つたが、大正九年の財界反動は産業組合にも多大の損害を與へ、其の厄難より充分脱し切れない間に、續いて大正十二年の關東震災に依り組合界亦一大厄難を蒙つた。然し一面には震災が動機となつて特殊組合の建設を見たことは前述の如くであつて、更に燒失區域十二區に有限責任復興建築信用組合の設立を見たことも亦前に述べた所である。厄難時代を經過して大正十五年の頃より、組合改質發展時代に入つたと見ることが出来る。即ち此頃から數よりも質に、新設よりも充實に重きをおいた爲め、組合總數は却つて減少の傾向にあるも組合員數、資金及事業分量に於ては著しい増加を示し、殊に信用組合の活動の著しいことは注目し値する。

明河三十三年産業組合法發布以來二十七年を経たる昭和二年末に於ける本市の産業組合の狀況を見るに、種類別に見たる組合數は、信用組合及信用事業を行ふ組合最も多くして合計九〇（組合總數の約八割）次に購買組合一三（組合總數の約一割）次に購買利用組合九（組合總數の八分）以下利用組合及び販賣購買組合が夫々一（組合總數の一分）合計百十四組合である。而てその組合員合計は五萬七千三人である。之を全國と比較すれば組合數に於てその八厘を組合員數に於て其の一分三厘を占めてゐる。

ロ、營業成績

本市に於ける産業組合合計百十四組合の出資總額は、千五百八拾萬七千九百九拾七圓（全國出資總額の三分四厘）にして、其内拂込濟出資額は六百貳拾七萬八千五百八拾壹圓である。

次に組合の種類に従ひて其の營業振りを見るに、信用組合及び信用事業を行ふ組合は、前述の如く本市に於ける産業組合の總八割を占める多數であるが、業績も舉り中小生産者並に庶民階級に對する低利融資及勤儉貯蓄の勵行等により産業の開発、經濟の向上に貢獻する所大なるものがある。然し這般の大震災火災の爲致命傷を受けたるもの及び理事者に適材を缺き又は組合精神の徹底せざる爲、中途解散の止むなきに至りたるもの、亦尠なからざるは遺憾事である。昭和二年度に於て兼營包含の信用組合並に信用事業を行ふ組合九十組合の出資總額、千四百五拾八萬四千貳百九拾參圓にして、拂込濟金額五百七拾五萬九千九百四拾壹圓である。又其貸付金總計は千七百六拾四萬五千五百六圓にして貯金合計は五百九萬七千四百六拾四圓である。

次に販賣事業を行ふ組合は、漁業及び特殊工業品其他兼營にして、合計七組合、其の昭和二年末出資總額は拾九萬四千七百八拾五圓にして、販賣額は貳萬六千八圓（四組合）の僅少に止り、未だ甚だ不振の域を脱し得ない。

信用購買及び利用事業を行ふ組合は、大正六、十、十五年の組合法改正の爲其の事業範圍擴張せら

れ、其數も急に増加して、現在兼營包含四十四組合あるが、其の出資總額四百七拾四萬千七拾圓に達し、貸付金も六百七拾貳萬四千七百九拾四圓を示してゐて、住宅政策に寄與すること甚大である。

購買事業を行ふ組合は、兼營包含五十九組合にして、其の出資總額五百參拾九萬四千六百拾四圓である。購買事業を行ふ組合中、日用品を取扱ふ所謂消費組合は前述の如く大正七、八年物價暴騰の際急設した組合が多數であつた爲、大正九年三月の財界反動期を界に解散の悲運に陥つたものが多くあつた。然るに最近消費者の自覺に依り消費購買組合を企劃するもの漸く多きを加へ、殘に勞働者が單なる示威的運動より脱却して、眞面目にして穩健なる消費組合運動により地位を保持向上し、生活を改善安定せんとするの傾向盛んとなり、工場中心、而も資本家と協調の下に設立するもの逐年増加しつゝ、あるは甚だ喜ばしい現象である。猶購買事務を行ふ組合中五十六組合の賣却額は合計參百參拾四萬六千七百七拾五圓に達し、一組合平均五萬九千七百四拾貳圓に當る。

組合の組織は、組合總數百十四の中、保證責任七組合、無限責任一組合で、其他は皆有限責任で實に總數の九割三分を占めてゐる。蓋し有限責任が組合員を保護するに最適の組織であり、而て有限責任を公示することにより組合債權者を保護することにも事缺かないから、産業組合としても適當な組織であらう。

第二項 東京商工會議所

イ、沿革

東京商工會議所の起源を述ぶるに當つては、先づ筆を東京會議所に起さねばならない。而て東京會議所の起源な江戸町會所に在る。町會所は寛政年間に設けられたもので町内諸營業者の集會し各營業の便益を謀り其の取締をなしたるものである。明治五年之を廢して新に東京會議所を設立し、明治八年以來養育院、墓地、修路、瓦斯、鑛油燈及現華燈、商法講習所の行務を掌理した。然るに明治十年東京會議所解散され商工界には一の團體組織も存せず、旁々政府要路者の勧誘もあつたので、明治十年澁澤氏等數名東京商法會議所設立を計畫し、翌年設立認可の指令を受けた。然るに明治十六年府知事は東京市中の主なる會社組合等の代表者百二十名を召集して、東京全市聯合の商工議會を設立することを勧誘し、直ちに創立委員として澁澤榮一氏以下七名を指令し東京商工會設立せられ、其事務としては議事、調査、報告の三項を主たるものとした。次で明治二十三年九月十一日法律第十一號を以て商業會議所條例の發布あり、明治二十四年一月東京商業會議所の設立認可せられたるにより、東京商工會は解散せられた。會員の數は五十名とし、事務所を總額貳拾壹萬圓を以つて麴町區有樂町一丁目一番地に設立し明治三十二年之に移轉し現在に及んだ。東京商業會議所が其後昭和三年一月より東京商工會議所と改名せらるゝまでに施設したる事業は甚だ繁多にして一々之を擧ぐる邊は無程であるが、就中本市に關係深きものは東京灣築港問題に關する數度の建議、大正十一年の節約デー、大正十年竣成

せる東京府商工獎勵館の設立期成會、又天災其他の被害に對する救濟援助として、大正七年の東京風水害救濟會、又大正七年の米騒動の際東京臨時救濟會を組織して寄附金を募集し、米廉賣其他應急施設に活動して大に効果を收め、更に大正十二年九月一日大震災の勃發するや、直ちに大震災善後會を組織して寄附金を募集すると共に經濟復興に關する各種問題の調査研究、實行を行ひ、又東京商業會議所監督の下に東京實業組合聯合會をして臨時卸賣市場を經營せしめ、生活必需品の供給を潤澤ならしめ、併て商工業の復活を圖つた。

昭和二年四月五日法律第四十九號を以つて商工會議所法發布せられ、次で同年十二月二十八日施行令發布せられ、東京商業會議所は東京商工會議所と改名せられ、會員其他に付ても多少の變更があつた。

猶歴代會頭は、創立以來明治三十六年に至るまでは、每期澁澤榮一氏重任し、澁澤氏退任後は中野武營氏之に代り、大正六年よりは藤山雷太氏之に代り、更に大正十四年指田義雄氏之に代りたるが、昭和二年以來藤田謙一氏又之に代りて今日に及んでゐる。而て現在副會頭は稻茂登三郎氏及び岩崎清七氏である。

ロ、目的及組織

東京商工會議所は商工業の改善發達を圖る目的を以て次の諸事業を行ふものである。商工業に關する(一)通報(二)仲介又は斡旋、(三)調停又は仲裁(四)證明又は鑑定、(五)統計の調査及編纂(六)營造

物の設置及管理(七)其他商工業の改善發達を圖るに必要な事業即ち之である。

本會議所の議員は(一)商工會議所法第十二條第一號の議員(即ち同法第十四條乃至第十八條の規定に依り被選舉權ある者に就き選舉人の選舉したる議員)及び(二)同條第二號の議員(即ち地區内の重要商工業(1)銀行業(2)電氣事業(3)運輸業(4)金屬機械器具製造業(5)取引所及取引員業(6)織物卸賣業(7)紡織工業(8)鑛産業(9)保險業(10)土木建築業の十商工業を代表せしむる爲第十九條の規定に依り選出したる議員)の二種類から成り、議員の定数は五十人としてある。本會議所の役員としては會頭一人、副會頭二人、常議員十二人である。右は改正商工會議所法及び改正東京商工會議所定款に依るものであるが、現在調査し得る現況は、舊法に依るもの多き故、簡單に之を述べれば、舊法に於ては會員の数は五十名を定員とし、毎二年其の半數を改選したが、其後法令の改正に伴ひ毎四年議員を改選することに改め、特別議員は最初五名であつたが漸次増加して現今にては二十名を以つて定員とした。又常議委員は後常議員と改稱し、大正十一年より十五名に増加した。

昭和二年十二月末(舊法施行中)に於ける東京商工會議所議員は六十三名にして、内選舉に依り選出したる議員四十四名、商工會議所の選任したる特別議員十名、府知事の任命したる特別議員は九名である。

而して昭和三年度に於ける商工會議所議員選舉有權者(昭和二年十月一日の確定名簿に依る)は七

千百七名にして、之を選挙有権者納税種別に就て觀るに、所得税を納むる者一千七百二十六人（所得税と其の他の諸税とを併納する者は所得税納税者に算入す）此の税額壹千貳百貳拾七萬七千九百七拾貳圓、營業收益税を納むる者五千三百三十一人（鑛産税と營業收益税とを併納する者の人員は鑛産税納税者に算入す）此の税額七百八拾七萬貳千八百六拾壹圓、鑛産税を納むる者四十八人、此の税額五拾壹萬九千七百七圓、取引所營業税を納むる者二人、此の税額は百拾參萬五千九百貳拾貳圓にして、納税總額は貳千百八拾萬五千八百六拾貳圓である。

第七章 東京市産業施設の概要

第一項 産業事務

本市商工課産業掛に於ては、博覽會共進會、商工相談、産業調査等を其の事務の一部として行つてゐる。

イ、博覽會共進會、内外各地に開催される博覽會、共進會、展覽會、品評會、見本市等に對して、本市商工業者に出品を勧誘し、或は補助金を交付し、或は參考品の出品をなし、其他各種の方法を以つて極力本市商工業の紹介に努め、其の發展に盡力してゐる。昭和三年中に後援した博覽會其他の數は二十二ヶ所に及び、其の補助金總額は八萬四千圓に達してゐる。

ロ、商工相談、各種の商品に就いて、其の取扱商店、製造所、若くは其の取引狀況、或は特定商工業者の信用狀態等に關する各般の照會に應答し、或は市町村長等の添書を持參せる工場商店の參觀希望者に對して、種々紹介斡旋の勞を執つてゐる。昭和三年中の取扱件數は七百六十一件である。

ハ、産業調査、本市産業行政の基礎的資料を得ると共に、一般社會の參考に資する爲め左の如き諸種の調査を行つてゐる。

一、商工業調査

- 二、工場調査
- 三、重要工業品及特産品調査
- 四、貨物集散及船舶出入調査
- 五、中小商工業者の實情調査

第二項 資金貸付

イ、木造建築資金貸付

大正十二年九月の大震災火災により市内に於て焼失せる建築物は十七萬餘棟に達し、之が復興に關しては建築助成會社の創立に助力して耐震火構造建築の助成に力め來つたが、防火地區外に於ける多數の木造建築物、就中店舗及店鋪向住宅の建築復興の助成を計ることは、帝都の産業復興上焦眉の急なるに依り、大正十四年四月内務、大藏兩大臣に對し、之が建築助成資金に充當すべき資金の融通方を上申した所、幸ひ其の趣旨を認められ金七百萬圓の融通を受くることになつたので、市は直に該資金貸付に關する條例を設定し初期の貸付に着手した。其の後區劃整理の進行と共に、本資金の需要益々加はり既定七百萬圓を以つてしては到底市民の要望を満たす能はざるを觀取し、更に政府に對し七百萬圓増額方を申請せるに之亦昭和三年六月を以つて認可せられ、資金の總額は千四百萬圓となつたのである。茲に其の融通方法を概述すれば次の如くである。

甲、信用組合の組織

各區に一個の建築復興信用組合を設立せしめ、市は之に資金の貸付をなし、組合は市より借入れたる資金と、組合員の出資金とを合せて建築助成資金となし、組合員に貸付するものである。

乙、融通條件、償還方法

本市が組合へ貸付くべき資金は、前述の如く總額千四百萬圓にして、利率は年六分五厘、二年以内据置、爾後十五年間に半年賦元利均等償還方法に依り組合へ貸付け、更に組合は組合員に對して年八分十ヶ年以内の元利均等償還の方法に依り融通するものである。昭和四年五月一日現在の組合員は約五千人、既に貸付を了したる資金は九百萬圓に上る。

丙、建築助成の範圍

四谷、麻布の兩區は焼失戸數僅少なるを以つて其の必要なきものとして組合を設立せず。又牛込區は焼失區域に非ざるを以て、本條例適用の範圍外とする。

ロ、中小商工業者運轉資金融通

去る大正九年の經濟界の反動、大正十二年の大震災火災、昭和二年に於ける金融恐慌等、打續く財界の大打撃に因り、市内中小商工業者の金融は梗塞し、營業は益々不振に陥れる現狀に鑑み、之が救済を圖るは誠に緊急事たるを認め、昭和三年十一月、曩に設定したる木造建築資金貸付條例を改正し、